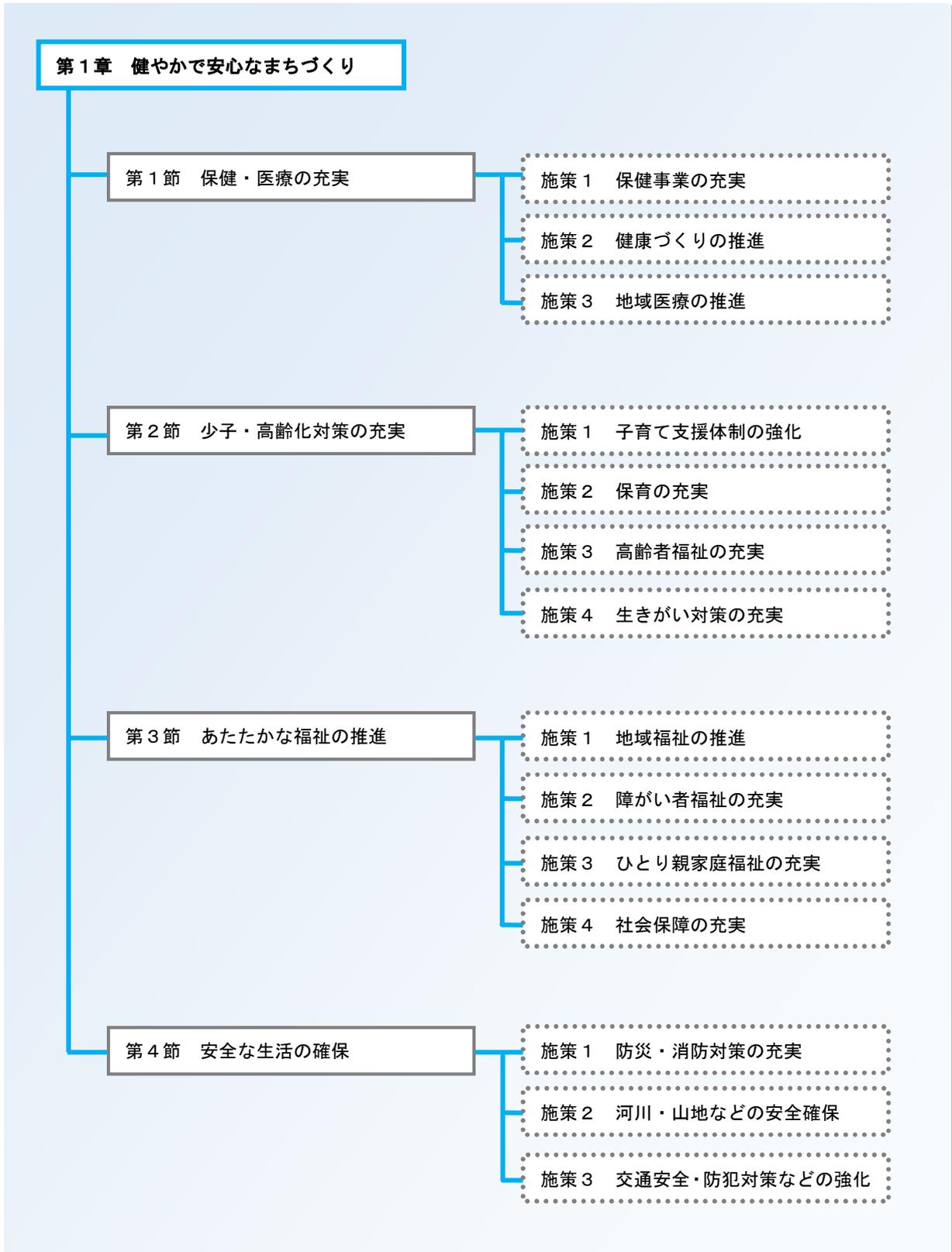


11/6 送信分

新規の修正個所には
青いマーカーを付けています

基本計画

第1章 健やかで安心なまちづくり



第1節 保健・医療の充実

1. 保健事業の充実

保健・医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や核家族化、医療の高度化、市民の健康意識の高まりなどにより大きく変化しています。

近年では、生活習慣病の増加や、高齢化の進展に伴う要介護者の増加が社会的な問題となっており、本市においても、がん、心疾患・脳血管疾患など生活習慣に起因する病気が死因の上位を占めています。今後も高齢化が進むことが予測される中、健康寿命の延伸を図る取り組みが重要です。

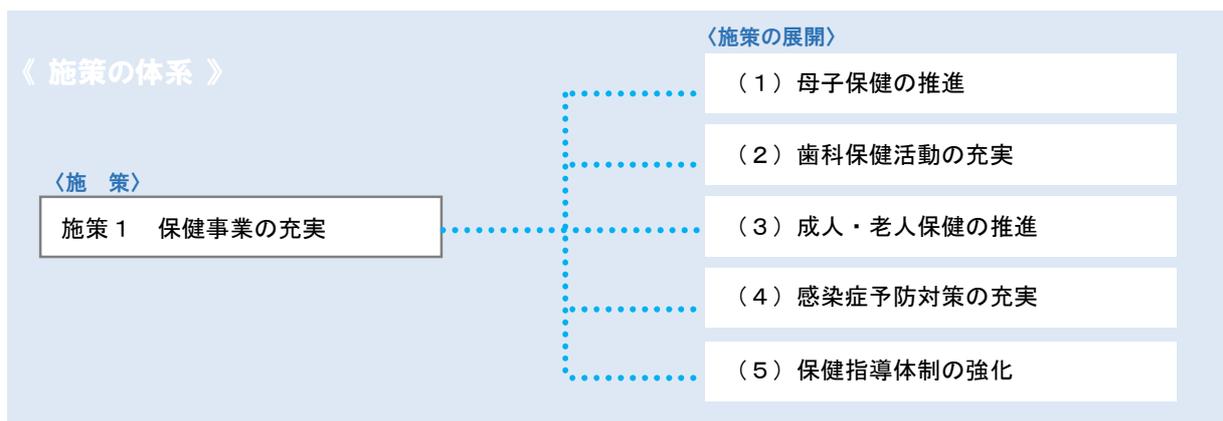
本市では、~~山形市健康増進計画~~である「健康山形 21（後期計画）」に基づき、「~~みんなで守ろう市民の健康~~」を基本理念に、健康寿命の延伸・健康格差の縮小と生活の質の向上に向けて各種健康講座や健康診査等を実施してきました。しかし、健

「あるため」が重複している

おり、今後も引き続き市民の自発的な健康管理意識を高めるた（リックシンドローム）の該当者や予備群に対する健康管理意識、生活習慣病予防対策を推進し、健康寿命の延伸を実現する必要があります。

また、「次世代育成支援対策行動計画」のめざす姿「親と子がと~~も~~育ち合い、健康で豊かな人生をおくる」ための支援として、妊娠期から母子の各種健康診査や教室・相談などを実施してきました。近年、育児不安を持つ母親が増加傾向にあるため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等早期からの子育て支援や、発達に偏りをもつ子どもたちや上手く子どもとの関わりを持ってない保護者が増加傾向にあるため、各種健診事業などにより、幅広い相談・指導を行っていく必要があります。今後は「子ども・子育て支援事業計画」（平成 26 年度策定）に基づき、すべての子どものすこやかな育ち（発達）の保障をするための支援を実施していくこととなります。

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、自分の健康を自ら管理できる能力を高め、生活習慣病予防や感染症予防など、ライフステージに応じた健康管理を促進します。また、健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療、事後指導を進め、市民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小と生活の質の向上に努めます。さらに、健康増進の先を見据えて、心身の健康な高齢者が活躍する場や機会についても、関係各課との連携により検討を進めます。



〈施策の展開〉			
1. 保健事業の充実			
項目			担当課
(1)	母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産や育児、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の充実を図るとともに、事後指導や訪問指導の強化を図ります。 ● 乳幼児相談や発達相談、その他各種教室の充実を図るとともに、子育て中の保護者に対して、これらの機会を活用したきめの細かい指導に努めます。 ● 各種福祉施策との連携を図りながら、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。 	健康 介護課
(2)	歯科保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「はみがきけんしん」などによる乳幼児のむし歯予防対策や年中児から中学生までのフッ化物洗口を継続するほか、成人に対する歯周病予防のための健診・相談・指導の充実に向け、歯科医師会等と連携して体制整備を図ります。高齢者には、口腔機能低下予防を目的に、口腔機能向上トレーニングや適切な口腔ケア手法の指導に努めます。 ● 生涯を通じて自分の歯を持ち、健康で豊かな生活を営むことができるよう、8020 運動の普及活動に努めます。 	健康 介護課
(3)	成人・老人保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診査やがん検診などの内容の充実を図るとともに、健康教育や訪問指導などを進め、対象者の健康状態や生活状況に応じた個別指導を充実します。 ● 様々な機会を活用し、健康診査やがん検診の周知と受診勧奨に努めると同時に、精密検査未受診者への受診勧奨を強化します。 	健康 介護課
(4)	感染症予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種や結核検診の充実を図ると同時に、受診に向けた普及・啓発を進めます。また、未接種者や未受診者への受診勧奨により接種率・受診率の向上に努めます。 ● 関係機関との連携を図りながら、H I Vや新型インフルエンザなど、感染症に関する正しい知識や予防対策の普及・啓発を進めるとともに、県、医師会等と連携して危機管理体制の整備を図ります。 	健康 介護課
(5)	保健指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導内容に応じて必要な専門スタッフを確保するほか、専門職員の研修機会を拡充します。 ● 保健・医療・福祉・教育の連携を推進し、保健指導体制の強化を図ります。 ● 地域で保健活動を実施するための場の確保に努めます。 	健康 介護課

スペースが多と合わない

〈 主な数値目標 〉

乳幼児健診受診率 【H25:98.0%⇒H31:100%】	統一した方が良いのでは	12歳児がん検診受診率の減少(12歳児) 【H25: 20%以下】
乳児全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問事業)【H25: 87.9%⇒H31:90%以上】	20 達成者数 【H25: 58 人⇒H31:100 人以上】	
う歯のない人の増加(3歳児) 【H25: 87.9%⇒H31: 90%以上】	特定健診受診率 【H24: 28.6%⇒H29: 60.0%】	
12歳児一人平均むし歯指数(DMFT 指数)【H25: 0.08 本⇒H31: 0 本以下】	がん検診受診率 【H25: 10.49~20.71%※⇒H31: 50.0%】	

※各種がん検診ごとに受診率に差がある

2. 健康づくりの推進

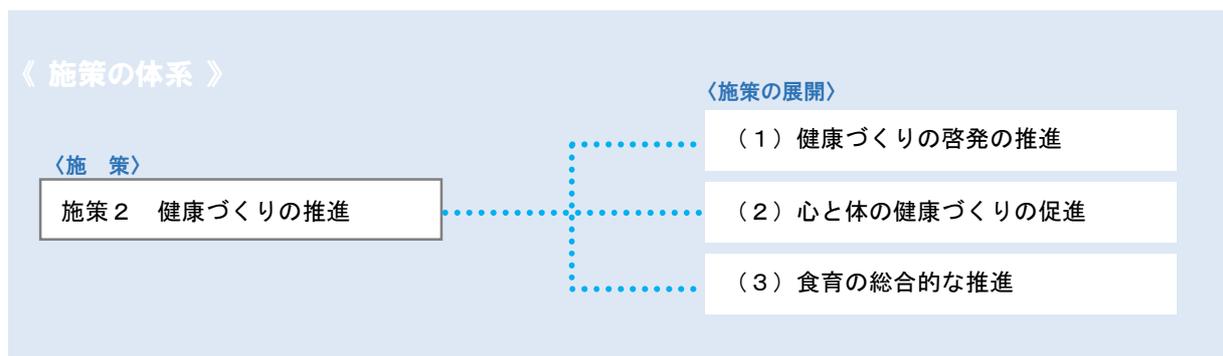
わが国は、世界有数の長寿国であり、急速な高齢化の進展をはじめ、個人の価値観、ライフスタイルの多様化に伴う食生活や身体活動などの生活習慣の変化により、生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な社会問題となっています。

健康日本 21 では、壮年期死亡（早世）の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的とし、個人による健康づくりと社会的な結びつきの両面から「健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」を目指めざしています。また、食育基本法第 16 条に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため第 2 次食育推進基本計画が策定され、「周知」から「実践」へ、というコンセプトのもと、各種の取り組みが進められています。

本市では、健康づくりの活動を推進する市民グループを立ち上げ、「健康管理」「食生活」「運動」「こころ」をテーマに活動を展開するとともに、乳幼児期から日常生活の中で気軽に実践できる健康づくり活動の普及にも努めています。今後は地域リーダーの育成や指導者の確保に努めていくことが求められます。

また、近年、仕事や健康、人間関係などの様々な要因による心の病気が増加しています。このため、各種関係機関や専門家と連携したメンタルヘルス対策を推進していく必要があります。

地域での自主的な健康づくり活動を推進し、地域ごとの状況にあわせた市民主体の健康づくり活動が広がるよう支援します。また、市民・専門家・行政が協働で企画運営に携わり、健康づくりを推進する体制づくりに努めます。



〈施策の展開〉		
2. 健康づくりの推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 健康づくりの啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関及び団体との連携を図りながら、健康についての講座やイベントなどを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。 ● 市民主体の活動団体を支援し、市民の自主的な健康づくり活動を促進します。 	健康介護課
(2) 心と体の健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民主体の健康づくりを推進するため、市民や専門家、関係機関、行政との協働により、「健康山県 21 計画」を推進します。 ● 関係機関及び団体との連携を強化し、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進を図り、メンタル・ヘルスケアについての普及・啓発を推進します。 	健康介護課
(3) 食育の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「山縣市食育推進計画」に基づき、生涯を通じた食育の推進を図るため、関係機関や関係団体などとの連携を強化し、課題の共有を図り、地域全体で子どもから高齢者まで正しい生活習慣を身につけるための食育の推進に努めます。 	健康介護課

《 主な数値目標 》

3 歳児朝食摂食率
【H25: 93.8%⇒H27:100%】

ストレスが大いにあった人の割合
【H23: 3 割⇒H27: 1 割以下】

普段自分で健康だと思う人の割合
【H23: 8 割⇒H27: 9 割】

地域活動に参加する人の割合
【H23: 3 割⇒H27: 5 割以上】

H26 総合計画の調査結果を使う？
個別計画の調査数値で継続して掲載する場合は基本構想の活動人口との整合または差別化を検討。

現在アンケート集計中のため、
H26 数値が入ります。

3. 地域医療の推進

市民の多様な医療ニーズに対応し、安心して、いつでも適切な医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実が求められています。

国の社会保障改革では、医療機能の分化・連携（「医療連携」）を推進することにより、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるよう「地域完結型医療」を推進しており、中でも身近なかかりつけ医や薬局が、地域医療の重要な役割を担うようになっていきます。また、高齢化の進展により救急医療ニーズは増大することが予測され、市内の中核病院である岐北厚生病院との更なる連携強化が必要です。

本市の医療機関の配置は岐阜市に近い南部に偏っており、高齢化率の高い美山地域の北部には医療機関がありません。そのため、医療機関による往診等を行っていますが、今後も地域の状況に応じた安心して診療が受けられる医療体制の整備が必要です。高齢化の進展に伴い、医療ニーズのさらなる増大が予想されることから、在宅療養も視野に入れた地域医療体制の確立と自主運行バスの運行などにより医療機関への通院手段の確保に努めます。

また、救急医療体制では、山県医師会へ委託して休日診療在宅当番医制度を確立するとともに、二次救急医療として岐北厚生病院での受入体制を整備しています。今後も、市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携による地域医療体制の充実が必要です。さらに、災害時には迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時からの山県医師会、岐北厚生病院等との連携強化が必要です。

山県医師会や山県歯科医師会との連携を強化し、医療サービスや救急医療体制の充実に努めます。そのため、関係機関との広域的な連携を図り、地域医療体制の一層の強化を促進し、かかりつけ医から専門機関へ、病院から在宅へといった地域の医療機関が緊密に連携した医療体制の構築に努めます。また、救急医療の高度化を推進するとともに救命率の向上を図るため、関係機関との連携強化により、救急医療体制の強化を図ります。

〈 施策の体系 〉

〈 施 策 〉

施策3 地域医療の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 地域医療体制の強化

(2) 救急医療体制の充実

(3) 災害医療体制の整備

〈施策の展開〉		
3. 地域医療の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 地域医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 山県医師会や山県歯科医師会などとの連携を強化し、総合的な地域医療体制の充実を図ります。 ● 山県医師会の協力を得ながら、病診連携などの医療機関相互の連携を促進します。 ● 保健・福祉と医療との連携を図りながら、在宅療養に向けた訪問看護、訪問診療などの支援体制を強化します。 	健康 介護課
(2) 救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日・夜間及び小児救急医療体制の充実を図ります。また、関係機関との広域的な連携により、救急医療体制の強化を進めます。 ● 救急の高度化を推進するとともに、医療機関との連携を強化し、救急医療の充実を図ります。 	健康 介護課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 救命率の向上を図るため、救急救命士、気管挿管認定救命士、薬剤投与認定救命士、ビデオ喉頭鏡認定救命士の養成をすることで救急救命体制を強化します。また、市民の誰もが「一定レベル」のサービスを受けるための救急隊員の資質を一段と向上させ、十分な知識や熟練した技術を有する隊員の育成を図ります。 	消防 本部
(3) 災害医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、山県医師会、岐北厚生病院等の関係機関との連携により、迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時から連携の強化に努めます。 	健康 介護課

〈 主な数値目標 〉

救急医療体制の満足度
【H24: 30.9%⇒H31:50.0%】

※掲載可能な項目をご検討ください【H25・26⇒H31の数値把握が可能な項目】

(例)

- ・ 医療機関との連携の機会の数値
- ・ 医療機関と連携した講座等の回数
- ・ 保健センターでの休日・夜間診療の実施体制 100%→100%
- ・ 高齢者の調査で「かかりつけ医がいる割合」等

第2節 少子・高齢化対策の充実

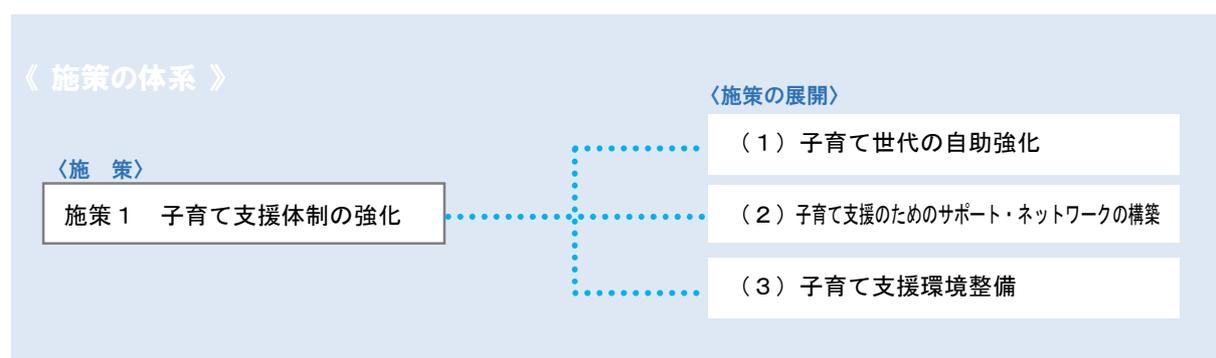
1. 子育て支援体制の強化

少子化の進展に伴い、今後の労働力人口の減少や経済成長、社会保障制度の維持などへの影響が懸念されています。また、核家族化や共働き世帯の増加、様々な育児の不安を抱える保護者への対応など、子育て環境をめぐる課題は多く、市民の潜在的ニーズを踏まえた子育て支援施策の強化が必要です。

本市では、子育て応援講座等による子育てに役立つ講座の開催や、各種乳幼児サークルの開設、乳幼児教室の開催など、子育て支援のための様々な支援を行っています。しかし、近年の少子化や子育て家庭の孤立などの影響により、参加人員が減少しているため、子育て中の親子が気軽に集まることができるような子育て支援センターの運営の充実が必要です。

今後は、市民、事業者、行政等の連携により、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを強化し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、子どもの保護者や子ども・子育て支援に携わる様々な人の意見を反映した、子育て支援施策の充実が必要となっています。

誰もが子どもを産み育てることに希望を感じ、安心して子育てができる環境を整備することにより、次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに成長するよう支援します。そのために、社会環境の変化を踏まえ、「山縣市子ども子育て支援事業計画」の着実な推進及び適時評価・見直しに努め、総合的な子育て支援体制の強化を図ります。



〈施策の展開〉		
1. 子育て支援体制の強化		
項目	施策の内容	担当課
(1) 子育て世代の自助強化	●子育て中の親を対象に自助グループを組織し、自助グループの活動を促すため、地域での子育てサークルなどの活動を促進し、学習や情報交換の機会の拡充に努めます。	福祉課
(2) 子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築	●子育てに関する多様なニーズに見合う支援活動を展開するために、支援方法の協議及び関係機関との連絡調整を図ります。	福祉課
(3) 子育て支援環境整備	●子育てに役立つ講座、教室の開催、育児相談、ファミリーサポートセンターでの子どもの一時的預かりを実施し、安心して子育てができる環境を整備します。	福祉課

〈 主な数値目標 〉

ファミリーサポート事業利用件数
【H25: 97件⇒H31:00件】

子育て支援活動を行っている人の割合
【H26: 8.1%⇒H31: 50%】

●●●●●●●●●●
【H26:000人⇒H31:000人】

●●●●●●●●●●
【H26:●割⇒H31:●割以上】

※掲載可能な項目をご検討ください【H25・26⇒H31の数値把握が可能な項目】

(例)

- ・子育て支援センター利用者数
- ・保育所の待機児童数
- ・児童委員研修会参加 延人数 等

2. 保育の充実

平成 24 年 8 月制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、「山縣市子ども・子育て支援計画」を策定し、平成 27 年 4 月より「次世代育成行動計画」を踏襲し、保育ニーズや放課後児童クラブ利用者ニーズに対応するサービスの充実を進める。

近年、出生率の低下や核家族の進行、女性の社会進出などにより、保育に対するニーズは多様化しています。また、指定管理保育（保育所民営化）を検討する必要があります。

教育と合わせた掲載を検討中
体系整理の内容検討後に作成します

保育児童数は 564 人であり、特に南部地域や低年齢児からのニーズが課題となっています。また、保育所運営を

放課後児童クラブについては、対象児童を 1～3 年から H25 年度より 4 年生まで拡充し、H26 年度からは土曜日についても高富児童館と子どもげんきはうすのみで開設しています。地域によっては公民館等で実施しているため、安心安全に過ごせる環境作りに努める必要があります。また、指導員の確保と資質向上が課題となっています。

「山縣市次世代育成行動計画」などに基づき、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図ると同時に、利用者の動向を踏まえた保育施設の整備などの環境づくりを進めます。放課後児童クラブについては、利用者数や利用者ニーズなどを踏まえ、施設・設備の充実や指導員の確保に努めます

〈 施策の体系 〉

〈 施策の展開 〉

〈 施策 〉

施策 2 保育の充実

(1) 保育サービスの充実

(2) 放課後児童対策の強化

〈施策の展開〉		
2. 保育の充実		
項目	施策の内容	担当課
(1) 保育サービスの充実	<p>●保育のニーズに即した保育所施設や設備の整備を進めるとともに、利用者の動向を見据えながら、計画的な統合を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>教育と合わせた掲載を検討中 体系整理の内容検討後に作成します</p> </div> <p>配慮した食事の提供に努めるとともに、食を通じた子どもの健全育成をします。</p>	福祉課
(2) 放課後児童対策の強化	<p>●保護者が就労や疾病、介護などにより、昼間家庭での保護指導を受けることができない児童（小1～4年生）を対象に、授業の終了後や夏休みなどの長期休業期間において適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図ります。</p>	福祉課

〈 主な数値目標 〉

保育所統廃合
【H25:8園⇒H31:6園】

放課後児童クラブ利用者数
【H25:162人⇒H31:116人】

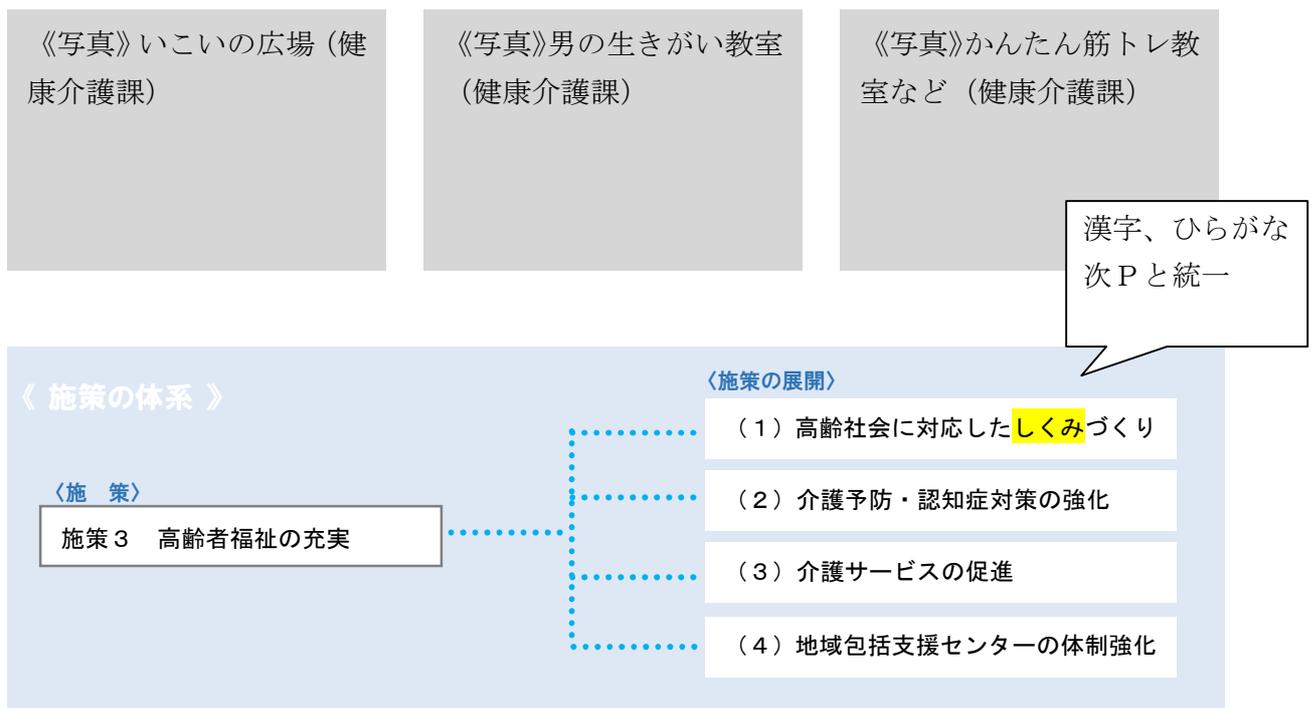
3. 高齢者福祉の充実

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上となることを見込まれています。本格的な高齢社会を迎える中、高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていける体制や環境の整備と、健康保持のための介護予防の取組みを、一層進めていく必要があります。国では、平成27年度から介護保険制度の方向性が大幅に見直され、現行の予防給付のうち通所介護、訪問介護が市町村事業に移行されます。さらに地域支援事業の実施や在宅医療・介護の連携推進などをはじめとする地域包括ケアシステムの強化が進められており、市町村の担う役割は大きなものとなっています。

本市においても高齢者人口は増加しており、これまでも「山県市高齢者福祉計画」に基づいて介護保険の円滑なサービスの提供を行ってきました。しかし、介護保険認定者の増加とともに介護保険サービスの利用も年々増加し、介護保険財政における負担の増大が懸念されています。

また、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯、認知症高齢者なども増加傾向にあるため、地域包括支援センターを拠点に、それぞれの状況に応じた支援に取り組み、高齢者が尊厳をもって日常生活を送ることができるよう支援する必要があります。

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって元気に生活できるよう、健康づくりや介護予防への意識を高めるとともに、各種サービスを総合的に提供できる体制を整えます。また、市民や団体、事業者などの連携を強化し、助け合い、支え合う環境を目指します。



〈施策の展開〉

3. 高齢者福祉の充実

項目	施策の内容	担当課
(1) 高齢社会に対応した 仕組み づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●山口市高齢者福祉計画の円滑な推進に努め、適切な評価・見直しを行います。 ●高齢者の健康づくり、介護予防などの学習の機会、広報活動を充実させ意識啓発を強化します。 ●地域での見守り活動や声かけ運動など支え合いの仕組みをつくりま 	健康介護課
	<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉センターが高齢者の健康増進、教育の向上、レクリエーションなどの活動拠点となるよう、サービス内容の充実を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえ必要な改善・整備を行います。 	福祉課
(2) 介護予防・認知症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が在宅生活を継続できるよう、社会福祉協議会などとの連携を強め、生活支援サービスの充実や、地域での高齢者とじこもり予防事業、安心して生活していくための安否確認、定期的な状況確認のための訪問を実施します。 ●認知症高齢者の早期からの適切な診断や対応、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援ができる体制づくりを進めるとともに、認知症対応型通所介護などの基盤強化を図ります。 	健康介護課
	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、社会福祉協議会などとの連携を強化しながら、外出支援サービスなどの生活支援サービスを推進します。 	福祉課
(3) 介護サービスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅サービスの適切な利用促進と介護保険施設などへの入所の適正化を図るとともに、地域密着型サービスについても推進します。 ●山口市高齢者福祉計画に基づき、介護保険サービスの適切な利用を促進し、身体機能の維持や重度化防止に努めます。 ●介護サービス事業者への適切な指導を行い、サービスの質の向上と利用者の尊厳保持に努めます。 	健康介護課
(4) 地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支援事業では、包括支援事業として介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを実施します。 ●地域包括支援センターが中心となり医療・福祉・介護の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ●地域ケア会議の効果的な実施に努め、多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ります。 	健康介護課

〈 主な数値目標 〉

見守りボランティア登録人数
【H25：25人⇒H31：35人】

伊自良老人福祉センター（入浴サービス）利用者延人員数
【H25：6,959人⇒H31：7,000人】

美山老人福祉センター利用者延人員数
【H25：2,967人⇒H31：3,000人】

外出支援サービス利用者実人員数
【H25：29人⇒H31：30人】

げんき高齢者祝金
【H25：79.6%⇒H31：90.0%】

認知症サポーター延人数
【H25：1,015人⇒H31：1,800人】

4. 生きがい対策の充実

前Pと順序を統一

高齢化社会を迎え、高齢者の多様化するライフスタイルに応じて活躍できる環境づくりが求められています。その一方で、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が課題となっており、急増する高年齢者単身世帯や高年齢者夫婦世帯などへの支援体制の構築を進める必要があります。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、元気な高齢者による地域での支え合いの仕組みづくりや、地域活動の担い手としても活躍してもらえよう環境の整備が必要です。

本市では、老人クラブ活動や山口市シルバー人材センターなどを支援し、高齢者の生きがいづくりや就労の機会の提供など、活力ある高齢社会の構築に取り組んでいます。しかし、近年、老人クラブの加入率は低下しており、活動の活性化及び加入率の増加に向けた支援が必要となっています。

今後は、一層多様化する高齢者の生きがい活動におけるニーズを踏まえ、高齢者の知識や技能、経験を活かす場を拡充するほか、生涯学習や文化、スポーツ、就労、ボランティアなど幅広い分野において、気軽にやりがいを持って参加できる機会を確保することが必要です。さらに、これらの活動を通じて、高齢者相互の交流や異世代交流の促進を図り、孤独感の解消はもとより地域の活性化、地域力の向上につなげていくことも重要となります。

高齢者がこれまでに培った知識や経験、技術を生かしながら、地域活動の担い手としてボランティア活動等で活躍し、地域における支え合いの体制が構築されるよう、老人クラブなどの組織活動を支援し、地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策4 生きがい対策の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 高齢者組織の育成

(2) 参加・交流の促進

〈施策の展開〉

4. 生きがい対策の充実

項目	施策の内容	担当課
(1) 高齢者組織の育成	<ul style="list-style-type: none">● 趣味活動やレクリエーションなどの多様な活動を支援し、老人クラブ活動の活性化を促進します。また、老人クラブ活動の加入率の増加に向けた支援を行います。● 生涯学習関係団体との連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動など的高齢者の自主的なサークル活動を支援します。● 高齢者が介護予防、日常生活支援総合事業などの各種支援策において、担い手としてやりがいをもって活躍することができるよう、ボランティアの支援や育成に努めます。	福祉課 健康 介護課
(2) 参加・交流の促進	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者が就労を通じて生きがいを得られるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。● 高齢者の豊富な知識・経験などを活かすとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会を確保するため、老人クラブ会員が中心となった、地域での異世代交流を推進します。● 高齢者の様々な活動への参加を促進するため、多様化するニーズに対応した情報提供に努めます。	福祉課

〈 主な数値目標 〉

単位老人クラブ会員数
【H25: 2,776人⇒H31: 3,396人】

シルバー人材センター会員数
【H25: 416人⇒H31: 500人】

単位老人クラブ加入率
【H25: 26%⇒H31: 28%】

数値目標の例

- ・ 個別分野での調査で、生きがい等についての調査結果。(3節 1 地域福祉の醸成でも可)
- ・ 山県市ボランティア・市民活動センターで高齢者が主体となったサークル活動件数を把握していれば、掲載してもよいのではと思います。

第3節 あたたかな福祉の推進

1. 地域福祉の推進

近年では、東日本大震災等を契機に市民同士がお互い支えあい、助け合うために地域コミュニティの一層の活性化が求められています。

本市では、多くの市民、社会福祉協議会と市とが協働して策定した「第2次山口市地域福祉推進計画」に基づき、「幅広い視点に立って、いろいろな立場の人たちと力をあわせ、住民みんなで学習し、工夫し、それぞれができることから取り組んでいく」「必要に応じて、日常生活をサポートするためのしくみを生み出す」「活動が、地域社会の活性化につながる工夫をする」という視点に立ち、様々な取り組みを進めています。

今後も、少子高齢化や激しい社会変化に伴い、多様化する市民の生活課題に柔軟に対応していくために、協働による地域福祉のまちづくりを推進し、生活課題を発見・解決する仕組みや、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくりが必要です。

山口市地域福祉推進キャラクター「つなぎとあわせ」の画像と解説文を掲載してはいかがでしょうか。

市民一人ひとりの福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の主体的な参加の促進や連携強化に努めます。そのために、市民参加による活動を推進し、市民と行政が役割分担しながら、協働による地域福祉のまちづくりを継続・発展させていきます。また、ユニバーサルデザインの視点から、全ての市民が利用しやすいまちづくりを進めていきます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 地域福祉の推進

〈 施策の展開 〉

- (1) 地域福祉のまちづくりの推進
- (2) 福祉教育の充実とボランティア活動の促進
- (3) 当事者同士の支え合い、助け合い促進
- (4) 適切なサービスの供給、調整

〈施策の展開〉		
1. 地域福祉の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 地域福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のまちづくり懇談会を開催し、地域福祉のまちづくりを推進します。 ●高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動など地域福祉のまちづくりを通じて、ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。 ●民生委員・児童委員やふくしまちづくり推進員などの活動を促進し、地域での支え合い意識の醸成に努めます。 ●社会福祉協議会と協働して「ふくしまちづくり活動助成金」制度を活用し、第2次山県市地域福祉推進計画に基づいた地域福祉活動を支援し、福祉風土の醸成を図ります。 ●「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。 	福祉課
(2) 福祉教育の充実とボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育の普及促進やボランティア活動への参加促進、新しい担い手の確保に努めるとともに、ボランティア育成のための研修会や講座を開催します。 ●ボランティアの組織化、ボランティア活動の助言・相談、調整、指導者の育成などを支援します。 ●市民やボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、その他福祉事業者との連携を強化します。 ●学校や福祉施設などと連携して子どもたちの福祉の学びを支援する取組みなど福祉教育活動の展開を支援します。 ●福祉まちづくりフォーラムの開催などにより、ボランティア活動についての情報提供、情報交流、活動当事者同士の交流など、地域福祉活動の啓発に努めます。 	福祉課
(3) 当事者同士の支え合い、助け合い促進	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者同士の支え合い、助け合い活動を展開する老人クラブ、身体障がい者福祉協会、精神障がい者のデイケア、精神障がい者家族会、母子寡婦福祉会、次世代育成支援親グループワーク、遺族会などを支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、当事者活動の組織化を支援します。 ●身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、地域活動支援センターなどのピアカウンセリング活動を支援します。 ●遺族会等への補助金の交付を行います。 	福祉課
(4) 適切なサービスの供給、調整	<ul style="list-style-type: none"> ●保健、医療、福祉、教育など、各種機関との連携を図り、情報の共有や適切なサービス提供に努めます。 ●ケアマネジメント体制を強化し、福祉サービス利用者に対する総合的な支援体制づくりに努めます。 ●サービス利用に結びついていない要援護者の把握や効果的な利用促進に向けた啓発を強化します。 ●成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援等の各種支援を行うとともに、制度の普及啓発に努めます。 	健康介護課

〈 主な数値目標 〉

地域福祉活動事業補助団体
【H25: 4団体⇒H31: 5団体】

ふくしまちづくり推進員
【H26: 2校区⇒H31: 5校区】

その他の数値目標の例

- ・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合
- ・講座の開催数 等

2. 障がい者福祉の充実

障がい者を取り巻く制度は、平成 15 年度に措置制度から支援費制度、平成 18 年度には障害者自立支援法、そして平成 25 年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと変更されています。

また、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）が成立しており、行政機関等については、「社会的障壁の除去」を障がい者や家族から求められた場合に「合理的配慮」を行うことが義務付けられました。

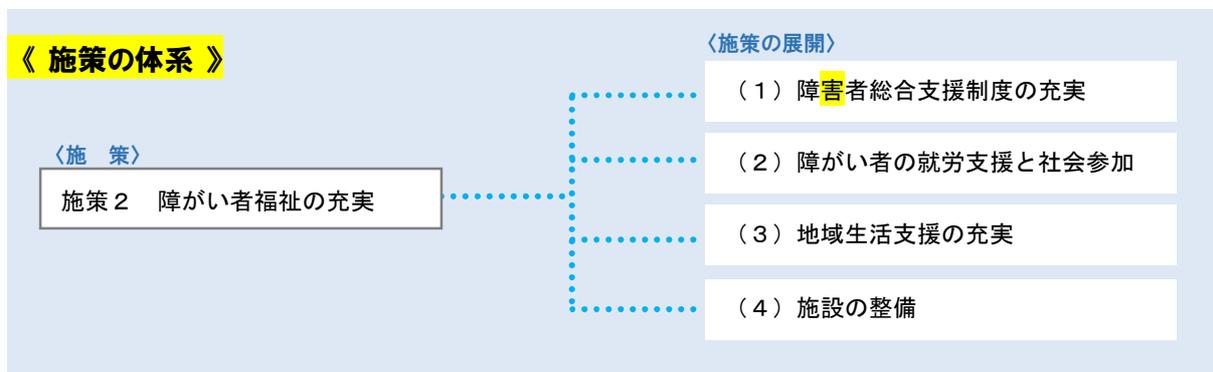
本市では、障がい福祉の方向性を定めた「第 2 次山県市障がい者計画」に基づき各種施策を推進してきました。現在市内には、各種身体障害者施設や知的障害者施設が多く設置されていますが、精神障害者施設はありません。障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行に向けては、グループホーム等の生活の場の確保が必要となっています。

また、障がい者の自立支援に向けて、関係機関・団体等とも連携して適切な支援体制の構築に引き続き取り組む必要があります。今後は、サービス供給提供に関する相談業務を充実するとともに、障がい者がより適切なサービスを受けられるよう、サービスの基盤整備・相談支援体制の確立、個別ケースのコーディネートなど、サービス事業者や関係機関と市が連携して各種の取り組みを推進する必要があります。

《 施策の方針 》

障がい者の自立を推進するために、特に居宅サービスの充実に努めるとともに、効果的な居宅・施設サービスの供給提供を図るため、相談体制やケアマネジネットの充実に努めます。

また、地域の障がい者への理解促進や地域活動への参加・交流の機会を拡充し、全ての人がお互いに尊重し合いながら、地域社会の中で暮らすことのできる環境づくりに努めます。



〈施策の展開〉		
2. 障がい者福祉の充実		
項目	施策の内容	担当課
(1) 障害者総合支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市の障害者自立支援推進協議会などにより、障がい者(児)に対するある人のサービス提供及び相談支援のネットワーク化や権利擁護体制の整備・推進に努めます。 ●障がい者のニーズや実態に即した障がい者施策の推進や障がい者計画の円滑な推進に努め、適切な評価と見直しを行います。 	福祉課
(2) 障がい者の就労支援と社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用推進法に基づき、関係機関との連携を強化しながら地域での自立・雇用を促進し、障がい者のある人の社会参加・地域移行の支援に努めます。 ●文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、知的障がい者や精神障がい者などが参加しやすい環境づくりに努めます。 	福祉課
(3) 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉と保健・医療との連携を図りながら、相談支援事業者などと共に障がい者への相談体制の充実を図ります。 ●身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員との連携を図りながら、ニーズの把握や情報提供、相談・指導を充実します。 ●障がい者のある人の雇用促進や就労支援の体制づくりに取り組みます。また、知的障がい・精神障がいのある人などの特性に応じた支援に努めます。 ●身近な地域で早期に子どもの発達や成長面の相談に対応し、一人ひとりの状況に応じた適切な指導と援助ができるよう、ピッコロ療育センターを拠点に、療育機能の充実を図ります。 ●福祉と保健・医療との連携を図りながら、相談支援事業者などと共に障がい者への相談体制の充実を図ります。 	福祉課
(4) 施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な調整を図りながら、民間による生活介護や就労支援、グループホームなどの障がい者施設整備の働きかけを行います。 ●地域生活支援拠点の方向性を追記してはいかがでしょうか(市内で?圏域で?等)。 	福祉課

ご一考のこと。要確認

記載不要ですか?要確認

〈 主な数値目標 〉

施設入所者の地域生活への移
【H25:0人⇒H31:1人】※H26に2人

福祉施設から一般就労への移行
【H26:1人⇒H31:3人】※H26に6人

数値目標の例

- ・イベント参加人数
- ・支援団体数等
- ・アンケート調査等で理解促進等に関する項目があれば

※平成26年度策定の障がい者計画における指標から使用可能なものあれば掲載を検討

3. ひとり親家庭福祉の充実

《 現状と課題 》

近年、離婚件数の増加など、様々な要因により、ひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、子どもが心身ともに健やかに成長するためにも、親の社会生活における自立への支援を進め、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加などができる環境の整備に取り組む必要があります。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し安心した生活を営むため、相談窓口や経済的自立に向けた支援制度の周知によるサービスの活用促進、就業への支援による安定した収入と継続的な就業状態の維持などが必要です。

本市では、母子家庭に対して、母子自立支援員による就職相談及び母子福祉資金貸付などの福祉制度の相談を実施しています。また、民生委員・児童委員との連携により、自立に向けた各種相談・支援にも取り組んでいます。さらに母子寡婦福祉会でも、レクリエーションや地域交流会を実施し、ひとり親家庭への交流の機会の提供や各種情報の提供を行っています。

今後は、ひとり親家庭からの自立や生活に関する相談などについて、一層の周知を図るとともに、母子寡婦福祉会の新規会員や、若い世代の会員を確保することが必要となっています。

また、父子家庭については、対象となる福祉制度が限られているため、民生委員・児童委員などとの連携を図り、ひとり親家庭の実態把握や自立に向けた相談・指導の強化を図り、関連制度の有効活用を促進する必要があります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題を把握し、適切な支援を行うことにより、社会生活における暮らしやすい環境づくりに努めます。また、子育てや、安定した収入が得られるような就業への支援を行うことにより、世帯としての自立促進を支援します。

《 施策の体系 》

《 施策 》

施策3 ひとり親家庭福祉の充実

《 施策の展開 》

(1) 相談・支援の充実

(2) 生活の自立支援

〈施策の展開〉		
3. ひとり親家庭福祉の充実		
項目	施策の内容	担当課
(1) 相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の交流機会や、各種情報の提供等の活動に対し、補助金を交付します。 ●民生委員・児童委員や自治会などと連携を図りながら、ひとり親家庭の実態把握に努め、児童が育成される家庭の生活の安定と母子親の自立支援の促進に向けた適切な支援に努めます。 ●民生委員・児童委員や母子自立支援員などによる相談・指導を充実し、ひとり親家庭の日常生活での心配事や精神的不安の解消に努めます。 	福祉課
(2) 生活の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭における親の主体的な能力開発への支援として、養成講座の受講料や養成機関での修業に対する給付金を支給します。 ●母子寡婦福祉会の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。 ●ひとり親家庭へのホームヘルプサービスなどを充実させ、自立のための生活支援に努めます。 ●児童扶養手当や母子家庭自立支援補助金、母子寡婦福祉資金貸付などの制度の有効活用を促進し、経済的な負担の軽減を図ります。 	福祉課

〈 主な数値目標 〉

母子寡婦福祉会の会員数（人）
【H26:1920人⇒H31:195人】

●●●●●●●●●●
【H26:●割⇒H31:●割以上】

数値目標の例

- ・母子寡婦福祉会の会員数（人）
- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービスの登録世帯数（世帯）
- ・児童扶養手当受給者のうち就労に関する証明を提出した者の割合（％）
- ・母子自立支援プログラムの策定数（件）

4. 社会保障の充実

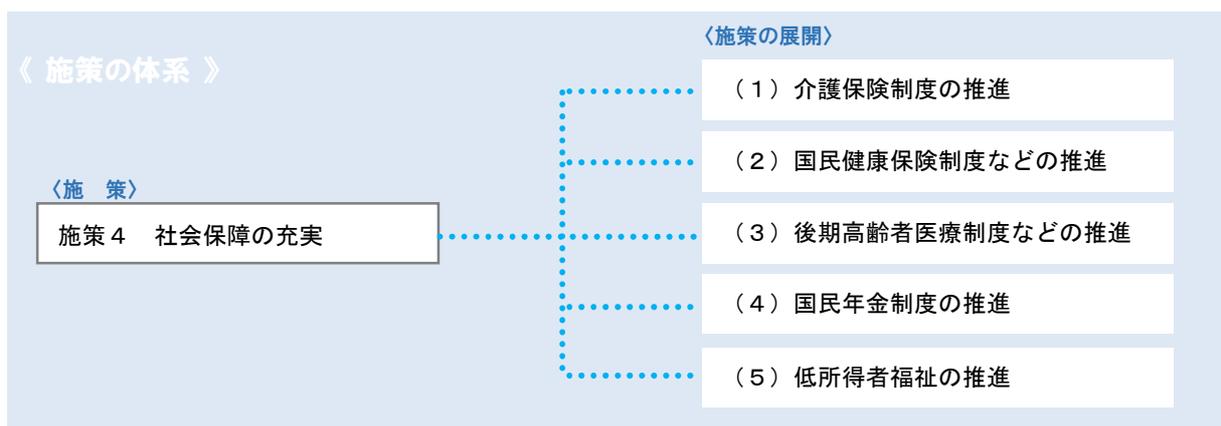
人口減少や少子高齢化の進展による社会保障費の増加により、将来の財政負担の増大が見込まれており、制度内容のさらなる周知や、確実な納付による各種制度の安定した運営が必要となっています。

介護保険制度では要介護者・要支援者が増加しています。サービスの円滑な給付と適正な利用を図るとともに、さらなる制度の普及啓発を進める必要があります。国民健康保険についても、長寿社会の進展と社会経済の低迷等により、加入者が大幅に増え、医療費の負担が増加しています。誰もが安心して医療が受けられるよう、健全な運営に努める必要があります。また、国民年金は高齢期の生活基盤を支える所得保障の重要な部分を担うものであり、引き続き市民の年金受給権の確保に努める必要があります。生活保護については、国においても生活保護に至る前の自立支援策の強化が進められており、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにする必要があります。

本市の国民健康保険被保険者は、平成 26 年 4 月 1 日現在で人口の 30%、世帯数の 43% の加入があり、後期高齢者被保険者では人口の 14% の加入があります。国民健康保険及び後期高齢者保険の被保険者 1 人当たり年間療養給付費は、県下でも高い支払額となっています。今後は、特定健康診査の受診率の向上を強化し、被保険者の健康意欲の高揚と病気の早期発見により重症化を予防し医療費を抑制する必要があります。収納率は、国民健康保険で平成 24 年度現年度分が県下平均（92.10%）を上回る 94.06%で、後期高齢者保険は、平成 25 年度分県下平均（平成 99.31%）を下回る 98.74%でした。滞納者対策を強化し、新規未納者への早期対策を積極的に進めます。また、国民年金においては、市の窓口を利用した関係届、各種申請等の受付件数が増えており、今後も継続していく必要があります。

介護保険制度の正しい知識の啓発や、介護予防、介護度の重度化予防を進めつつ、適正なサービス供給により、介護保険制度の円滑な運営を進めます。また、質の高い保険医療・福祉サービスの確保と安定した介護保険制度の確立に努めます。さらに、健康の自己管理意識の高揚と医療費の適正化を促進し、後期高齢者医療制度や国民健康保険財政の健全化を図ります。

低所得者支援については、情報提供や相談体制を充実するほか、生活指導・助言の実施により、社会的・経済的自立を促進します。



〈施策の展開〉		
4. 社会保障の充実		
項目	施策の内容	担当課
(1) 介護保険制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料について広報・啓発活動を行い、介護保険財政の健全な運営に努めます。 ●介護保険制度やサービスについて情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談や苦情への適切な対応に努めます。 	健康介護課
(2) 国民健康保険制度などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険法及び山県市国民健康保険条例に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行います。 ●山県市国民健康保険税条例に基づく保険税を徴収し、国庫負担金や県支出金、その他の収入金を財源として山県市を被保険者とする国民健康保険事業を運営します。 ●国民健康保険制度についての情報提供や啓発活動により納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。 	市民環境課
(3) 後期高齢者医療制度などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●山県市の75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障がいのある人を対象に、岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な医療の確保を図るために医療費の適正化を推進及びし被保険者による健康診査等の実施に関する措置を講じます。また、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行います。 ●保険料納付の啓発活動・窓口での口座振替の促進及び納付相談などを行い、保険料の納付意識の向上に努めます。 	市民環境課
(4) 国民年金制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●山県市の住民を対象に日本年金機構岐阜北年金事務所からの事務委託により、国民年金の加入や納付免除等の各種申請の受付及び相談、指導、啓発活動等を実施します。 ●住民異動・国民健康保険加入時に、必ず国民年金加入の説明を実施する等、関連窓口での相談・指導などに努めます。 	市民環境課
(5) 低所得者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法や生活困窮者自立支援法等に基づき、生活困窮者の最低限度の生活を営むための生活保障を行うとともに、自立に向けて就労支援等を実施します。 ●民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や各種制度の有効活用を進めます。 ●生活指導や就労指導の充実を図り、生活の自立に向けた活動を支援します。 	福祉課

〈 主な数値目標 〉



H31年度の計画を掲載可能な項目はありますか。

- ・国民健康保険税の年間平均収納率【H25:93.9%⇒H31:●】
- ・後期高齢医療の年間平均収納率【H25:98.74%⇒H31:●】
- ・国民年金関係届、各種申請等の受付件数【H25:2,140件⇒H31:●件】

第4節 安全な生活の確保

1. 防災・消防対策の充実

全国的に、地震や台風、集中豪雨などの大規模自然災害や新型インフルエンザに代表される健康に関する問題などが発生している中、市民が安心して暮らすことができる生活環境の向上のため、更なる危機管理能力体制の強化が求められています。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における市民への情報伝達の迅速化、自主防災会の充実・強化の視点に立った地域の防災リーダーの育成など「減災対策」の強化を図り、災害に強いまちづくりを行うことが必要となっています。

本市では、山口市地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者名簿（安心いきいき台帳）」を整備するとともに、「洪水、地震、土砂災害ハザードマップ」の市内全戸配布が完了し、地域特性の周知を行ってきました。今後は、自主防災会による自主防災訓練の実施を促進し、市民の防災意識の高揚を高めるとともに、地域の防災力の充実・強化を図る必要があります。また、常備消防においても大規模・多様化する災害に対応できる消防力の充実・強化が求められています。また、民間団体や自治体との災害時における応援協定の締結を促進し、広域的な連携を含めた防災対策を推進していく必要があります。

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「山口市地域防災計画」に基づき、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害を最小限に食い止めるため、消火・救急・救助業務に係る体制整備や消防職団員の能力向上等、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、市民と行政、関係機関との協力によって、総合的かつ計画的な防災体制の整備に努めます。

《写真》救急車

《写真》消防車

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策 1 防災・消防対策の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 総合的な防災・防犯対策の強化

(2) 消防体制の強化

(3) 地域の防災・消防体制の強化

〈施策の展開〉

1. 防災・消防対策の充実

項目	施策の内容	担当課
(1) 総合的な防災・防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災会議を定期的開催し、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点検・見直しを進めます。 ● 市民への確実な情報提供や、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への対応など、災害発生時に適確に対応できる防災体制や消防・救急体制を整備し、地域の防災力を高めます。 ● ハザードマップなどで危険箇所を市民に周知し、避難誘導体制の強化を図ります。 ● 防災行政無線施設や気象情報集約システムの活用により、インターネットなどを利用した防災情報の提供を図るなど、被害防止や防災活動などのための情報伝達体制を強化します。 ● 公共施設の耐震化や避難所の環境整備を進めるほか、ヘリポートの活用により災害時の各種救援活動などの迅速化や効率化を図ります。 ● 国際化の進展にともなうテロを含む不測の事態に対応するための体制づくりを進めます。 	総務課
(2) 消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 常備消防においては広域的な連携を視野に入れた対策として、長期整備計画等に基づく車両の更新や消防職員の採用、災害の多様化・複雑化に対応できる職員の育成を図り、機動力と消防力の充実・強化に努めます。 ● 消防団については、装備品等の充実と団員の資質向上に取り組むとともに地域に根ざした消防団活動の活性化を図ります。 	消防本部
(3) 地域の防災・消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災会の組織化を促進するとともに、防災訓練での指導などを通じて、活動の支援に努めます。 ● 地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自主防災組織との連携等を含めた消防団の活性化に努めます。 ● 家庭防火の担い手である女性防火クラブ員に対して防火・防災に関する研修を行うとともに、自主防災組織や消防団などの関係組織と互いに密接な関係を図ることによって、地域における防火防災意識の普及に努めます。 ● 市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組みへの支援に努めます。 	消防本部 総務課 福祉課

〈 主な数値目標 〉



【H25: % ⇒ H31: %】



【H25: % ⇒ H31: %】

数値目標の例（H25⇒H31を基本とする）

- ・ 自主防災組織率
 - ・ 消防団員数
 - ・ 住宅用火災警報器普及率
- など

2. 河川・山地などの安全確保

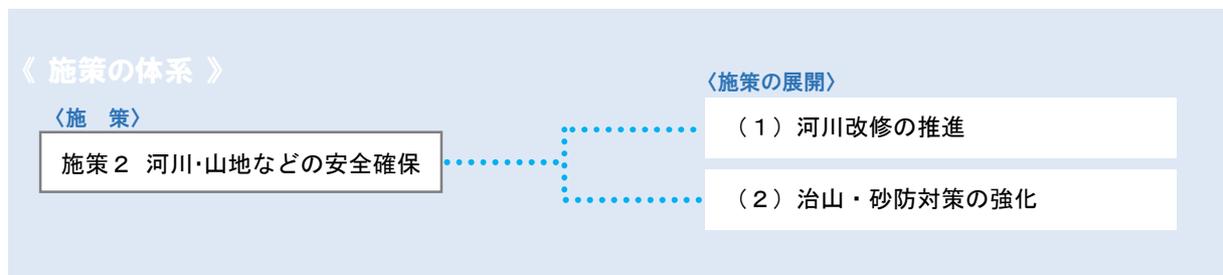
国では、近年の局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害による被害が頻発しており、人家に被害を及ぼす危険性もあることから、安全で安心して生活できる施策を展開することが求められています。

本市の森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を受けています（平成 25 年度末 土石流特別警戒区域 293 箇所、警戒区域 368 箇所・急傾斜地特別警戒区域 476 箇所、警戒区域 477 箇所）。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局所的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努めています。今後も、山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る必要があります。

また、市内には、鳥羽川や伊自良川、武儀川など 17 本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められてきました。しかし、河川の下流地域では、豪雨時には冠水の恐れのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める必要があります。急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局所的な河川改修が必要です。

さらに、開発行為や都市化の進行に伴い、河川の親水性も低下していることから、治水事業とあわせて、生態系や景観の保全、親水性の確保にも努めます。

北部地域は急峻な地形で土石流が発生する危険渓流が多数あり、南部地域では河川の氾濫による浸水被害が懸念されるため、治山・砂防事業や河川改修事業の推進により、集中豪雨や地震などに伴う山地崩壊、土石流、洪水などの自然災害を未然に防ぐとともに、市民への災害危険箇所の周知を行います。



〈施策の展開〉			
2. 河川・山地などの安全確保			
	項目	施策の内容	担当課
(1)	河川改修の推進	●護岸整備や危険箇所の改修を進め、洪水や護岸の決壊などの河川災害の未然防止を図ります。なお、事業にあつては、河川の生態系への配慮に努めます。	建設課
(2)	治山・砂防対策の強化	●山地災害の未然防止のため既存の治山・砂防施設機能の維持や、新たな治山・砂防事業の施行について、市民からの情報のもと、県に対して積極的な要望を行います。 ●急傾斜地崩壊危険区域等の監視や崩壊防止対策などを推進し、急傾斜地に接近している住宅などの安全確保に努めます。 ●市民に対して、広報・啓発活動を促進し、治山・砂防事業に関する理解の向上に努めます。	建設課 産業課

〈 主な数値目標 〉



- 数値目標の例
- ・普通河川浚渫事業【H25: 3か所⇒H31 年度】
 - ・急傾斜地崩壊防止事業【H25: 1か所⇒H31 年度】
 - ・その他、31年度に向けて数値化できる項目があればお示しください。

3. 交通安全・防犯対策などの強化

交通安全対策では、カーブミラーや標識などの交通安全施設の整備のほか、地域の要望を踏まえて、通学路などにおける歩道整備や道路照明灯の設置、交通安全施設の整備などを進めるとともに、各年齢層に応じた交通安全教育・意識啓発に努めています。本市は、自動車への依存度が高いため、今後も子どもや高齢者などを中心とした交通安全対策の強化が必要です。

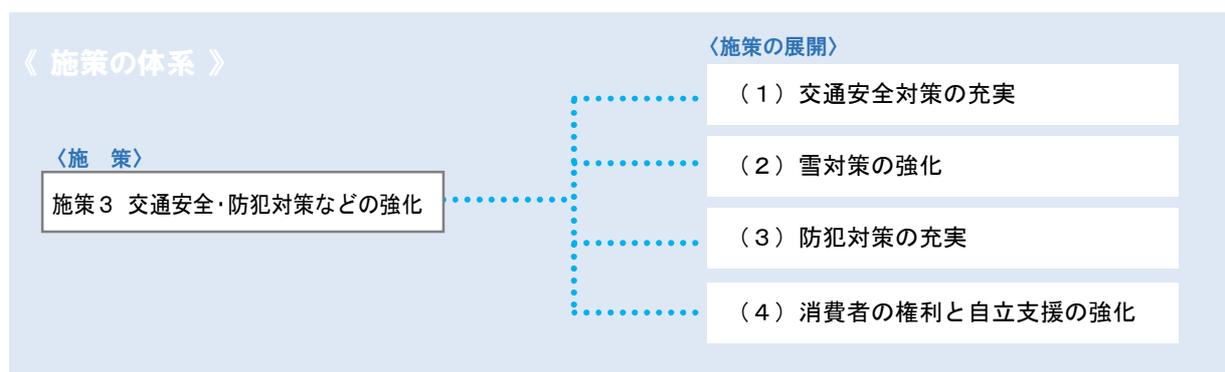
雪対策では、降雪時に主要道路・通学路を中心に民間委託による除雪作業や凍結防止剤の散布を行うほか、危険箇所に凍結防止剤を配置し、自治会などによる自主的な散布を行っています。しかし、除雪作業を委託する建設業者が景気低迷などの影響により、除雪機械やオペレーターが減少し、迅速かつ効率的な除雪等の作業が困難になってきています。今後は、市民の除雪に対する関心やニーズを踏まえた上で、地域住民と一体となった除雪活動を行い、道路などの安全確保に努める必要があります。

防犯対策としては、岐阜県安全・安心まちづくりボランティアの登録団体が 33 団体あり、子どもの登下校などの見守り活動を行っています。さらに、市警察と防犯協会などが連携して市民の防犯意識の高揚を図っていますが、引き続き、地域ぐるみでの防犯意識・体制の強化を図る必要があります。

消費者教育・活性化対策では、消費者の権利と自立支援の強化を図るため、市役所 1 階に市民相談室を設置新設し、相談窓口の拡充を図っています。また、担当職員の資質の向上と専門員を確保するなど複雑化・高度化する様々な消費者相談に対応し処理のあっせんに努めています。また、土・日・祝日の相談の対応として平成 22 年 1 月から「消費者ホットライン」が接続され、タイムリーな相談の対応が可能となりました。

消費者教育の強化としては、消費者被害の未然防止に向け、消費者行政の専門家による講演会や研修会を開催するなど、広報・啓発活動の強化に努めます。

交通安全施設の計画的な整備を進めるほか、市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、地域住民と一体となった除雪活動により、冬期間における道路などの安全確保に努めます。さらに、関係機関や地域、学校などとの連携を強化し、地域ぐるみでの犯罪防止を図るほか、広報・啓発活動などの強化による消費者保護に努めます。



〈施策の展開〉		
3. 交通安全・防犯対策などの強化		
項目	施策の内容	担当課
(1) 交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児、小学生に対する交通安全教室を引き続き実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者については、山県警察署が行う高齢者交通安全大学校に協力し、事故のないまちをめざします。 ● 交通安全施設の整備を進めるとともに、地域の要望を踏まえながら、交通安全施設の計画的な整備・更新に努めます。 ● 保育所や学校、老人クラブ、自治会などとの連携を図りながら、幼児や児童、高齢者などへの交通安全教育を強化します。また、交通安全協会などとの連携により、広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。 	企画 財政課
(2) 雪対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な除雪計画により、道路などの除雪作業の迅速化を図ります。 ● 高齢者や障がい者などの冬の暮らしの安全確保のため、必要に応じて住宅の屋根の雪下ろしの助成を実施します。 	建設課 福祉課
(3) 防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会からの要望に基づき、市内の必要箇所への防犯灯の設置を継続して進めます。また、老朽化した物から順次LED化を進め、電気料金の抑制にも努めます。 ● 市職員とボランティアによる青色回転灯パトロールを、夏休みを重点に引き続き実施します。 ● 関係機関との連携を図り、犯罪被害者の相談体制を強化します。 	企画 財政課
(4) 消費者の権利と自立支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品や契約などに関するトラブルに対する消費者相談の充実を図ります。 ● 研修事業の参加等により、行政職員の相談員としての質向上を図るとともに消費者相談員の確保に努めます。 ● 広報紙やホームページなどを活用し、商品知識やトラブル事例などの周知を図るとともに、講演会や研修会などを通じて、消費者意識の向上に努めます。 	市民 環境課

〈 主な数値目標 〉

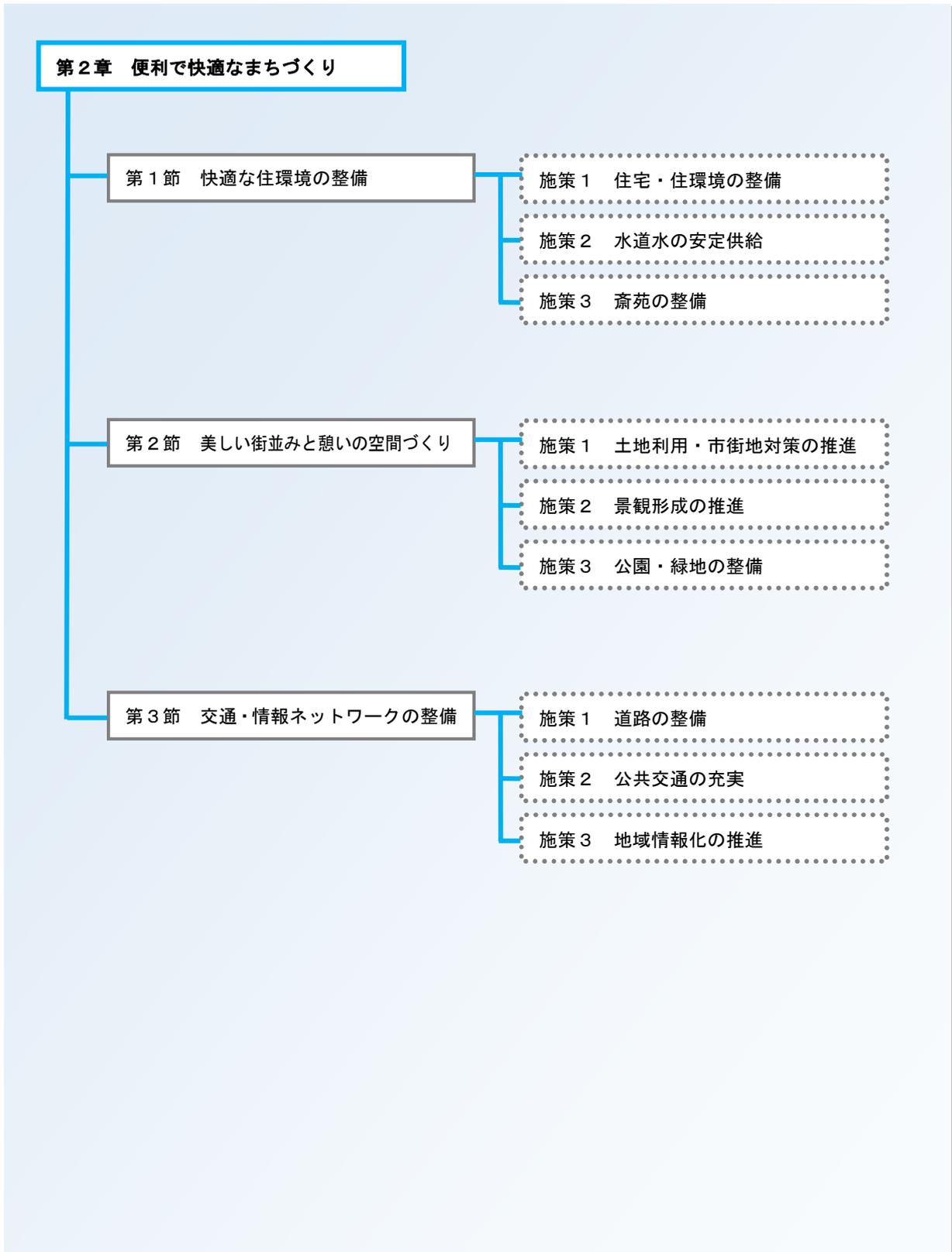
交通事故死者数
【H25:2人⇒H31:0人】

交通事故加害者数（免許所有者1,000人あたり）
【H25: 5.66⇒H31: 5.5人】

数値目標の例（掲載可能なものがあればご検討ください）

- ・人口千人当たりの市内犯罪発生件数
- ・高齢者、子ども等の交通安全教室参加人数
- ・カーブミラー修繕件数
- ・消費者トラブルに関する研修等の実施回数 【H25:1回⇒H31:3回】

第2章 便利で快適なまちづくり



第1節 快適な住環境の整備

1. 住宅・住環境の整備

《 現状と課題 》

市民の住宅・住環境の整備については、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、循環型社会への転換、経済の低迷に伴う低所得者層の増加、住生活に関する市民ニーズの多様化など様々な社会情勢や大規模地震、土砂災害などへの防災対策を踏まえて取り組んでいく必要があります。

本市では、岐阜市に隣接する地域や幹線道路沿いを中心に住宅が集積しています。誰もが安全、快適に暮らしやすい住宅・住環境づくりを進めていくためには、建築物の防災対策が必要となりますが、昭和56年以前に建築された新耐震基準に適合しない住宅が市内に推計で3,670戸あることが見込まれています。また、全国的に空き家が増加傾向にあり、本市においても適切に管理されていない空き家が周囲の住環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。社会全体の安全の確保を進める上で、建築物の耐震化や危険空き家の解消について、積極的に対応していく必要があります。

また、低所得者層における住宅困窮者対策として、市営住宅を32戸設置しています。しかし、そのうち23戸で老朽化が著しく、改築等の対応を行っていく必要があります。また、主に子育て世代の中堅所得者層に対して、特定公共賃貸住宅が6戸整備されていますが、近年空部屋が増加する傾向にあります。

さらに、都市部からの移住定住希望者に対する受け入れ態勢の整備や、情報発信が十分ではないため、アクションプランを策定し体制整備の強化を図る必要があります。

《 施策の方針 》

市民の住環境の向上に関する基本的な計画として「住宅マスタープラン」を策定し、総合的、計画的な住環境の形成を総合的、計画的に図るとともに、市営住宅の老朽化への対応、空き家対策および木造住宅を主とした民間住宅等の耐震化を促進し、安全・安心な環境を整備します。また、都市と共生して、ゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことのできる自然環境豊かな山村地域において、移住定住者の受け入れ環境の整備を図ります。

《 施策の体系 》

《 施策 》

施策1 住宅・住環境の整備

《 施策の展開 》

- (1) 良質な宅地・住宅整備の促進
- (2) うるおいのある住環境の形成
- (3) 山村地域における良質な住環境の形成
- (4) 移住定住の促進

〈施策の展開〉		
1. 住宅・住環境の整備		
項目	施策の内容	担当課
(1) 良質な宅地・住宅整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●民間による土地区画整理事業の支援を検討するとともに、土地開発指導などにより、良質な宅地の供給を図ります。 ●市営住宅の需要動向を把握し、必要な供給量を確保するため、既存施設の改築や用途変更および民間住宅等の借上げについて検討します。また、市営住宅の整備に当たってはバリアフリー化に努めます。 ●住宅、建築物の防災・安全対策として、建築物等の耐震化、危険空き家の解消およびアスベスト対策を促進します。 	建設課
(2) うるおいのある住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自然環境や景観に配慮した住環境の整備を図るとともに、市民による住宅地周辺での緑化や花壇の整備などの支援に努めます。 	建設課 市民環境課
(3) 山村地域における良質な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少や高齢化などの進行が著しい市北西部等における住環境の整備を計画的に実施するために必要な施策の検討に努めます。 ●移住定住を推進するため、アクションプランの策定及び推進体制の整備を図ります。 	美山支所 企画財政課
(4) 移住定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●東海環状自動車道西回りルート of 全線開通や人口減少社会を見据え、県及び他市町村との連携を強化し、山縣市への移住・定住の促進を図ります。 	企画財政課

〈 主な数値目標 〉

建築物等耐震化促進事業
【H25: 3件⇒H31: 20件】

木造住宅耐震診断事業
【H25: 8件⇒H31: 1575件】

数値目標の例（H25⇒H31を基本とする）

- ・地域おこし協力隊の活動等で、数値化できるものがあれば
- ・新規移住者の世帯数など

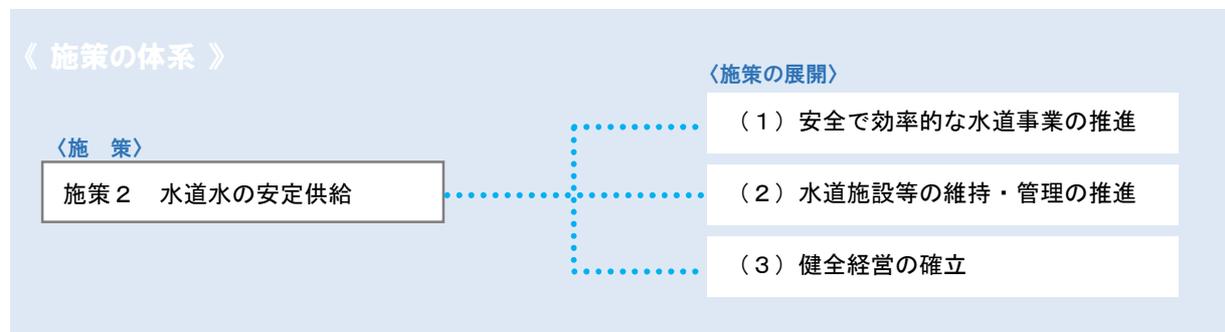
2. 水道水の安定供給

大切なライフラインである水道水を安定的に供給するためには、水道施設・設備の適切な改修や維持管理が必要です。国の「水道ビジョン」では、「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」を基本理念とし、「自らが高い目標を掲げて、常に進歩発展し、将来にわたって需用者の満足度が高くあり続け、需用者が喜んで支える水道」を目標としています。国における規制緩和・財政構造改革の中にあつて、水道界においても水道ビジョンを中心とした動きなど、水道事業は変革の流れの中にあります。

本市の水道事業形態は、高富・美山（中洞地区を除く）地域で上水道給水区域となっており、伊自良・美山（中洞地区）地域は簡易水道給水区域となっています。各給水区域の水源は、地下水、表流水となっており、表流水を利用している地域では水質の変化も懸念されるため、水質汚濁防止のための管理を進めていく必要があります。

市民の共通の財産である貴重な水を、将来的に安定して安全に利用できるよう、今後も水質検査等を行うとともに、施設の老朽化対策を進めていく必要があります。

市民が安定して、安全に水道水を利用できるよう、水道供給施設の整備や更新を進めるとともに、水道事業の経営の健全化に努めます。



〈施策の展開〉		
2. 水道水の安定供給		
項目	施策の内容	担当課
(1) 安全で効率的な水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●水質基準に適合した安全で安定したおいしい水を供給するために、定期的な水質検査や浄水場の定期点検の実施に努めます。 	水道課
(2) 水道施設等の維持・管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化施設の定期的な点検を実施により状態を記録・管理し、的確な更新時期の判断に努めます。 ●水道水危機管理マニュアルに基づき、災害時や非常時における重要度や優先度に考慮した給水体制の整備を図ります。 	水道課
(3) 健全経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備・更新の財源確保のため、事業運営について適宜検討に努めます。 ●水道事業に必要な建設、水質、法制度、設備管理、経営の多面的な技術のため、技術者等の人員の確保を図ります。 	水道課

〈 主な数値目標 〉

安全で、快適な水の供給
【H25: 27,907人⇒H31: 28,000人】

老朽管計画的な更新
【H25: 8,400m⇒H31: 3,000m】

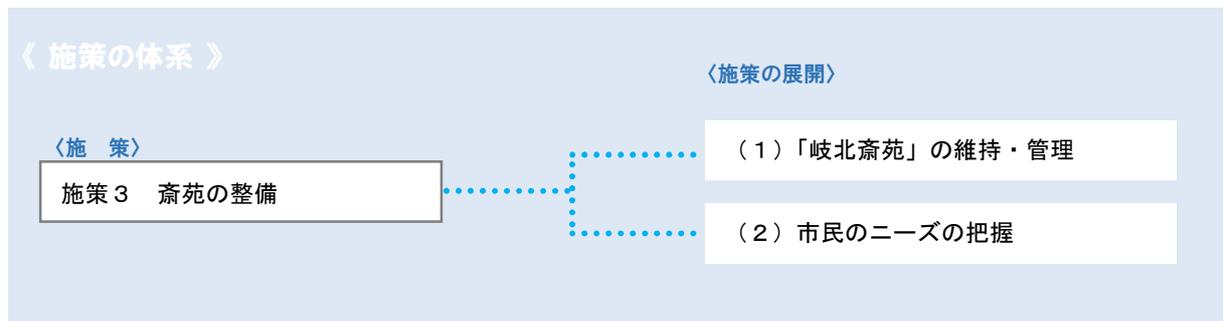
目標？

3. 斎苑の整備

高齢化の進行に伴い、斎苑のニーズは高まっていくことが見込まれます。しかし、市内には民間の斎場もあり、葬儀のあり方についての市民ニーズの変化等とあいまって、岐北斎苑の利用者が減少している状況にあります。

本市では、平成9年に整備した「岐北斎苑」が建設から17年余りが経過し、今後、計画的な改修等が必要となってきます。市民のニーズを踏まえながら、岐北斎苑のあり方について、検討していく必要があります。

広域的な連携を図りつつ「岐北斎苑」の効率的な管理・運営を図るとともに、斎場や墓地のあり方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。



〈施策の展開〉			
3. 斎苑の整備			
項目	施策の内容	担当課	
(1)	「岐北斎苑」の維持・管理	● 広域的な連携を図りながら、「岐北斎苑」の効率的な管理・運営を進めます。	市民環境課
(2)	市民のニーズの把握	● 斎場や墓地のあり方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。	市民環境課

〈 主な数値目標 〉



まちはない

数値目標の例（H25⇒H31を基本とする）
 斎苑の目標は難しいですが、以下のような事例がありますので、ご検討ください。
 ・ 斎場待ち日数

第2節 美しい街並みと憩いの空間づくり

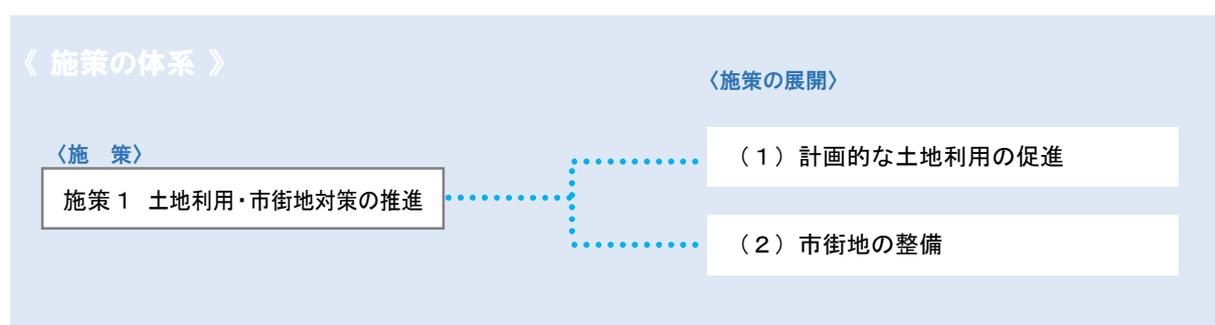
1. 土地利用・市街地対策の推進

市民の快適な暮らしに配慮したまちづくりのためには、豊かな自然環境を守りつつ、にぎわいと活力のあるまちとなるよう、地域特性や地域ニーズを踏まえた計画的な土地利用を、市民や事業者と協働で推進していくことが必要です。

本市の土地利用の状況を見ると、北部の過疎・高齢化による土地の流動性の停滞や旧市街地の空洞化が進む一方で、市役所及び東海環状自動車道の高富インターチェンジ（仮称）周辺では都市化の進行が予測されます。東海環状自動車道や関連道路の整備を機に、美しい自然環境や交通立地の向上を活かしつつ、市街地としての機能を高める総合的な取り組みを進めることが必要となっています。そのため、将来都市化が見込まれる地域の調和のとれた都市形成の構築などに配慮しつつ、都市計画マスタープランに基づき、社会情勢の変化や地域の状況に適切に対応した総合的な土地利用を進める必要があります。

また、地籍調査事業については、国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を実施していますが、対象面積が広いことから、長期的な計画に基づく効率的な推進に努める必要があります。

時代の変化や地域の実態を踏まえて、総合的な土地利用の方針を確立するとともに、自然環境の保全と適正な開発の調和に配慮し、秩序ある土地利用を進めます。



〈施策の展開〉		
1. 土地利用・市街地対策の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 計画的な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域の土地利用の実態と将来計画を勘案し、土地利用規制の見直し等を進めます。また、東海環状自動車道や国道256号バイパスの整備にあわせて、周辺地域の計画的な土地利用を促進します。 ●国土調査法に基づく地籍調査事業を推進し、土地利用の促進に努めます。 ●農振整備計画・都市計画基礎調査を踏まえた、国土利用計画の策定を検討します。(⇒掲載について※要確認) 	建設課 企画 財政課
(2) 市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や民間との連携を図り、中心市街地活性化の方策について検討します。 ●東海環状自動車道の高富インターチェンジ周辺の土地区画整理事業を検討します。 ●旧市街地の空洞化に対応した事業で、5年間で想定されるものがあれば、関連文章を追加します。(⇒掲載なしでよいか※要確認) 	建設課 産業課

〈 主な数値目標 〉

地籍調査事業

【H25: 0.42 km²⇒H31: 3.0 km²】

用途地域等の拡大

【H25: 315ha⇒H31: 340ha】

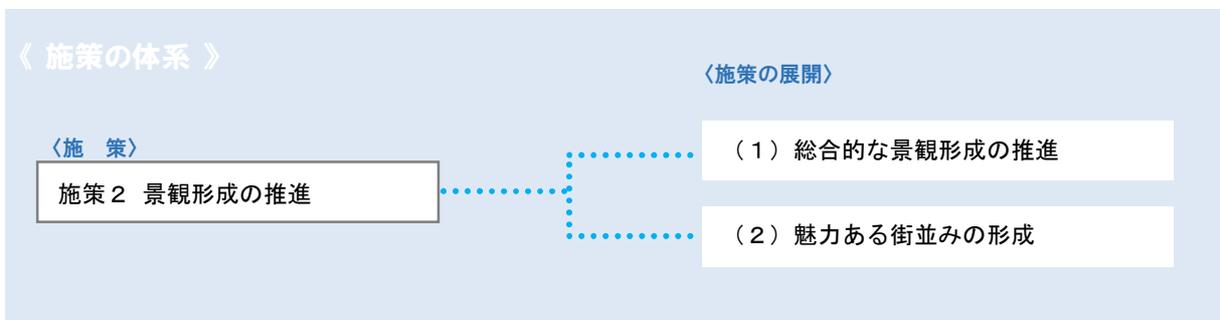
2. 景観形成の推進

本市は、自然景観や歴史的景観などの美しい景観資源を有しており、環境保全などの関連施策により、適切な景観保全に努め、次世代へ引き継いでいく必要があります。

本市では、景観法に基づく諸制度を活用したまちづくりを行うため、同法に基づく景観行政団体への移行について検討を重ね、平成26年3月に景観行政団体となりました。これにより、景観法に基づいた、良好な景観の保全・形成を図るなど、地域の良好な景観の形成に関する方針や制限に関する事項を市独自で定めることができるようになりました。

今後は、東海環状自動車道の高富インターチェンジ（仮称）の開通により、市外から訪れる人々が増加することが予測されており、より一層景観に配慮した美しい街並みづくりが期待されます。建築物や屋外広告物のデザイン・色彩などの景観に関するルールづくりを市民との協働により行い、市民の美しいふるさとに対する愛着や誇りの醸成を図りながら、よりよい景観づくりを行っていく必要があります。

市民、事業者、各種団体との協働により、景観形成の方針を明確に示し地域の特性を活かした美しいまちづくりの推進に努めます。



〈施策の展開〉			
2. 景観形成の推進			
	項目	施策の内容	担当課
(1)	総合的な景観形成の推進	●良好な景観づくりに向けて、市民と協働し景観計画の策定や景観条例の制定を進めます。	建設課
(2)	魅力ある街並みの形成	●周辺土地利用や自然環境を勘案し、屋外広告物条例の制定を検討します。 ●景観に配慮した公共案内看板の設置及び街路樹等の保全管理に努めます。	建設課

《 主な数値目標 》

景観計画の策定及び景観条例の制定
【H25:⇒H31:】 ※指標としては難しい

屋外広告物条例
【H25:⇒H31:】 ※指標としては難しい

数値目標の例（H25⇒H31を基本とする）

- ・自然環境・景観に対する市民意識調査結果
- ・景観法に基づき景観形成地区に指定された地区数
- ・アンケート調査において「」と回答した人の割合

などを参考に、市で数値化が可能なものをご検討ください。

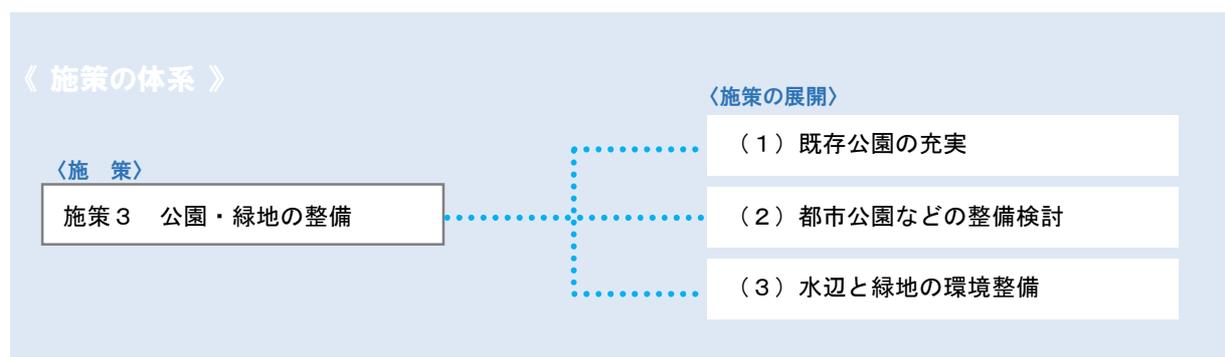
3. 公園・緑地の整備

公園は、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場として、また、美しい景観や野生生物の生息・生育環境を形成する場として、人と人、自然と人などの関係性を向上させる機能を有しています。また、災害発生時においては一時的な避難地や避難路、防災拠点としての機能など、地域防災の面でも大きな役割を担っています。

本市では、「四国山香りの森公園」や「みんなのげんき広場」、「ハリヨ公園」、「フラワーパークすいげん」など、自然に親しめる様々な公園が整備され、市民の憩いの場や市内外との交流の場となっています。現在、地域での身近な集いの場やレクリエーションの場として、69箇所の公園や広場が整備されていますが、公園整備や既存公園の安全で快適な維持管理を求める地域のニーズは高まっており、地域の特徴を活かし、地域と密着した公園の整備が期待されます。公園の維持管理に当たっては、今後も市民との協働を進め、まち美化パートナーや自治会をはじめとする各種団体による花飾り、清掃活動などの取り組みとの連携を強化し、効率的で適切な維持・管理方法を確立する必要があります。

また、平成24年に開催された「ぎふ清流国体」馬術競技場用地の整備については、福祉健康広場として利用方法の検討が進められていますが、より効果的な利用につなげるために具体的な構想を確立する必要があります。

地域の特徴や市民のニーズを踏まえた公園や広場の整備に努めるとともに、市民や民間団体と連携した効率的な公園の維持管理に努めます。また、河川整備などの事業との調整を図り、緑のネットワークの構築を進めます。



〈施策の展開〉

3. 公園・緑地の整備

項目	施策の内容	担当課
(1) 既存公園の充実	<ul style="list-style-type: none">● 四国山香りの森公園の利用促進を図り、市内外の人びとが集う魅力ある公園づくりに努めます。● 遊具の安全管理や公園施設のバリアフリー化に努めます。● 市民や民間団体と連携を強化し、公園の適切で効率的な維持管理に努めます。	建設課
(2) 都市公園などの整備検討	<ul style="list-style-type: none">● 市民ニーズを踏まえ、都市公園の整備を検討します。● 福祉健康広場構想を策定し、公園整備などの検討を進めます。	建設課
(3) 水辺と緑地の環境整備	<ul style="list-style-type: none">● 鳥羽川などの河川改修が実施される場合には、地域のニーズを踏まえ自然環境や景観に配慮した河川整備について事業主体に積極的に働きかけ、市民の憩いの空間づくりに努めます。	建設課

〈 主な数値目標 〉

公園維持管理事業（経費）
—【H25: 23,014 千円⇒H31:】—

公園管理委託事業（自治会等委託）
【H25: 18 箇所⇒H31:18 箇所】

数値目標の例（H25⇒H31 を基本とする）

- ・ 公園・緑地の整備状況に満足している市民の割合
 - ・ 公園面積（市民1人当たりなど）
 - ・ 市が管理している公園数
- など

第3節 交通・情報ネットワークの整備

1. 道路の整備

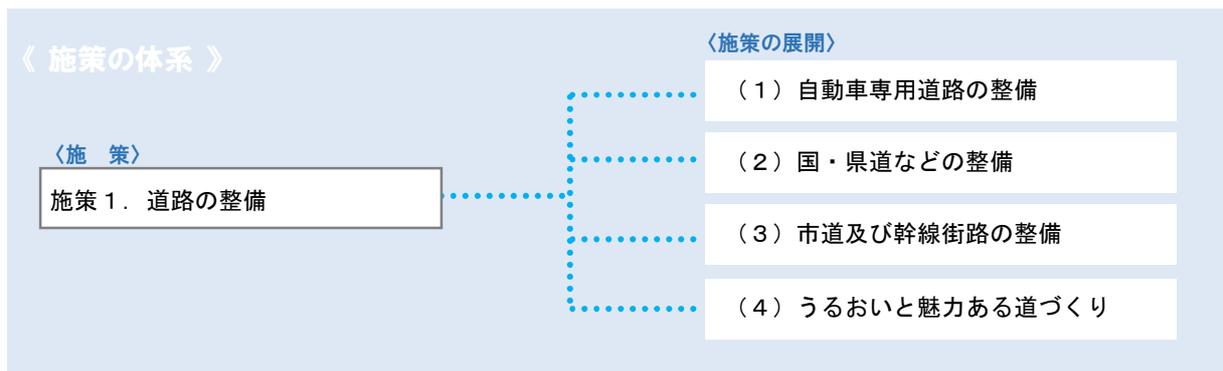
市内に鉄道路線を持たない本市にとって、道路は市民の日常生活や、経済活動を推進するために大変重要なものです。効率的な道路網の形成により、利用者が快適に移動できるように配慮するとともに、道路や橋梁の安全性の向上にも取り組む必要があります。

本市は主要道路として、南北を国道256号が、東西を国道418号が通っています。また、都市計画道路岐阜駅高富線（国道256号バイパス）の整備により、国道256号の渋滞や岐阜市内への移動時間が大幅に改善され、平成32年に予定されている東海環状自動車道西回りルートの開通に向けた早期完成が望まれています。

主要地方道は、岐阜美山線および伊自良高富線、神崎高富線、柿野谷合線、美山洞戸線および伊自良本巣線の5路線があり、県により整備が進められています。しかし、**狭隘**箇所や歩道の未整備、交通事故が多発する危険な交差点などの未改良箇所も多く残されています。市道については、約2,640路線、総延長約640kmあり、市民生活や産業基盤を支える重要なアクセス機能を担っています。中でも交通のネットワークを構築する主要路線については、計画的に改良事業を行う一方、路面の改修や橋梁の補修などの維持補修についても重点的に取り組んでいます。

しかし、近年は厳しい財政状況による公共事業の縮小や見直しの傾向が続き、国・県道の整備の進捗状況が鈍化しているため、今後も市民や関係機関との協働により、幹線道路の整備促進について、要望活動を継続する必要があります。また、その他の生活道路等においても、市民からの改良や建設の要望も多いため、道路の老朽化対策とともに計画的に整備を進める必要があります。

関係自治体等と連携し、東海環状自動車道をはじめとする主要幹線道路の整備促進に努めるとともに、生活道路等の整備を進め、地域間の循環性や市民生活の利便性の向上を図ります。



〈施策の展開〉			
1. 道路の整備			
項目	施策の内容	担当課	
(1)	自動車専用道路の整備	●東海環状自動車道及び高富インターチェンジ(仮称)の早期開通に向けて、国や関係機関への働きかけに努めます。	建設課
(2)	国・県道などの整備	●国道256号、国道418号、主要地方道岐阜・美山線及び関・本巣線の整備促進や一般県道5路線の改良促進を図ります。	建設課
(3)	市道及び幹線街路の整備	●市道の計画的な建設及び改良を推進するとともに、高齢化が進む橋梁などの計画的な補修を行い、長寿命化を図ります。	建設課
(4)	うるおいと魅力ある道づくり	●歩道の設置や安全施設の整備を進めるほか、歩道の段差解消などバリアフリー化に取り組みます。	建設課

〈 主な数値目標 〉

期成同盟会等の開催

【H25: 3回⇒H31: 3回】

市道改良事業

【H25: 33箇所⇒H31: 35箇所】

橋梁長寿命化対策

【H25: 1橋⇒H31: 19橋】

安全施設・歩道の改修

【H25: 0箇所⇒H31: 5箇所】

数値目標の例 (H25⇒H31を基本とする)

・ 橋梁の点検実施数(累計) 【H25: 52橋⇒H31: 612橋】

・ 都市計画道路の整備率

修正されていない

2. 公共交通の充実

人口減少やマイカーの普及などによる利用者の減少に伴い、地域の公共交通におけるサービス水準は低下し、本市の公共交通は危機的な状況にあります。

市内には鉄道がなく、バスが唯一の公共交通となっていますが、乗客減少に伴う営業路線の撤退が相次ぎ、市が自主運行バスを運行することで市民の移動手段を確保しています。市民からは、通院・通学・買い物等生活のためバス路線を維持・拡張して欲しいという要望がある一方、利用者の少ないバス路線は廃止すべきとの声も寄せられています。

そこで本市では、市内交通の維持・確保・利便性向上のために、公共交通総合連携計画を策定し「みんなでつくり、守り、育てる生活交通」を基本理念として、計画に基づいた施策の推進に努めてきました。特に、各路線の運行方式（バス、乗合タクシー等）、運行日、ルート等の代替候補案については、地区自治会連合会における地域バス調整会議が主体となって検討し、合意・調整が整い次第、改善していきます。また、交通機関の利便性が低い過疎地域などについては、デマンド型交通など有効な素法を検討する必要があります。

さらに、障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議を踏まえた適正な福祉有償運送の確保が必要です。

<写真>市公共交通総合連携計画表紙に使用している写真を掲載

《 施策の方針 》

市民、市、交通事業者が連携して、利用者の視点に立った利用しやすく持続可能な生活交通の整備を図ります。東海環状道路の高架下を活用したトランジットセンター建設の検討を進め、大型駐車場が整備されたバス等との接続が可能な交通結節点として、交通の利便性向上に努めます。

また、障がい者や要介護者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な方の利便性確保のために、福祉有償運送の推進に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施策 〉

施策2 公共交通の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上
- (2) 民間路線バスの運行体制の充実
- (3) 福祉有償運送の推進

ここではこの程度の掲載とし、横断的な内容になるので、基本計画の冒頭に重点項目として掲載。※4章3節2もトランジットセンターのことでしょうか。固有名詞の掲載について統一が必要かと思います。

〈施策の展開〉		
2. 公共交通の充実		
項目	施策の内容	担当課
(1) 自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 東海環状道路の高架下を活用し大型駐車場が整備されたトランジットセンター建設の検討を進めます。検討に当たっては、利用者の視点に立つとともに、観光、防災、福祉等の幅広い視点から、より便利に利用できる交通ネットワークの構築をめざします。 ● 市公共交通総合連携計画及び市地域協働推進事業計画に基づき、各種利用促進策を市民、事業者との協働で計画の推進に努めます。 ● 自主運行路線の他、市内全営業路線、タクシー情報等を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。 ● 対象者を絞った利用促進教室の開催を行います。 ● バスヘルパー活動を継続して行います。 ● 地域バス調整会議開催を支援し、地域内の合意形成・関係機関調整による運行方法の選択・ダイヤ・ルート、運行日の改変を行います。 ● 利用促進を図るための運賃減免の検討等を図ります。 ● 国・県の法・制度改正等による交通施策動向に注視しながら、補助制度の効率的活用を継続して検討します。 	企画 財政課
(2) 民間路線バスの運行体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間路線バス事業者、タクシー事業者等とともに、市公共交通会議を設置し、市内公共交通の維持・確保に向けての情報共有・運行調整を図ります。 ● 市公共交通会議において、市内全公共交通の情報を網羅した公共交通ガイドブックを継続的な発行・更新に努めます。 ● 自主運行路線と営業路線との乗り継ぎ情報や、現在の運行状況を検索できる岐阜バスホームページの充実を支援するなど、自主運行バスとともに各種機関の利用促進を図ります。 	企画 財政課
(3) 福祉有償運送の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議をふまえて適正な福祉有償運送の確保を図ります。 	福祉課

《 主な数値目標 》

自主運行路線 乗車人数
【H25: 185,926人⇒H31:198,000人】

自主運行路線 乗車一人当たりの運行経費
【H25: 828円⇒H31: 770円】

自主運行路線 一便当たりの乗車人数
【H25:5.9人⇒H31:6.5人】

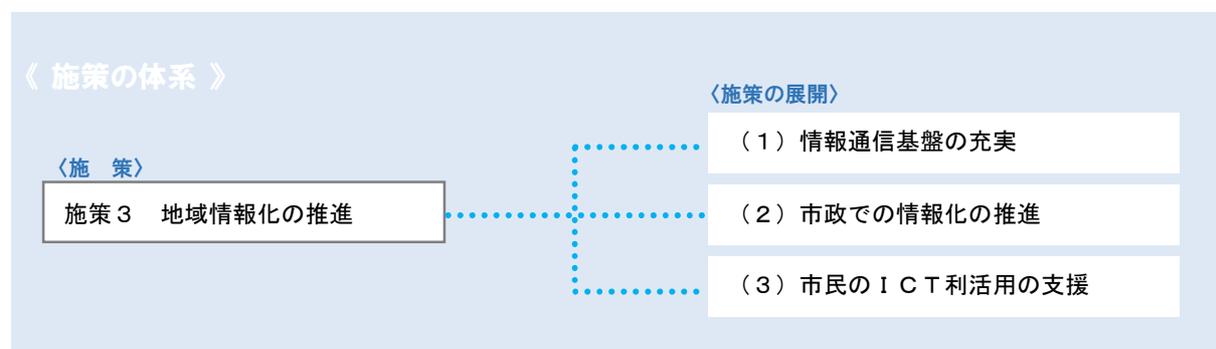
3. 地域情報化の推進

国では、平成18年の「e-Japan戦略」や「e-Japan戦略Ⅱ」の成果を踏まえ、以降5年間のあら新たな取り組みとして「平成22年度にはITによる改革を完成し自立的な社会実現する」ことを目標とする「IT新改革戦略」が策定され、情報通信技術によって日本社が会抱える課題解決をめざす「IT構造改革力追求」や、ユビキタス社会への基盤を整備する「IT基盤の整備」などが、今後の重点施策として位置づけられました。さらに平成21年には「i-Japan戦略2015」が策定され、平成27年までに、利用者視点のデジタル社会実現をめざしています。また、平成22年5月には「新たな情報通信技術戦略」が策定され、国民主権の社会を確立すること目的に「国民本意の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」3つ重点戦略が示されました。

本市では、地域情報化計画に基づき、市全域への光ファイバーによる有線テレビ網を整備し、市全域を有線テレビ放送のエリアとするとともに、地上波デジタルテレビ放送への対応やブロードバンドサービスの提供を行い、地域間による情報格差の解消に努めてきました。また、行政の情報化においては、ホームページを活用し、適時、市政の情報を提供しているほか、市内LANの構築による情報共有化や事務処理の効率化を図っています。

今後も情報環境を活用した市民の市政への幅広い参画を促進するとともに、高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供に努めます。また、情報化システムの共同開発やアウトソーシングなども視野に入れながら、情報投資の効率化を進めるとともに、情報機器の利用においては、セキュリティ及び職員の情報管理意識の向上を図ることが必要です。

地域情報化計画の着実な推進を図り、情報通信基盤の充実や情報システムの構築を進めます。また、市民の利用実態やニーズを把握しながら、暮らしの豊かさを高めるための情報社会の構築に努めます。



〈施策の展開〉			
3. 地域情報化の推進			
	項目	施策の内容	担当課
(1)	情報通信基盤の充実	●インターネット環境の充実に努め、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの拡充に努めます。	総務課
(2)	市政での情報化の推進	●情報通信技術の活用とともに、安全性と信頼性の確保を図るとともに、市政の各分野における情報化を推進し、情報システムの効率的な利用を促進します。	総務課
(3)	市民のICT利活用の支援	●高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供に努めるとともに、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの提供を行えるよう取り組みます。 ●市民の情報活用の利便性向上やパソコンを持たない方との情報格差を解消するために、市役所などの公共施設にパソコンを配置し、インターネットが利用等の環境の充実に努めます。	総務課

《 主な数値目標 》

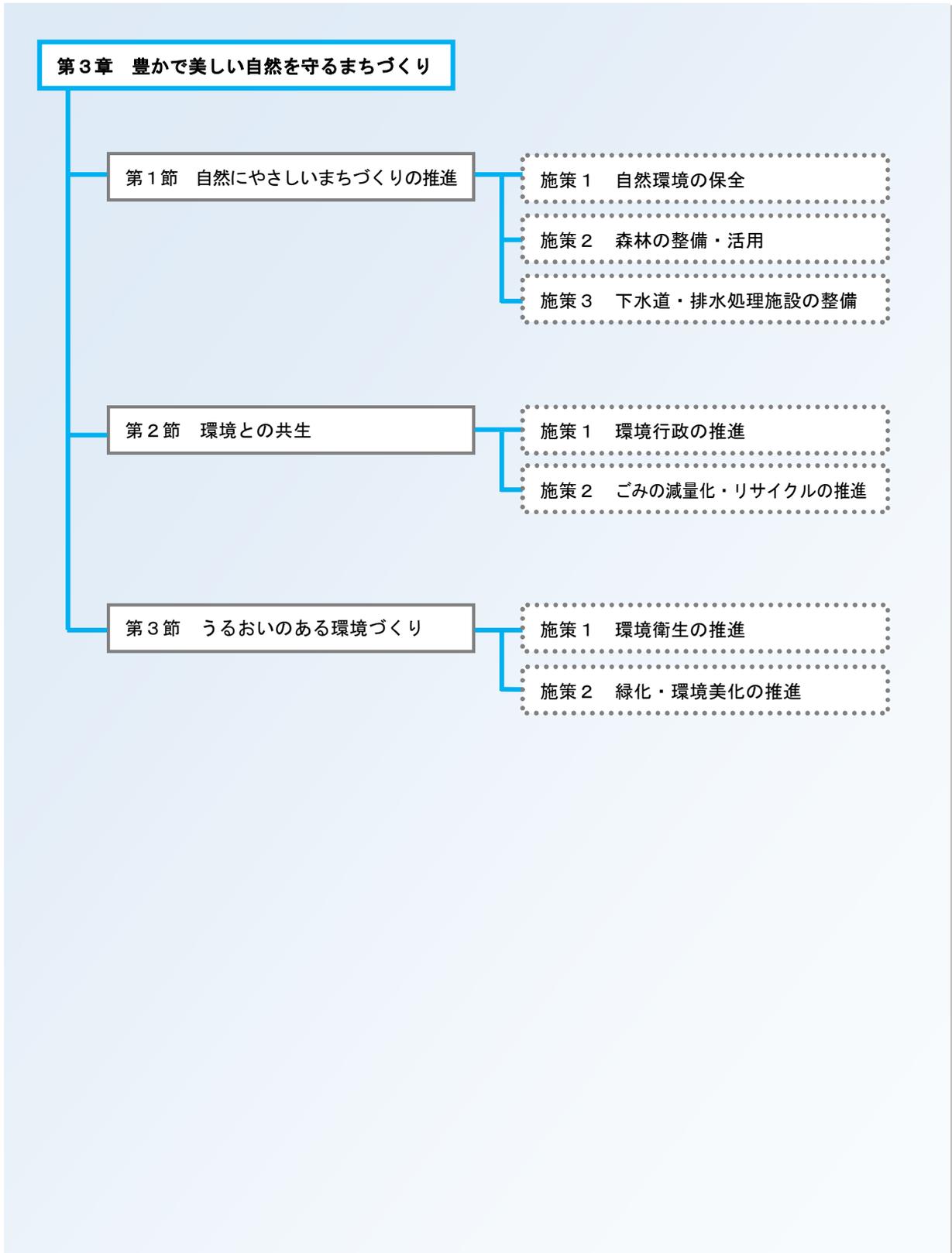
指定管理者制度によるテレビ放送再送信・電気通信事業
【H25: 7,069千円⇒H31: ●】

情報セキュリティ研修
【H25: 318人⇒H31: ●人】

数値目標の例（H25⇒H31を基本とする）

- ・公共施設にパソコンの配置数（箇所）
 - ・意識調査などによるホームページからの情報取得度（%）
- など

第3章 豊かで美しい自然を守るまちづくり



第1節 自然にやさしいまちづくりの推進

1. 自然環境の保全

昨今の社会状況を踏まえ、我が国では、平成24年度に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会」の実現に向けた具体的な目標や行動計画を示しています。

本市は、市域の約8割を占める森林や一級河川の鳥羽川、伊自良川、武儀川など、水と緑に恵まれた自然環境を有しており、ホタルやイワザクラ等の保護に努めてきました。しかし、都市近郊に位置する交通立地の良さから宅地化開発が進んできているほか、森林地域などへの不法投棄も増えているため、今後も自然環境を保全し、次代に継承していく必要があります。

本市では、平成25年の合併10周年記念式典において、都市宣言「水と緑を大切に、活力ある山田市」を掲げ、将来のまちづくりへの決意と基本方針を示しました。本市の恵まれた自然環境を保全・継承し、自然共生社会を実現するためには、多くの市民の一層の理解と協力を得て、市民一人ひとりの意識高揚を図りながら、まちぐるみでの保全活動を推進していく必要があります。さらに、総合的な土地利用方針に基づき、保護と利用の調和に努めるとともに、公共事業の推進にあたっては、環境への負荷をできる限り低減する手法の導入等が求められます。

環境保全活動の写真
都市宣言の写真等

環境パトロール員による定期的な監視を進めるとともに、環境保全監視員をはじめ地域住民との連携を図りながら、不法投棄等の監視に取り組みます。また、学校教育やコミュニティ活動を通じて自然保護への関心を高め、ボランティアの育成・確保を図り、良好な自然環境の保全に努めます。さらに、河川改修等を行うにあたっては、生態系の保全に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 自然環境の保全

〈 施策の展開 〉

(1) 自然の保護・再生

(2) 自然の有効活用

〈施策の展開〉		
1. 自然環境の保全		
項目	施策の内容	担当課
(1) 自然の保護・再生	<ul style="list-style-type: none"> ●環境パトロール事業を業務委託し、市内を定期的に巡回し、不法投棄の早期発見及びごみの回収を実施します。 ●自治会連合会長等を環境保全監視員に委嘱し定期的に監視を行います。 ●ホタルやイワザクラ等の保護及び増殖を図り、良好な自然環境を保全します。 ●エコクラブ活動で環境学習を行います。 	市民環境課
(2) 自然の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境に配慮した親水空間や遊歩道、その他自然学習の場の整備を図ります。 ●森林を活用した自然体験学習やイベント、自然観察会等、市民が自然と親しみながら学習することのできる機会を拡充します。また、これらの活動を通じて、市民の主体的な自然環境保護活動を促進します。 ●自然を活用した体験学習のための指導者の育成・確保に努めます。 	建設課 産業課

〈 主な数値目標 〉

環境パトロール日数
【H25: 160日⇒H31:160日】

環境保全監視員
【H25:14人⇒H31:17人】

その他の例

・体験学習等の実施回数（炭焼き体験、木工教室等）

2. 森林の整備・活用

「木の駅」を表記できないため等により変更

《 現状と課題 》

本市の森林面積は18,623haで、市の総面積の8割以上を占めています。その多くは民有林となっており、森林整備計画に基づき森林施業を促進しているところです。

しかしながら、森林資源が成熟しつつある一方で、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、担い手不足などから、森林施業が十分に実施できず、森林の適切な手入れが不足している状況となっています。また、地形が急峻なことから林道密度が低く、木材の搬出の上でも支障がみられます。このため、林業関係者と連携を取りながら、間伐等の森林整備や、作業道の整備等による効率的な木材生産を積極的に進め、環境保全と森林資源の有効活用を図る必要があります。

《 施策の方針 》

森林の持つ公益的・多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林組合等の林業関係者との連携を図りながら、施業の集約化による間伐をはじめとする森林整備を実施するとともに、作業道と高性能林業機械を組み合わせた効率的な木材生産を促進します。また、間伐材等の未利用材の利用推進と併せた木材の安定供給体制を構築します。

《 施策の体系 》

《 施策 》

施策2 森林の整備・活用

《 施策の展開 》

(1) 林道などの整備

(2) 森林の保全・活用

〈施策の展開〉			
2. 森林の整備・活用			
	項目	施策の内容	担当課
(1)	林道などの整備	●森林が持つ多面的機能が十分発揮されるよう林道、作業道の整備を進め間伐を推進します。	産業課
(2)	森林の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備事業・森林環境基金事業を活用しながら、民有林の適正な管理・保全の促進に努めます。 ●適切な森林施業を推進するほか、山地保全対策や林野火災予防、森林病虫害予防対策等を強化して、豊かな森林の育成に努めます。 ●間伐材の利用を促進し、林業の活性化を図ります。 	産業課

〈 主な数値目標 〉

林道伊自良根尾線開設
【H25: 186m⇒H31:120m】

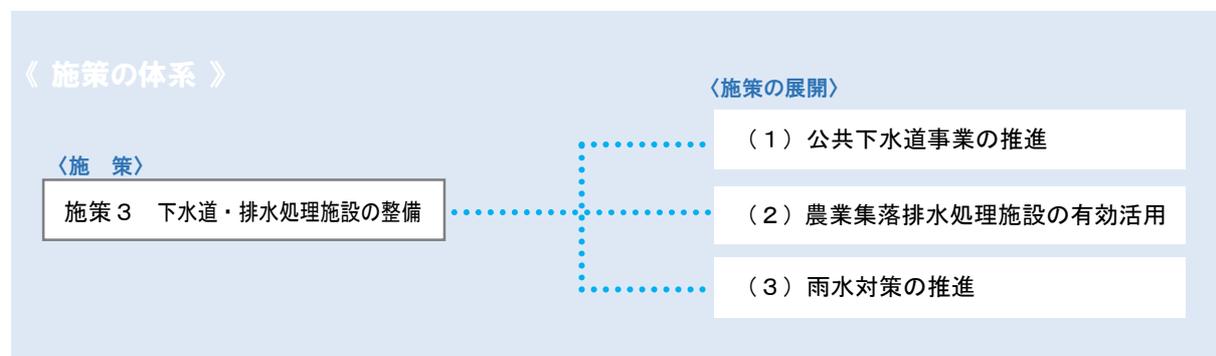
木の駅プロジェクトの補助件数
【H26: ●件 ⇒H31: ●件】

3. 下水道・排水処理施設の整備

国土交通省、農林水産省、環境省の3省が統一して作成した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」では、水洗化率の向上が提唱されており、本市においても、高富・富岡地区で公共下水道事業を、赤尾、梅原、大桑、桜尾、伊自良右岸、伊自良左岸の各処理区では農業集落排水事業を実施しています。美山地区では、現在合併処理浄化槽で対応していますが、下水道事業の実施にあたっては、既存の下水道計画をもとに各事業の採択要件、将来の人口予想、市民の意向調査等により実情を把握する必要があります。

また、市内には集中豪雨等により浸水被害の恐れのある地域があり、その対策への市民の要望が高まっています。根本的には鳥羽川等基幹河川の整備が必要ですが、現在はこれらの河川に注ぐ既存の排水路の改良で対応している状況です。

公共下水道の早期整備を図るとともに、農業集落排水、合併処理浄化槽を推進し、污水处理人口普及率の向上に努めるとともに、また、既存の施設・設備については、適正な維持管理を行い河川などの水質保全に努めます。またさらに、近年頻発する集中豪雨等に備え、地域の実態や特性に応じた雨水処理施設の整備を推進します。



〈施策の展開〉

3. 下水道・排水処理施設の整備

	項目	施策の内容	担当課
(1)	公共下水道事業の推進	●公共下水道の計画的な推進を図り、供用区域の段階的拡大と普及率の向上を目指します。	水道課
(2)	農業集落排水処理施設の有効活用	●放流水質の適正な維持管理を行い、農業業用水等の水質保全に努めます。	水道課
(3)	雨水対策の推進	●集中豪雨等に伴う被害の防止を図るため、雨水排水施設の整備を進めます。	建設課

〈 主な数値目標 〉

汚水処理普及率(人口)
【H25: 55%⇒H31: 60%】

公共下水道汚水処理普及率(人口)
【H25: 34%⇒H31: 68%】

第2節 環境との共生

1. 環境行政の推進

地球温暖化に伴う様々な環境問題が叫ばれる中で、地球環境保全に対する関心が高まっており、国や地方公共団体、企業、国民がそれぞれに温室効果ガスの排出抑制等に向けて取り組むことが求められています。本市では、平成26年に「地球温暖化対策推進実行計画」を改定し、積極的に施策を推進してきましたが、電気使用量の大幅な削減には至らなかったことなどから、二酸化炭素排出量の削減目標に届かず、今後一層の推進が課題となっています。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの関心が高まるなか、太陽光発電システムの普及によりシステムの価格相場が下がってきており、今後も普及が見込まれることから、国の補助制度が廃止となりました。補助金交付件数には限りがあり、実際にシステムを設置している件数は補助件数より多い状況となっていることから、省エネルギーや地球温暖化への関心の高まりが窺えるため、今後の持続的な発展に向けて、省資源・省エネルギーの生活スタイル・社会システムの定着が期待されています。

また、都市化に伴う生活型公害等も問題となっていることから、平成26年度に実行計画を策定し、環境への負荷の低減や多様な生態系の保全等、良好な環境の維持・継承に積極的に取り組み、環境の保全と再生、創造に関する施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

地球温暖化対策に対して市民一人ひとりが意識を持ち、省エネルギーへの主体的な取り組みを実施し、良好な環境の確保につなげられるよう、広報・啓発活動を推進するとともに、~~省資源・省エネルギーの主体的な取り組みを推進します。~~また、良好な環境の確保と次代への継承に向けて、総合的な環境政策を推進します。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 環境行政の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 総合的な環境政策の推進

(2) 市民活動の促進

〈施策の展開〉

1. 環境行政の推進

項目	施策の内容	担当課
(1) 総合的な環境政策の推進	<ul style="list-style-type: none">●地球環境保全に向けて、「地球温暖化対策推進実行計画」の着実な推進を図ります。●公的機関での低公害車等の導入と同時に、クリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を推進します。●安全性や効率性を見据えながら、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を研究します。●市民や事業者との連携を図り、環境に優しい地域を構築するため、「環境基本計画」の見直しを行います。●市民の自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止及び新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し補助金（まちづくり振興券）を交付します。	市民環境課 産業課
(2) 市民活動の促進	<ul style="list-style-type: none">●学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害への対策等の普及・啓発を推進します。●「地球温暖化対策推進実行計画」に関する広報・啓発活動を推進すると同時に、地球温暖化防止に向けた具体的な活動を促進します。	市民環境課

〈 主な数値目標 〉

住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付件数
【H25: 59件⇒H31:100件】

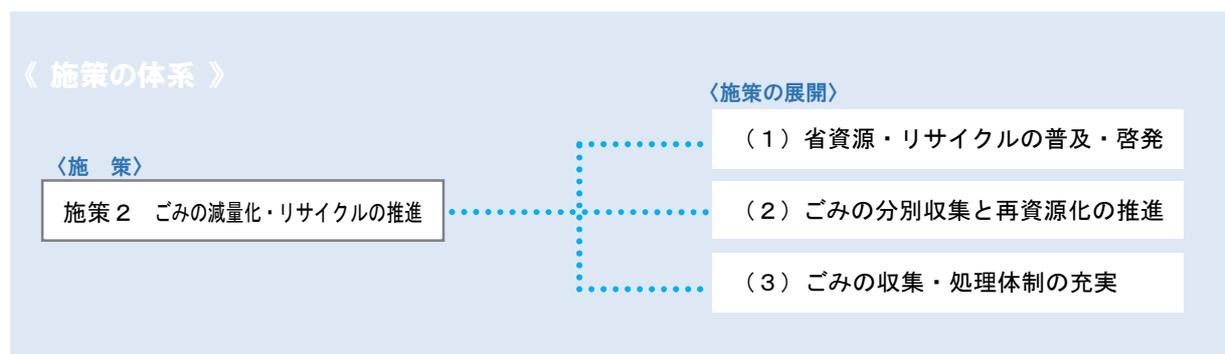
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス（算定排出量）
【H25: 5,748t-CO2⇒H31: 5,400t】

2. ごみの減量化・リサイクルの推進

社会・経済情勢の変動や、それに伴うライフスタイルの変化により、排出されるごみはその姿を変えるとともに、リサイクルの普及等、生活の中でのごみとの関わり方も変化してきています。また、平成32年に予定されている東海環状自動車道西回りルート¹の全線開通、(仮)高富ICの整備や宅地開発等も進んでおり、今後ますます環境保全への配慮や、それに伴う適正かつ効率的なごみ処理・処分方法の検討が必要となっております。関連する施策や事業への積極的な参加を促し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力していくことが重要です。

本市では、ごみの減量化対策として、可燃、不燃、粗大ごみの有料化のほか、コンポスト・生ごみ処理機や家庭系枝葉など粉砕機の購入補助を行っています。ごみの再資源化では、小型家電を含めたリサイクルを市のクリーンセンターで行っており、鉄、アルミ、銅線など、リサイクルできる資源については可能な限り分別し、再生処理事業者に引き渡しを行っています。また、市民のリサイクル活動として、びん、缶、ペットボトル、白色トレイ及び電池、蛍光灯等の分別収集の推進や、資源回収事業奨励金の交付などに取り組んでいます。今後も市民のごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚を図ることが必要です。

ごみ分別収集の徹底やごみの減量化に向けた啓発活動を推進するとともに、小型家電の回収ボックス実施などをはじめとした再使用・再利用化を促進するための取り組みを強化し、資源循環型社会の構築を目指します。



〈施策の展開〉		
2. ごみの減量化・リサイクルの推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 省資源・リサイクルの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダー等で、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などを掲載しリサイクル意識の向上を図ります。 ● 市内小学生を対象に、クリーンセンターにおいて、ごみ問題に関する学習会や施設見学を実施します。 ● 保育園や小中学校などの資源回収事業（奨励金）を実施し、ごみの減量化や再資源化を実施します。 	市民環境課
(2) ごみの分別収集と再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダーなどで、ごみの種類と出し方の徹底に努めます。 ● 保育園や小中学校などの資源回収団体に奨励金を交付し、資源回収事業を支援します。また、市役所やクリーンセンターにおいて、休日資源回収を実施します。 ● 生ごみ処理機や家庭系枝葉等粉碎機を購入された市民に対して補助金を交付します。 ● 市内各自治会が交付対象で、集団で分別収集する団体に奨励金を交付する事により、分別収集活動を奨励し、資源の有効利用を図ります。 	市民環境課
(3) ごみの収集・処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の要望に応じ、可能な限り可燃ごみ・資源ごみ（分別収集）のステーションの設置場所を設けます。 ● ごみ出しの難しい世帯においては、ホームヘルパーや民生委員などの協力を得て収集運搬業者に依頼し、支援を行います。 ● 不燃・粗大ごみの直接搬入体制および処理体制を強化し、ごみ収集の効率化を図ります。 ● クリーンセンターの効果的、効率的な運営に努めます。 	市民環境課

〈 主な数値目標 〉

ごみ排出量の削減目標
【H25: 670g/人・日⇒H33: 659g/人・日】

最終処分量
【H25: 635m³⇒H33: 614m³】

リサイクル率
【H25: 19.4%⇒H33: 26.0%】

それぞれH31の数値目標の掲載は難しいでしょうか。

第3節 うるおいのある環境づくり

1. 環境衛生の推進

本市では、工場の操業に伴う騒音や振動、排水等のほか、畜産公害などが問題となっており、公害発生が懸念される企業や農家への指導の徹底が求められています。特に、住宅と畜舎が混在している伊自良地域の南部では、悪臭やハエなどへの対策が求められており、畜舎の消毒助成や農家への指導などを行っています。

また、ごみの不法投棄の抑止を目的とした環境保全監視員、環境パトロール員や担当課職員等のパトロール、工場排水の水質検査、市内主要幹線道路における自動車騒音常時監視、広報紙による啓発活動を行っていますが、今後も引き続き、公害防止に向けた監視活動を強化する必要があります。さらに、家庭からの雑排水等も水質汚染の原因として懸念されていることから、公共下水道等の整備を進めています。

し尿の収集については、民間事業者への許可制とする一方、し尿の処理は本市と関市による岐北衛生施設利用組合で対応しています。現在、下水道整備や合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、し尿処理量の減少を見据えた運営のあり方が課題となっています。

関係分野との連携により、公害発生が懸念される企業や農家などへの指導を強化するとともに、必要な対策について研究します。また、下水道や合併処理浄化槽の普及動向を見据えながら、地域の実情に応じた効率的な、し尿の収集・処理に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 環境衛生の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 公害防止の推進

(2) し尿処理の推進

〈施策の展開〉		
1. 環境衛生の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 公害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係部署との連携を図りながら、畜産公害に対する監視・指導の強化を図ります。また、必要に応じて、畜舎の消毒などの衛生管理面での支援を行います。 ● 自動車騒音常時監視（市内主要幹線道路）、工場排水による水質汚濁や騒音などについての環境調査を定期的実施するなど、監視体制の強化を図ります。 ● 環境保全監視員や環境パトロール員などによる監視・指導体制を強化し、河川や山林などへのごみの不法投棄の抑止に努めます。 ● 野焼きや一般廃棄物の家庭での焼却をしないよう指導を強化します。 ● ペットの飼育についての啓発を進めます。 ● 関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報の収集・提供体制を強化します。 	産業課 市民環境課
(2) し尿処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な連携を図りながら、岐北衛生施設組合での効率的なし尿処理を進めます。 ● 下水道への切換えに伴う、し尿処理体制の見直しを図ります。 ● 下水道の敷設ができない地域においては、今後も合併浄化槽を普及させていくとともに、点検記録などで維持管理の徹底を図ります。 	市民環境課

方向性確認

〈 主な数値目標 〉

合併浄化槽設置基数 【H25: 27基⇒H31: 35基】	水質汚濁調査箇所 【H25: 28箇所⇒H31: 28箇所】
----------------------------------	-----------------------------------

2. 緑化・環境美化の推進

岐阜県では、「花づくり」と「花かざり」が一体となった「花の都ぎふ」運動を推進し、「日本一住みよいふるさと・ぎふ」及び「世界のふれあい広場・ぎふ」の実現を目指しています。

本市においては、地域の公園や道路等における「花かざり事業」を実施しています。現在は団体ごとに現状維持の状態で行われていますが、団体を支える会員数の減少と高齢化が進んでおり、事業活動の縮小が懸念されていることから、~~ます~~。今後は会員の増加を図り、活動内容の理解を求め、新規加入者の勧誘に努めていく必要があります。

また、~~公共空間の環境美化活動をボランティアで行う「まち美化パートナー制度」については、この制度を活用する団体が徐々に増加しており、~~います。今後の活動の拡充を図るためにも、これまでにパートナー証を交付した団体の活動実態等を把握することが必要となっています。

市民との協働により、市内を花いっぱいにし「うるおいのあるまち」づくりの実現を図ります。また、公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を支援することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策2 緑化・環境美化の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 緑化・花のまちづくりの推進

(2) 環境美化活動の促進

〈施策の展開〉		
2. 緑化・環境美化の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 緑化・花のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の募金を活用し、市内の緑化を推進します。 ●山口市「花の都ぎふ」運動推進協議会において、自治会、子ども会や老人クラブ等の団体に対し、花壇・プランター等の維持管理等の緑化活動を支援し、地域の公園、集会場や道路などに花飾りを実施するなど環境美化に取り組みます。 	産業課 市民環境課
(2) 環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を展開する個人又は団体に対し、パートナーの規模及び活動内容により、必要な物品や用具等の支給又は貸与、パートナー証の交付、パートナーサインの設置、活動に対する保険の適用等を行います。 	市民環境課

〈 主な数値目標 〉



【H25:⇒H31:】



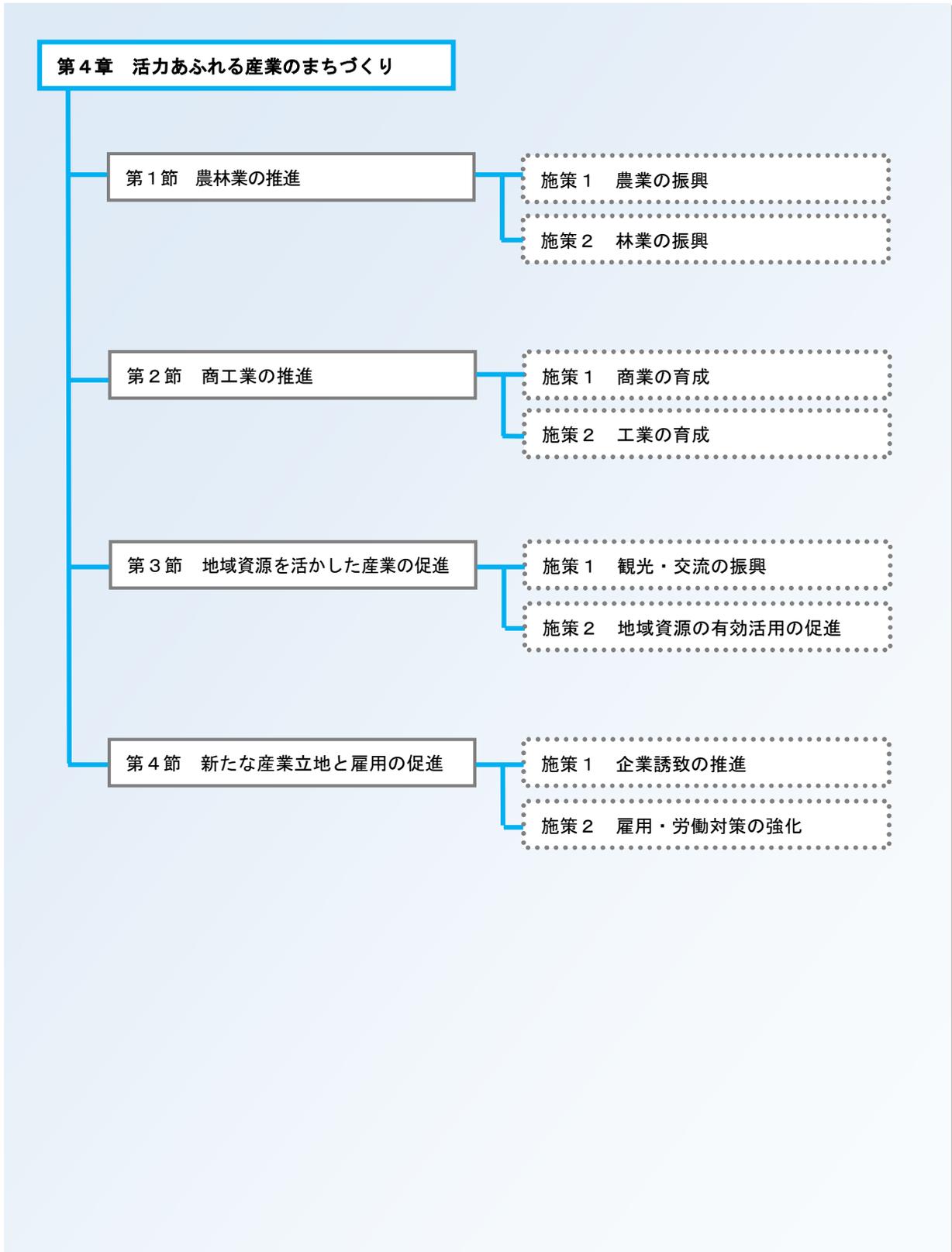
【H25:⇒H31:】

数値目標の例（H25⇒H31を基本とする）

- ・
- ・

などを参考に、市で数値化が可能なものをご検討ください。

第4章 活力あふれる産業のまちづくり



第1節 農林業の推進

1. 農業の振興

本市の農家の多くが第2種兼業農家となっており、担い手農家や機械化営農組合のオペレーターの高齢化が進んでいることから、人材確保が厳しい状況となっています。また、本市の農業は水稻栽培が中心ですが、水稻栽培は米価下落などの影響を受け厳しい状況で、自給用米として処理している農家も少なくありません。さらに今後T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加により海外からの輸入作物が増え、農家収入をますます圧迫する恐れがあります。

そこで、地域農業を将来的に担えるよう、大型農業機械の導入による経営の効率化や組織の強化、新規就農者の確保・育成が必要となるほか、安全安心なクリーン農業等農業者の高付加価値化に向けた取り組みを支援し、活力ある農業を推進する必要があります。

また、黒にんにくや手打ちそばなどの加工品の製造・販売は好調なことから、必要に応じて施設・設備の拡充などを検討し、自主的な農産物などの販売活動を促進することが望まれます。

農業基盤整備についてはほぼ完了していますが、今後、農業用施設（用水路、排水路、揚水機など）の老朽化対策や、中山間地域等における農業基盤整備が課題となります。また、「農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の保全・確保に努めていますが、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されます。そのため、各種制度を活用しながら、地域ぐるみで農地保全を促進することが必要です。

農業基盤整備や農地の流動化を進め、優良農地の保全・確保に努めます。また、経営規模の拡大や担い手農家の育成を図るとともに、効率性の高い高能率機械の導入による農業経営の省力化を促進するとともにします。さらに、農産物や加工品などの高付加価値化及び6次産業化と販路拡大を推進します。

〈 施策の体系 〉

〈 施 策 〉

施策1 農業の振興

〈 施策の展開 〉

(1) 農業基盤の整備

(2) 農業経営の安定化

(3) 農産加工などの促進

〈施策の展開〉		
1. 農業の振興		
項目	施策の内容	担当課
(1) 農業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 中山間地域などでの農業農地基盤の整備を促進します。また、農業用揚水機、用排水施設の計画的な更新を進め、優良農地の確保に努めます。 ● 優良農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に、毎年農地パトロールを実施するなど、農地の無断転用の早期発見とは正・耕作放棄地の解消に努めます。 ● 畜産農家への指導を強化し、衛生管理意識の普及を促進するとともに、畜舎の消毒などについての支援を充実します。また、畜産ふん尿の活用方法や管理方法などについての研究を進めます。 	産業課
(2) 農業経営の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣による農産物への被害防止対策を実施し、被害の軽減に努めます。 ● 大型農業機械の導入支援を行い、経営の効率化に努めます。機械化営農組合の法人化を促進します。 ● 高能率機械の導入支援を行うとともに、岐阜地域就農支援協議会等と連携を図りながら、新規就農者の受け入れ体制を整備します。 ● 農地の集約化と機械化への取り組みを推進します。 	産業課
(3) 農産加工などの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベントなどの機会を活用したPRや販売機会の拡大、インターネットを活用した流通・販売について支援します。 ● クリーン農業などによる安全性の高い農産物生産の拡大を図ります。また、にんにくの産地化に向け、農業6次産業化手法を取り入れた付加価値商品の加工を推進します。 ● 大学や商工会などと連携し、加工品などの開発を支援します。また、商談会や見本市等に出展し市場の評価を受け加工品の価値の向上に努めます。 	産業課

〈 主な数値目標 〉

揚水機の更新
【H25:3基⇒H31:2基】

畜産衛生環境事業補助金額（苦情件数）
【H25: 2,177千円(15件)⇒H31: 2,000千円(10件)】

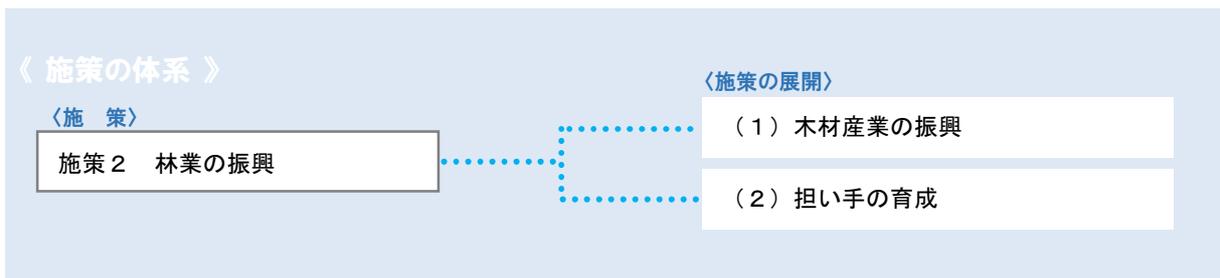
その他の検討項目
加工品の販売に関する数値
加工品の登録件数 等

2. 林業の振興

本市の森林面積は18,623haで、総面積の8割以上を占めています。北部や西部は、林業生産活動の基盤となるスギやヒノキの人工林が多く、本市の私有林の人工林率は57%を占めています。戦後に植栽された人工林は木材として利用できる林齢に達し、「植えて育てる」時代から「伐って利用する」時代を迎えており、国産材の利用の向上が叫ばれています。

本市においては、美山杉板のブランド化を図るなど、木材産業の振興にも取り組んでいます。しかし、厳しい林業採算の面から森林所有者の管理意欲は減退し、山離れや施業放棄が問題になっていることから、今後は施業地の集約化や林内路網の整備による木材生産の効率化に加え、林業の経営基盤の強化や担い手の育成が求められています。

森林組合などの林業関係者との連携を図りながら、森林整備や木材生産の効率化を図るとともに、林業の経営基盤の強化や担い手の確保・育成に努めます。



〈施策の展開〉		
2. 林業の振興		
項目	施策の内容	担当課
(1) 木材産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 林業経営改善のための国などの融資制度を活用し、経営基盤の強化に向けた取り組みを支援します。 ● 優良な地元産材の「地産地消」に努め、木材利用や販路拡大を進めます。木の駅プロジェクトへの取り組みを支援し、木材産業の活性化を図ります。 ● 炭焼き体験事業などを行い、環境にやさしい資源の活用に努めます。 	産業課
(2) 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林組合などが行っている林業を担う後継者や労働者の確保・定着に向けた取り組みを支援します。 ● 森林組合の事業量の増大と経営基盤の強化を支援し、組織・機能の活性化を促進します。 	産業課

〈 主な数値目標 〉

木材生産量

【H25:7,500 m³⇒H31:9,000 m³】

【H25: ⇒H31: 】

その他の例

- ・ 地域産材素材生産量（千）
- ・ 地域産材のPRイベント等の開催回数
- ・ 施業集約化団地数
- ・ 森林組合構成員数
- ・ 森林ボランティア参加数

第2節 商工業の推進

1. 商業の育成

昔は集まっていたよ

地域経済を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展、規制緩和、グローバル化等により大きく変化し、特に商業については、大規模店舗の立地など周辺環境の変化や住民の消費行動の多様化などの影響を受け、事業者にとっては厳しい経営環境が続いています。

本市では、以前は、高富天王通、谷合地区、岩佐地区に商店街が点在し、地域の生活を支えていました。しかし、近年は、駐車場を完備した大規模店舗や市外へ購買客が流れ、公共交通機関と連結していない商店街は廃業に追い込まれるなど、厳しい状況に置かれています。

また、北部地域では人口減少、高齢化等により商店経営が成り立たず、シルバー人材センターや事業者、NPOなどによる移動販売車での販売が主となっています。交通条件のよい南部地域でも、個人経営の商店営業は厳しい状況にあります。

こうした結果、買物弱者と呼ばれる高齢者等の日常の買物が益々困難となっていることから、農商工が連携しながら、商業活動を促進することが求められています。

経営診断や融資等の各種支援制度を活用し、地域ごとに最良と考えられる商業体制の構築を図ります。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 商業の育成

〈 施策の展開 〉

(1) 商業活動の促進

(2) 商業団体の育成と共同事業の促進

〈施策の展開〉		
1. 商業の育成		
項目	施策の内容	担当課
(1) 商業活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●商工会に運営費補助金を交付し、中小企業診断士、税理士などの専門家による経営診断や商工会指導員による巡回指導・窓口指導や、各種融資についての相談に応じており、今後も商工会の活動を支援し、事業者の要望などに対応するため継続して実施します。 ●商工会に運営補助金を交付し、顧客管理や会計処理の効率化、販路拡大や企業PRのためのホームページ作成などのパソコン講習会を実施するとともに、各種支援制度については、事業者の要望などを参考に検討していきます。 ●本市北部地域の活性化のため、谷合地区を中心に、夏には盆踊り地元のうら盆の精霊送りに合わせた竹灯籠イベント、冬にはイルミネーションイベント等を実施します。 	産業課
(2) 商業団体の育成と共同事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●農商工連携を促進します。 ※H25 年度の進捗の資料では既存事業はなさそうです。具体的内容についてご相談させてください。 	産業課

《 主な数値目標 》

経営診断・企業支援

【H25:59件⇒H31:75件】

巡回・窓口指導

【H25:2,173回⇒H31:2,250回】

パソコン講習会

【H25:53人⇒H31:70人】

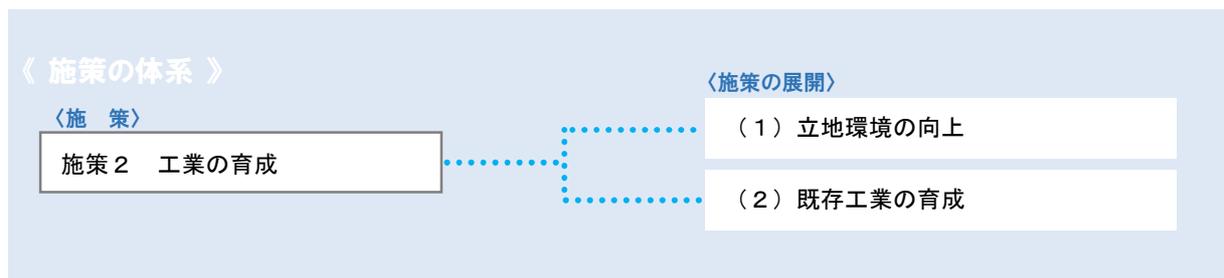
2. 工業の育成

本市の工業では、水栓バルブや衣料品、食品、プラスチックなどの製造業が多くみられます。産業大分類別就業者数を見ると、製造業の割合が約36%を占め、産業大分類別事業所数でも第2次産業の占める割合は44%を超え、県平均を大きく上回っています。

しかし、これら製造業の多くが就業者数20人以下の小規模事業所となっています。小規模な事業所は経済動向に左右されやすく、経営の近代化とともに経営基盤の強化が課題となっています。

一方で、平成32年に予定されている東海環状自動車道西回りルート of 全線開通、(仮)高富ICの設置により、企業立地の促進が期待できることから、企業用地の確保が必要となっています。

商工会と連携を図り、各種補助・支援制度により、地域工業の育成と支援に努めます。また、東海環状自動車道開通に向けて、企業の立地環境の向上を図ります。



〈施策の展開〉			
2. 工業の育成			
	項目	施策の内容	担当課
(1)	立地環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 東海環状自動車道の全線開通と高富 I C の完成を視野に入れ、企業用地の候補地選定や遊休地情報の把握に努めます。 	産業課
(2)	既存工業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業向けの各種補助・支援制度について、商工会を通じて、また市役所からも情報提供に努めます。 ● 山県まちづくり振興券の交付などにより、地域の活性化や市内商工業の振興に努めます。 ● 山県市企業立地促進条例に基づく工場等設置奨励金や雇用促進奨励金などにより、産業振興の促進や雇用機会の増大、市民所得の向上を図ります。 ● 融資制度の効果的な運用を図り、既存企業の育成に努めます。 	産業課

〈 主な数値目標 〉



- その他の例
- ・ 山県まちづくり振興券の交付件数
 - ・ 工場等設置奨励金や雇用促進奨励金の交付件数
 - ・ 支援制度等活用件数
 - ・ 事業所数（工業統計調査）
 - ・ 従業者数（工業統計調査）
- 等

第3節 地域資源を活かした産業の促進

1. 観光・交流の振興

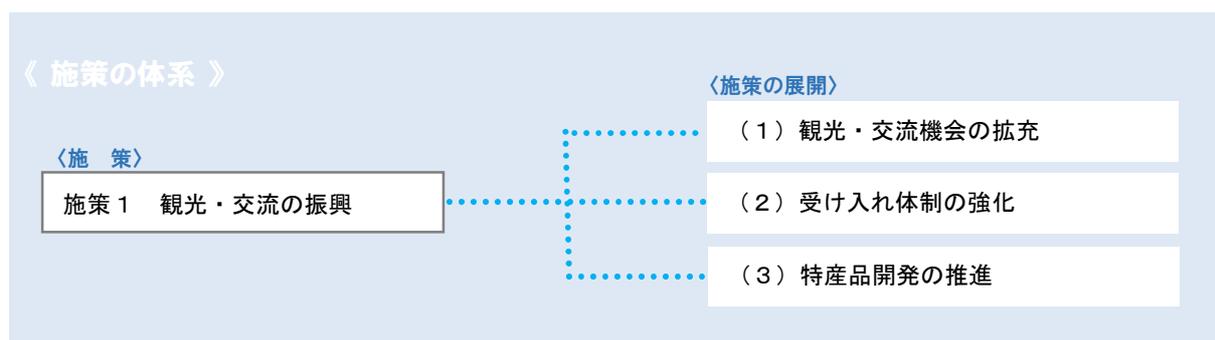
本市には、「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」、「香り会館」など多くの観光・交流施設があります。これらは岐阜市をはじめとした市内外の人が健康づくりやレクリエーションを楽しむための場となっていますが、地域経済への寄与という点では課題もみられます。

一方、平成32年に予定されている東海環状自動車道西回りルート of 全線開通、(仮)高富ICの設置により、広域的な観光・交流活動が活発化することが期待されます。

現在は、山県市観光協会や山県市まつり実行委員会と連携を図りながら、観光PRやイベントの開催を行っており、います。今後、これらの活動の一層の充実を図るとともに、広域観光の視点も踏まえながら、交流・集客の拡大に努める必要があります。さらに、農産物直売所や農業者の協力を得ながら、滞在型の体験観光・交流などについても取り組む必要があります。

また、観光協会、商工会、農業団体、農外企業等と連携し、山県市ならではの魅力的な特産品開発を活かしながら、地域経済へ還元していくことも必要です。

既存の観光施設、交流イベント等の充実を図るとともに、体験企画などの創出に努めます。また、観光協会などと連携を図りながら、観光PRや観光情報の充実に努めます。さらに、各団体等と連携を取りながら、特産品開発を促進します。



〈施策の展開〉		
1. 観光・交流の振興		
項目	施策の内容	担当課
(1) 観光・交流機 会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 「香り会館」と「グリーンプラザみやま」については、指定管理制度を継続し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。また、それぞれの施設で新たな体験事業等を実施し施設の充実と集客力の向上に努めます。 ● 山県市まつり実行委員会などとの連携により、イベントの充実やPRの強化を進め、市内外からの来訪者の増加を図ります。 ● 自然体験事業などの誘致を促進するほか、グリーンツーリズムなどとの連動による農林業体験企画を充実します。 ● 観光協会や観光事業者との連携を強化し、広域的な既存観光ルートへの位置付けを明確化するために、近隣市町村との連携を図ります。 	産業課
(2) 受け入れ体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光協会の育成を図ると同時に、パブリシティやホームページの活用による情報提供やPRを強化します。 	産業課
(3) 特産品開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光協会、商工会、農業団体等の支援を引き続き行い、更に農外企業の農業参入を支援し、特産品の開発を進めます。 ● 観光協会と商工会、農業団体（各特産品振興協議会等）と連携を強化し、特産品開発を進めます。 	産業課

《 主な数値目標 》

香り会館（ハーブレンド含む）来館者数
【H25: 24,839人⇒H31: 25,500人】

グリーンプラザみやま利用者数
【H25: 10,967人⇒H31: 12,500人】

2. 地域資源の有効活用の促進

本市は「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」、「四国山香りの森公園」など自然や文化、香りといったテーマ性のある観光・交流資源を有しています。「グリーンプラザみやま」及び「四国山香りの森公園（香り会館）」は、それぞれ平成 25 年度、平成 24 年度に指定管理者制度の活用を開始し、効率的で質の高い運営・管理体制の構築に努めてきました。近年では、市内の舟伏山、釜ヶ谷山、相戸岳の三名山を活かした名山めぐりに取り組み、イメージキャラクターの作成なども行い人気を集めています。

また、「てんこもり農産物直売所」、「ふれあいバザール」では、特産品である伊自良連柿や桑の木豆、にんにくの加工品のほか、地元産の野菜などを取り扱っています。このような物販施設は岐阜市など市外の利用者も多く、**■**なっています。今後、東海環状自動車道及びリニア中央新幹線岐阜県駅の整備により、東海地方を中心とした広域での観光事業の展開が推進されることから、より一層の施設の充実を図り、観光・交流機能の強化などを検討することが望まれます。

本市が有するテーマ性のある観光・交流資源の活用の拡充を図ります。また、農産物直売所等の観光・交流拠点については、東海環状自動車道（仮）高富 I C 周辺に**新たな拠点となる施設**を建設するとともに、広域観光の視点を踏まえ、周辺地域や県等と連携を取りながら、機能強化と情報発信・PR に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策 2 地域資源の有効活用の促進

〈 施策の展開 〉

(1) 観光・交流資源の整備、活用

(2) 地域資源のネットワーク化の推進

〈施策の展開〉

2. 地域資源の有効活用の促進

項目	施策の内容	担当課
(1) 観光・交流資源の整備、活用	<ul style="list-style-type: none">●東海環状自動車道の整備に伴い、観光案内や物産販売等が行われる農産物直売所のPR強化を図ります。●市内農産物直売所の利用者は、市外からの利用者が多く、観光案内の拠点となっているため、インターチェンジの整備を踏まえ、観光客の交流拠点として一層のPRに努めます。●「香り会館」、「グリーンプラザみやま」については、引き続き指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上と、行政運営の効率化を図ります。●東海環状自動車道（仮）高富IC周辺に新たな拠点となる施設を建設し、観光の活性化や市内外の交流促進に努めます。	産業課
(2) 地域資源のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none">●県観光連盟と連携し、テーマに応じた、情報発信に努めます。	産業課

〈 主な数値目標 〉

グリーンプラザみやま利用者数
【H25: 10,967人⇒H31: 12,500人】

伊自良湖
【H25: 11,130人⇒H31: 12,000人】

香り会館（ハーブレンド含む）来館者数
【H25: 24,839人⇒H31: 25,500人】

第4節 新たな産業立地と雇用の促進

1. 企業誘致の推進

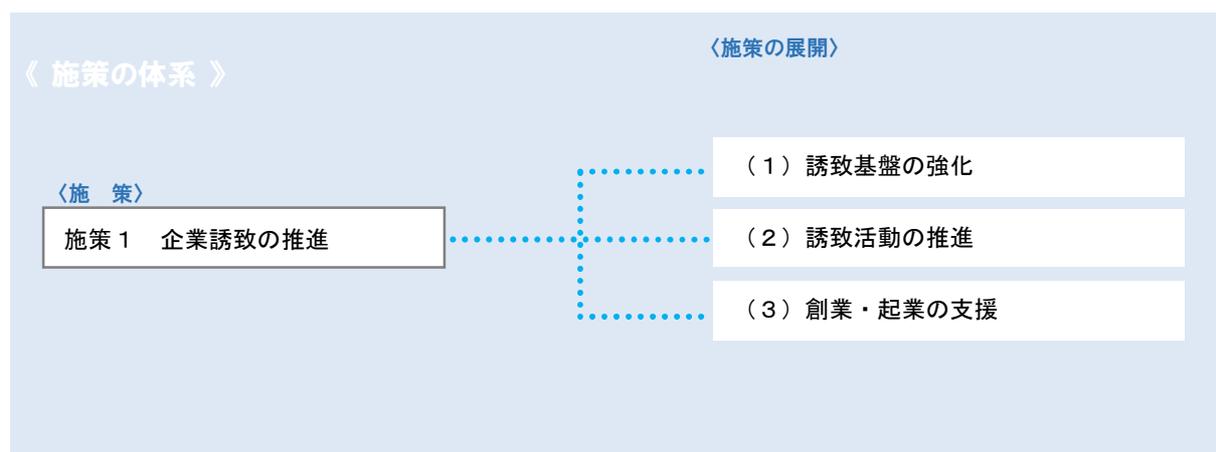
美山地域や伊自良地域では、工場建設に足りる用地は多くありますが、土地利用規制や労働者の確保、交通インフラが不十分であること等により、企業ニーズへの十分な対応ができず、誘致にはいたっていません。また、高富地域では、都市計画法に基づく規制などにより大規模（3,000㎡以上）工場等を誘致できる場所が少ない状況です。

一方で、平成32年に予定されている東海環状自動車道西回りルートの特設開通、（仮）高富ICの設置により、本市の企業立地環境が大幅に向上することが期待されます。

そこで、この機会を捉え、効率的な面的整備等による企業立地環境の向上や助成制度の検討等、企業誘致の条件整備に努めるとともに、優良企業の誘致に向けた積極的な働きかけを進める必要があります。

また、地域の生活に密着した企業活動の促進を図るコミュニティ・ビジネス等の分野における起業・創業を支援することも必要となっています。

産業立地用地の確保や用地情報の収集・周知等を行い、企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。また、既存企業や新規起業の支援を行い、地域における企業活動を促進します。



〈施策の展開〉

1. 企業誘致の推進

	項目	施策の内容	担当課
(1)	誘致基盤の強化	● 県営産業団地※現行計画に記載があります。今後の方向性についてご確認ください。の誘致を促進するとともに、周辺環境の整備を進めます。	産業課
(2)	誘致活動の推進	● 企業ニーズに対応した企業立地助成制度の充実を関係機関と連携を図りながら、優良企業の誘致活動を推進します。 ● 東海環状自動車道などの整備動向を見据えながら、流通産業や環境配慮型産業などを誘致します。	産業課
(3)	創業・起業の支援	● 「企業・起業支援室」が積極的に、コミュニティ・ビジネス等の育成を図ります。	産業課

〈 主な数値目標 〉

工場等設置奨励金

【H25: 4,796,565 円⇒H31: ●円】

その他の例

- ・ 企業誘致件数
- ・ 起業件数
- ・ 創業・起業に関連セミナー等の実施回数

2. 雇用・労働対策の強化

正規従業員数の減少や非正規従業員の増加など、雇用状況は依然厳しいものとなっています。

本市では、工場や店舗などの新規参入は軽微であり、就業の場が確保しづらいことや正規雇用者を募集しても応募がないなどの地理的デメリットを持ち合わせています。

国や県などの雇用対策施策を十分に活用するとともに、関連団体との連携を密にしながら、雇用・就労機会の確保や創出を図る必要があります。

また今後、女性や高齢者、障がい者等を含め、就労ニーズの一層の多様化が想定されることから、ワーク・ライフ・バランスの促進や、企業における子育て支援の推進等、時代に対応した雇用環境を整えていく必要があります。

国や県、商工会と連携し、雇用・就労情報などの提供を進め、就労機会の拡大を図ります。また、関係機関との連携のもと、労働環境や福利厚生の上をめざすとともに、時代に対応した雇用環境の整備に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施 策 〉

施策 2 雇用・労働対策の強化

〈 施策の展開 〉

(1) 雇用の確保

(2) 労働環境の向上

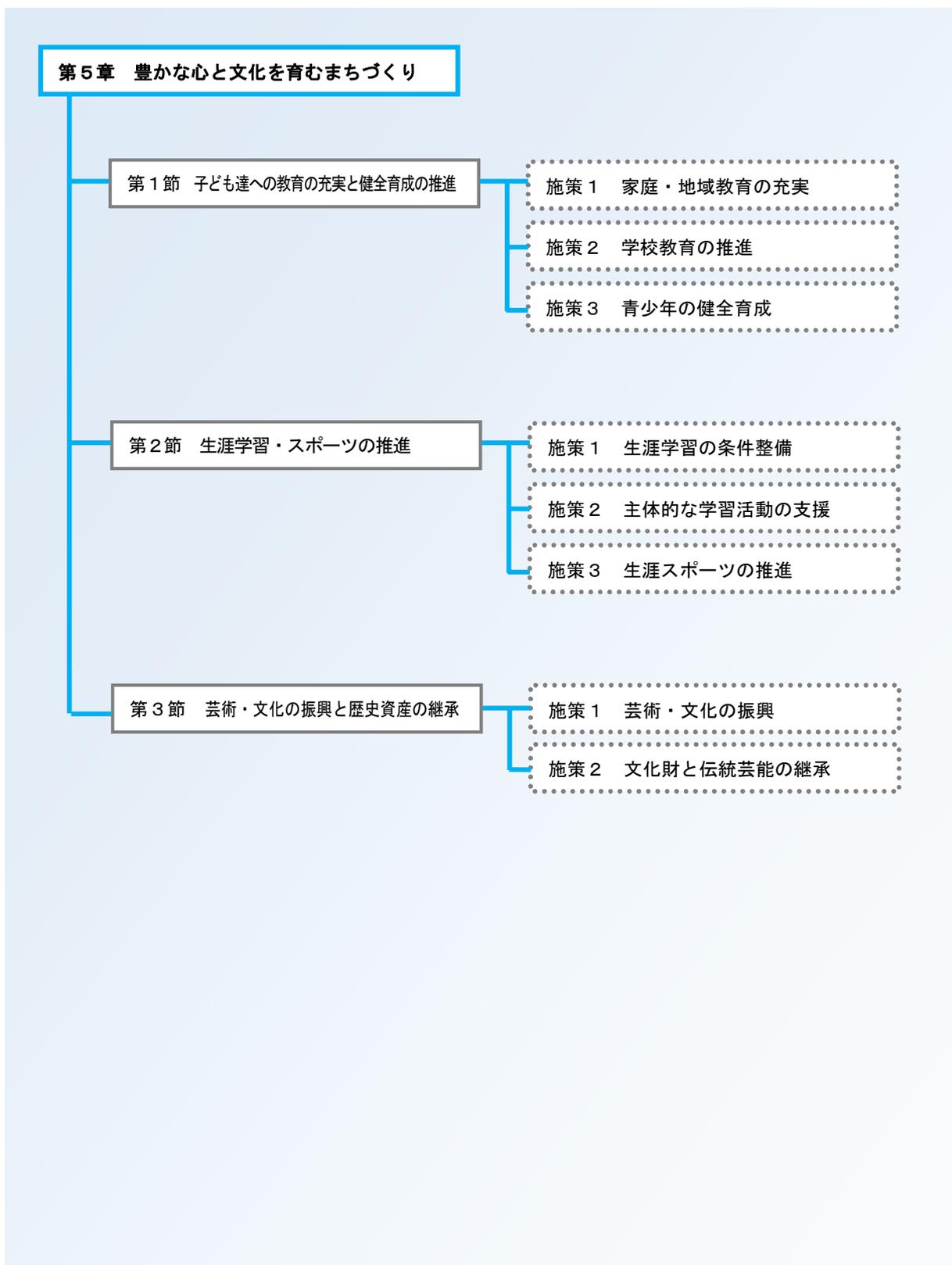
〈施策の展開〉		
2. 雇用・労働対策の強化		
項目	施策の内容	担当課
(1) 雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致や雇用情報の提供を引き続き行います。 ● 商工会を通じて、多くの人が各種技術者資格を取得できるよう、事業主への働きかけを引き続き行います。 ● 国の制度である「緊急雇用創出事業」などを利用し、地域の求職者を雇用しています。 	産業課
(2) 労働環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者を対象に、商工会や市の広報誌などを利用して、育児休業や介護休暇、看護休暇、男女雇用機会均等法などの周知を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの促進、企業における子育て支援、高齢者、障がい者の就労に関する企業の理解と促進を図ります。 ● 事業者を対象に、国や県などが作成したパンフレットや広報誌などを利用して、労働災害防止対策の徹底、就業中の事故発生未然防止の周知に努めます。 ● 勤労者の健康管理についての相談・指導を進めるほか、勤労者福祉に関する情報提供の充実に努めます。 	産業課

期間限定かと思いますが、事業名まで掲載しますか。
期間限定ですので
 ⇒そろそろ終わりかと思いますが、確認中です

〈 主な数値目標 〉

労働保険等加入支援 【H25: 519 回⇒H31: 550 回】	健康診断実施 【H25: 241 人⇒H31: 270 人】
税務関係支援 【H25: 356 企業⇒H31: 400 企業】	

第5章 豊かな心と文化を育むまちづくり



第1節 子ども達への教育の充実と健全育成の推進

1. 家庭・地域教育の充実

子どもの生活の基盤である家庭における教育は重要ですが、少子化、核家族化が進む状況においては、子育て家庭が孤立しやすく、地域の支援が不可欠となっています。

本市では、市立保育所 10 箇所において、「保育所家庭教育学級」を実施するなど、学びの機会の提供に努めるほか、市内 3 地域では「乳幼児教室」を開催し、保護者同士の交流や親子のふれあいの機会を提供しています。

保護者の幼児教育への関心は高いことから、今後も保育所や関係団体との連携を図りながら、講座内容やスタッフの充実を図ると同時に、家庭や地域における教育の場の充実を図る必要があります。

また、本市では、家庭や地域、保育所、その他関係団体との連携を図りながら、家庭教育を支援するため、平成 16 年に山県市子育て支援ネットワーク協議会を発足し、ネットワークづくりを進めてきました。今後も、地域の様々な主体が連携しながら、子育てを支援するとともに、その担い手の育成を図ります。

多様化する教育・保育ニーズや地域性を踏まえ、関係機関と連携しながら、保護者が子育てについて学ぶ機会を拡充するとともに、放課後子ども教室や関係機関のネットワークの強化に努め、教育的観点から地域全体で子育てを支援する体制の強化に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施 策 〉

施策 1 家庭・地域教育の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 家庭教育の推進

(2) 地域教育の推進

〈施策の展開〉		
1. 家庭・地域教育の充実		
項目	施策の内容	担当課
(1) 家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児学級などにおける指導体制の充実を図るとともに、保育園家庭教育学級を拡充し、しつけや遊びなどをはじめとした保護者の学習機会の提供に努めます。 ●保護者や祖父母などを対象にした家庭教育各種学級や講座などの充実を図ります。 	福祉課 生涯学習課
(2) 地域教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●親子で参加できる遊びの機会などを通じて、地域での交流促進を図ります。 ●子育てサポーターなどの育成を図るとともに、子育ての経験者の知恵や経験などを活用した家庭教育の支援に努めます。 ●子育てサークルの育成に努めるとともに、子育て支援に関わる自主的な活動を支援し、保護者の交流の機会を拡充します。 ●放課後子ども教室や学校コラボレーター事業の充実に努めます。 	福祉課 生涯学習課

〈 主な数値目標 〉

【H25:⇒H31:】

【H25:⇒H31:】

数値目標の例【H26⇒H31】

- ・家庭教育学級回数・参加者数
- ・乳幼児教室開催回数・参加者数
- ・各種講座の開催回数・参加者数
- ・子育てサークルの登録件数
- ・子育てサポーターの登録人数
- ・山県市子育て支援ネットワーク協議会開催回数等から掲載可能なものをご検討ください

2. 学校教育の推進

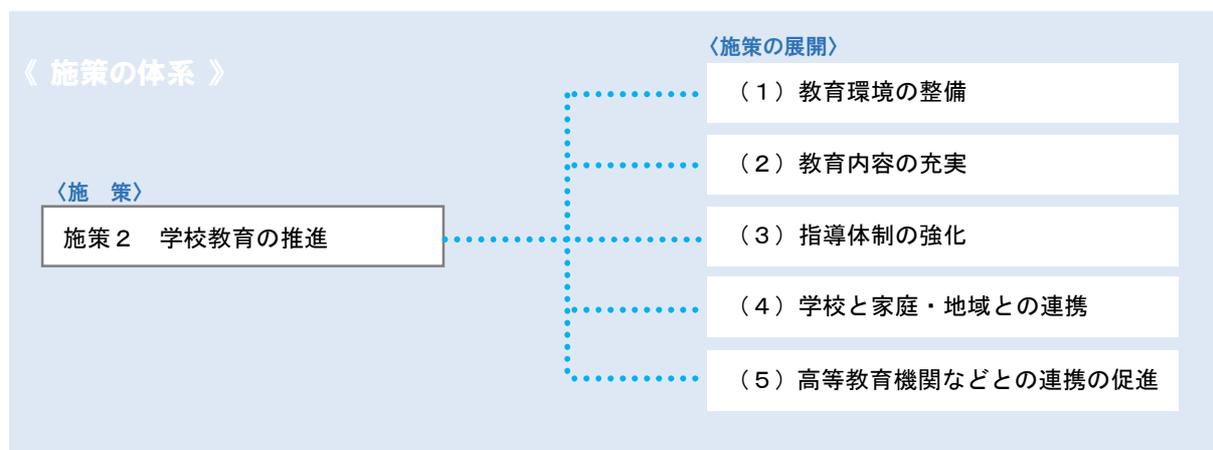
全国的に少子高齢化や都市化・過疎化の進展、核家族化による家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などを背景に、子どもと地域とのつながりの希薄化が懸念されており、親子や教員と児童生徒、子ども同士の関係や、親・教員以外の大人との触れ合いが重要となってきています。

国では、学校週5日制の導入以降、学校、家庭、地域社会が相互に連携し、土曜日や日曜日を活用しながら、子どもたちが社会体験や自然体験など様々な活動を経験し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育てていく方針が打ち出されました。

本市では、旧耐震基準で建設された各小中学校施設の耐震化を平成25年に全て完了するとともに、学校施設のトイレのバリアフリー化・多目的トイレの整備や、各小中学校の周囲のフェンス設置、安心安全な給食を提供するため設備の更新など、様々な教育環境の整備を行ってきました。

現在、市内の小学校は9校で児童数は1,482人、中学校は3校で生徒数は864人（平成25年5月1日現在）となっています。平成21年度に小学校3校の統廃合を行いました。児童生徒が減少傾向の地域があるため、もあります。今後も小中学校適正規模基本方針を踏まえながら、学校施設整備計画を策定し教育環境の整備を図るとともに、山県市教育振興基本計画に基づき教育内容の充実や指導体制の強化に努めます。

『分かる授業・心にひびく教育』をキーワードに、特色ある学校づくりを推進します。そのため、学ぶ意味や喜びを味わえる学習づくり、児童生徒のよさを生み出す環境づくり、信頼に満ちた安心、安全な学校づくりを具現するための事業を推進します。



〈施策の展開〉		
2. 学校教育の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●安全性、快適性や時代に即した学校施設環境の充実を図るとともに、障がいのある児童・生徒に対応したバリアフリー化などの計画的な改修整備に努めます。 ●子どもが放課後や休日などに安全に安心して活動できる居場所づくりのため、地域などの協力を得ながら教育環境の整備に努めます。 ●小中学校の適正規模を図るため、小中学校適正規模基本方針を踏まえ教育環境の整備を図ります。 ●安心・安全な給食を提供するための施設・設備の充実に努めます。 	学校教育課
(2) 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●山県市教育振興基本計画に基づく指導方針を実践するとともに、地域や学校の特色を生かした教育課程の確立に努めます。また、学校・学級の規模に応じた指導・評価体制の強化に努めます。 ●ICT教育や環境、人権、国際理解など、時代に即した教育内容の充実や学習機会の拡充を図ります。 ●地域に学ぶ教育を推進し、地域との一体感や愛情・誇りの醸成に努めます。 ●道徳教育の充実に努めるとともに、地域の高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動などを通じて、心の教育を推進します。 	学校教育課
(3) 指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●学校規模に応じて教育経験や指導経験を踏まえた実践交流を推進し、技術やノウハウの相互活用を図ります。 ●各学校の教育活動の支援を目的として、学習や読書における支援の充実を図ります。 ●教育センターの研究・研修機能を強化し、教育課題への対応力や教職員の資質向上のための研修を実施します。また、関係機関と連携し、ニーズに応じた各種研修機会の拡充を図ります。 ●教育センターにおける専門の相談体制を充実させるとともに、家庭や専門機関との連携を図り、不登校対策や軽度発達障がいの対応などの強化に努めます。 ●関係機関との連携を図りながら、健康教育や心の教育を通じて健康で豊かな人間性を育む教育に努めます。 	学校教育課
(4) 学校と家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園や保育園、小中学校との連携を図り、就学前一貫した教育体制の充実に努めます。 ●学校と家庭・地域の連携を強化し、子どもの健全な育成のための学校づくりに努めます。 ●見守り隊の活動などを中心に、保護者や地域との連携を図り、児童・生徒の登下校時の安全管理体制を強化します。 	福祉課 学校教育課
(5) 高等教育機関などとの連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●特色ある高等学校づくりに向けた取り組みや交流活動などに対する支援に努めます。 ●就学支援のため、奨学金制度など各種制度の充実を図り、高等教育を希望する生徒の就学機会を拡大します。 ●各小中学校への教育実習やインターンシップ、教職員の大学での研修機会の提供などにより、大学との連携を促進します。 ●山県市生徒指導情報交流会などの学校間における情報交換の機会を拡充し、市内の生徒指導に関する共通理解に努めます。 ●岐阜女子大学との包括協定により、地域社会の発展と人材育成になど、多様な分野での包括的な連携・協力を図ります。 	学校教育課

〈 主な数値目標 〉

数値目標の例【H26⇒H31】

- ・ 読書指導員配置学校数
 - ・ 見守り隊の設置数/参加人数/研修回数
 - ・ 生徒指導情報交流会の実施回数/参加者数
 - ・ 教育関係者等の研修実施回数・読書指導員配置学校数
- 等から掲載可能なものをご検討ください

3. 青少年の健全育成

青少年は、家庭や学校はもとより地域との関わりや社会体験、スポーツなどの様々な経験を通じ、人間性豊かな社会性を身に付けた大人へと成長します。

近年、青少年に関わる事件・事故や、スマートフォン・インターネットを介する犯罪やいじめなども大きな社会問題となっており、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むことがより一層必要となっています。

本市では、山口市青少年育成市民会議において、「少年の主張大会」、「市長と語る会」、「推進大会」、「街頭啓発」などの事業を主催し、青少年の健全育成に向けた活動を積極的に推進してきました。

また、市内の各地域においても、青少年と地域住民の交流事業が実施されていますが、地域での格差も見られています。今後も地域や関係団体の連携を深めながら、地域活動への参加機会の提供や、安全で活発に活動できる居場所の確保など、地域との連携を密にした活動を推進することが必要です。

市長と語る会の写真を掲載

青少年問題の持つ重要性を鑑み、国や県の施策を踏まえたうえで、地域の理解と協力を得ながら、地域の宝である青少年の健全育成を図り、次代を担う人づくりに努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策3 青少年の健全育成

〈 施策の展開 〉

(1) 青少年健全育成推進体制の充実

(2) 青少年組織の育成と活動の促進

(3) 青少年の健全育成環境の充実

〈施策の展開〉

3. 青少年の健全育成

項目	施策の内容	担当課
(1) 青少年健全育成推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none">●家庭・学校・地域が連携を図り、青少年健全育成のための推進体制や活動方針の確立に努めます。●青少年育成市民会議の活動を充実するとともに、子ども会やスポーツ少年団などとの連携を強化します。	生涯学習課
(2) 青少年組織の育成と活動の促進	<ul style="list-style-type: none">●子ども会やスポーツ少年団などの活動を促進するとともに、活動内容の充実などの主体的な取り組みを支援します。●青少年健全育成を支援する組織や団体に対する支援を行います。	生涯学習課
(3) 青少年の健全育成環境の充実	<ul style="list-style-type: none">●公民館や学校施設などを活用しながら、青少年が安全で主体的に活動できる居場所の確保に努めます。●青少年に対して自然体験などの活動や様々な交流の機会を提供し、適切な判断力を身に付ける契機づくりに努める。	生涯学習課

〈 主な数値目標 〉

少年の主張大会来場者数
【H25: 170人⇒H31: 200人】

推進大会来場者数
【H25: 180人⇒H31: 200人】

第2節 生涯学習・スポーツの推進

1. 生涯学習の条件整備

市民一人ひとりが自由に学ぶことができ、自らの成長や自己実現を図るとともに、学習活動を通じて生きがいや人とのつながりを育み、その成果を地域などに還元することは、地域の活性化にもつながります。

本市では生涯学習活動の主な拠点となる中央公民館（3館）と地区公民館（12館）を中心に、市民による主体的な学習活動が展開されています。生涯学習の推進にあたっては、関係機関や地域との連携を図りながら、中央公民館を中心とした生涯学習の方針や年間計画の検討などを行い、一歩進んできました。地区公民館では地域に即した行事を取り入れ、市民との協働による地域づくりと地域の特色を生かした事業の展開に取り組んでまいります。

しかし、過疎化や少子高齢化、市民ニーズの多様化が進行する中、公民館の機能の分担・統合や講座のあり方など、効果的かつ効率的な管理・運営を図る必要が生じています。

生涯学習施設の充実を図るとともに、生涯学習の指導者の育成・確保に努めます。また、市民ニーズを踏まえながら、地域との協働により生涯学習を通じたまちづくりや人づくりに努めるとともに、効果的かつ効率的な生涯学習施設の管理・運営を図ります。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 生涯学習の条件整備

〈 施策の展開 〉

(1) 生涯学習推進体制の整備

(2) 学習施設の機能強化

〈施策の展開〉

1. 生涯学習の条件整備

項目	施策の内容	担当課
(1) 生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none">●生涯学習リーダーや指導者の育成・確保を進めるとともに、生涯学習リーダーバンクの充実に努めます。●教育機関や関係団体との連携を強化し、市民が生涯学習の成果を活用できる場や機会の拡充に努めます。	生涯学習課
(2) 学習施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none">●公民館の位置づけや機能の検討を進めるとともに、市民の学習ニーズに対応できる施設・設備の充実に努めます。	生涯学習課

〈 主な数値目標 〉

公民館利用者

【H25: 90,314人⇒H31: 100,000人】

その他の指標

- ・生涯学習リーダーバンク登録者数
- ・研修や講座の実施回数・参加者数 など

2. 主体的な学習活動の支援

社会状況やライフスタイルが大きく変化する中、生涯学習活動は、自己実現のみならず、地域の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成等、地域にとって大変重要なものとなっています。

公民館等における生涯学習活動は、現在、26 講座、189 サークルが自主的に運営されています。本市では「生涯学習ガイド」を発行し、講座やサークルの紹介を行うとともに「広報やまがた」や山県市有線テレビ（CCY）などを活用した情報の提供に努めてきました。しかし、講座やサークルの参加者は年々高齢化しており、女性が多く男性が少ないといった状況もみられています。今後、過疎・高齢化が進む中で、市民ニーズを重視しながら、運営の見直しや、市民ニーズを踏まえた講座内容の充実を図る必要があります。

また、図書館については、蔵書検索や貸出予約などをインターネットで行えるようにする図書 Web 公開システムを整備するなど、利用者サービスの充実に努めてきました。今後も、重要な生涯学習拠点の一つとして、市民に愛され、役に立つ魅力ある図書館づくりを推進していく必要があります。さらに、子どもの読書活動の推進に関する法律のもと、市の推進計画に基づいて図書館を中心に学校、家庭、地域が連携し、子どもの読書推進に一層努めていく必要があります。

多様な情報媒体の活用により生涯学習情報の提供を充実し、市民の生涯学習への関心や参加意欲の向上に努めます。また、地域づくりにつながる活動や生活に密着した学びの場等の特色ある講座を提供し、学習サークルなど市民の自発的な学習活動を支援します。

図書館においては図書資料の充実をはじめ学校・地域・家庭との連携の下、子どもの読書活動の推進に一層努めるとともに、歴史民俗資料館、美術館を併設する複合施設の利点を活かし、学習の場、憩いの場として、市民に役立つ魅力ある施設運営を目指します。



〈施策の展開〉		
2. 主体的な学習活動の支援		
項目	施策の内容	担当課
(1) 図書館利用の促進 ※要ご相談	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館ホームページや図書館情報システムの活用により、図書館利用者の自発的な学習活動の促進に努めます。 ●図書館を中心として、学校、家庭、地域が連携による子どもの読書推進に努めます。 ●魅力ある図書館を目指し幅広い分野の図書資料の収集に努め蔵書の充実を図ります。 ●読み聞かせボランティア等による絵本等の読み聞かせを推進するとともに、親子等を対象とした物作り講座など楽しいイベントを開催し、図書館利用を促進します。 	生涯学習課
(2) 学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズを踏まえ、講座・教室の見直しや内容の充実に努めます。利用者からの要望に応え、毎年新しい講座を計画し、ニーズを大切にしながら、趣味趣向だけでなく生活に密着した講座・教室をコーディネートし、学習内容の充実を図ります。 ●講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。また、今後も3年間の講座終了時には、サークルとして長く活動ができるよう支援します。 	生涯学習課

〈 主な数値目標 〉

図書館貸出冊数

【H25: 143,201冊⇒H31: 150,000冊】

サークル数

【H25:189件⇒H31:190件】

公民館講座数

【H25: 26件⇒H31: 30件】

※図書館貸出冊数については、3節-1から移動しました。

現段階では(1)が図書館の内容のみのため「図書館利用の促進」とタイトルを変更して掲載していますが、生涯学習課さんからのご提案のように、図書館の記載を3節-1にへ移動することも検討する必要があります。その場合、施策の展開が一つだけとなりますので、新規項目を検討します。

3. 生涯スポーツの推進

生涯スポーツは、市民の健康や体力の維持・増進、さらには市民の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するために、重要な役割を担うものです。

近年では、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい者の社会参加、青少年の健全育成など多様な面において、スポーツや体力づくりの重要性が高まっていることから、今後も、関係団体との連携を図りながら、計画的な指導者の育成・確保に努めるとともに、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備などが必要です。

本市では、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、平成20年度より一部地域のスポーツ施設に指定管理者制度を導入しています。民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減に努めた結果、利用者数も増加しており、引き続きサービス向上と効率的な運営に努めながら、利用環境の充実を図ることが求められています。

また、本市は総合型地域スポーツクラブを展開し、市民が希望するスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整備しているほか、各種軽スポーツ大会を積極的に開催しています。

今後も、体育協会やスポーツ少年団・スポーツクラブが中心となり、指導者の育成派遣などを通じて、生涯スポーツの推進や競技スポーツの発展に努めていくことが必要です。

スポーツや体力づくりの重要性や楽しさについての周知を図り、市民への普及に努めます。また、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備や、指導者の育成・確保を図り、スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策3 生涯スポーツの推進

〈 施策の展開 〉

- (1) スポーツ・レクリエーション環境の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充

〈施策の展開〉

3. 生涯スポーツの推進

項目	施策の内容	担当課
(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実	<ul style="list-style-type: none">●市民の健康増進や施設の利用促進及び有効利用を目指し、競技用施設を除き設※担当課さんにご確認において、使用料の無料化を実施します。●総合運動場をはじめ、市内の体育施設の効率的な管理・運営に努め、有効活用を促進します。●利用者ニーズなどを踏まえ、総合運動場や体育施設の充実を図ります。●スポーツ・レクリエーションの指導者やリーダーの確保に努めます。	生涯学習課
(2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充	<ul style="list-style-type: none">●社会体育施設に指定管理者制度を導入し、サービス向上に努めます。●「総合型地域スポーツクラブ補助金」によりスポーツ教室等を開催し、内容の充実を図ります。●体育協会などの関係機関と連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できるスポーツ企画の充実を図るとともにウォーキングイベントなどの開催により、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。●自然環境を活かし、レクリエーションの場や機会の確保を進めるとともに、サイクリング・ウォーキングロードの活用促進に努めます。	生涯学習課

〈 主な数値目標 〉

やまがたウォーキングイベント（年2回）
【H25: 37人（年1回）⇒H31: 150人】

山口市ラジオ体操・みんなの体操会
【H25: 1,300人⇒H31: 1,300人】

その他の例

- ・スポーツ教室の開催回数・参加者数
- ・新規の軽スポーツ導入件数 等

第3節 芸術・文化の振興と歴史資産の継承

1. 芸術・文化の振興

文化芸術振興基本法の基本理念に即して、将来にわたって市民が文化的な生活を送ることができるよう、多様な文化芸術に触れ、活動できる機会を提供していく必要があります。

本市では、図書館を中心に、「歴史民俗資料館」、「美術館」、「花咲きホール」、「古田紹欽記念館」を含む一帯を文化ゾーンと位置づけ、多様な文化事業を推進しています。

「花咲きホール」では、乳幼児から優れた芸術文化に触れる機会を提供する「0歳からのコンサート」や市民参加の演劇を開催しているほか、市民主体の芸術文化活動を育成、支援しています。また、学校や保育園などを対象にしたアウトリーチ事業を積極的に展開しています。そのほか、「歴史民俗資料館」では、資料の収集と公開と活用、「美術館」では、市民の作品展や優れた芸術作品の展示、「古田紹欽記念館」では、日本文化や地域文化の紹介や情報発信をはじめ市民茶会などを実施するなど、それぞれの施設の特長を活かしながら一体的な活用を図っています。

今後も、市民一人ひとりの文化的資質の向上に繋がる多様な文化事業を積極的に展開していく必要があります。

乳幼児から高齢者まで、誰もが文化芸術に親しむことができる機会を提供するとともに、市民の主体的な文化芸術活動を促進し、文化の香り高いまちづくりに寄与します。

また、文化施設それぞれにおける機能の強化と充実を図り、施設相互の連携のもとに相乗効果を生み出すとともに有効利用に繋げ、市民にとって魅力ある文化活動拠点づくりに努めます。



学校アウトリーチ



市民創作演劇



古田紹欽記念館特別展

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 芸術・文化の振興

〈 施策の展開 〉

(1) 文化施設の充実

(2) 芸術・文化活動の促進

〈施策の展開〉		
1. 芸術・文化の振興		
項目	施策の内容	担当課
(1) 文化施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の文化芸術活動の拠点となる文化施設の機能の維持・充実に努め、市民に親しまれ、利用しやすい文化施設の運営を図ります。 	生涯学習課
(2) 芸術・文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●文化の里花咲きホール、古田紹欽記念館において、市民の文化芸術の観賞機会や参加による文化創造の機会を拡充します。 ●利用促進を図るための文化情報の発信機能を強化します。 ●歴史民俗資料館を核として、民俗資料の収集整理及び公開、活用を図ります。 ●美術館の活用を促進するため、企画展や市民作品展等を実施し、周知のための広報を推進します 	生涯学習課

〈 主な数値目標 〉

花咲きホール稼働率
【H25: 71.38%⇒H31: 75%】

古田紹欽記念館 抹茶体験
【H25: 1,665人⇒H31: 1,800人】

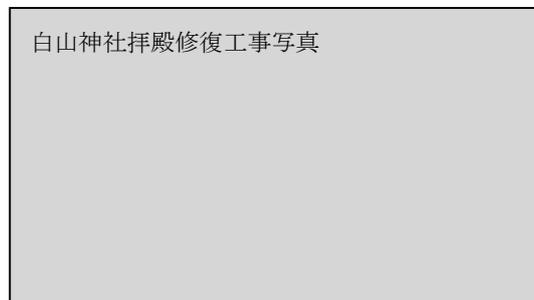
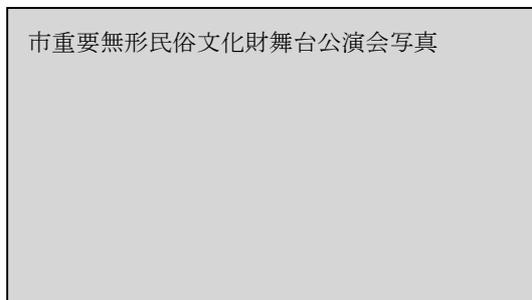
2. 文化財と伝統芸能の継承

本市には国・県・市指定文化財計85件をはじめ、古くからの伝統や文化遺産が数多く所在しています。しかし、経済的な発展と社会的基盤の整備が急速に進められ、人々の暮らしが豊かになった結果、先人が築き、親から子、そして孫へと連綿と守り、語り継がれてきた文化財や伝統芸能の大切さを見失いがちになっており、このままでは後世に継承していくことが難しくなっています。

本市では、文化財の調査や保存のための支援、体制の整備に加え、ホームページや広報紙等を活用した広報や情報提供を行い、継承・活用を促進する環境づくりに取り組んでいます。また、山縣市重要無形民俗文化財伝承活用事業実行委員会において、シンポジウム・舞台公演会を行い、歴史上・芸術上価値の高い文化財を広く周知するとともに、公演を機とした各団体の活性化にも努めてきました。今後も生涯学習など様々な機会を活用しながら、市民への一層の周知を図る必要があります。

地域の伝統芸能等については、担い手の不足や伝承者の高齢化などの問題を抱えており、後継者の育成に向けた環境の整備が課題となっています。

本市では、市民団体との連携により歴史・文化の調査研究を行っていますが、このような連携を一層強化し、市民を巻き込んだ文化財の保護・活用のためのネットワークづくりに努めていくことが必要です。



文化財の調査・研究の推進や市民への文化財情報の積極的な提供に努めるとともに、文化財の保存と活用に取り組む文化財保護団体等への支援と連携の強化に努めます。また、地域の伝統芸能や伝統行事の継承と振興を図るため、保存団体が行う後継者育成や公開の充実に向けた取り組みを支援するとともに、郷土の美しい自然や豊かな歴史的風土の中で培われた貴重な文化財を次代に確実に引き継ぐための、文化財を活用した教育普及活動に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策2 文化財と伝統芸能の継承

〈 施策の展開 〉

(1) 文化遺産の保護

(2) 文化遺産の継承と活用

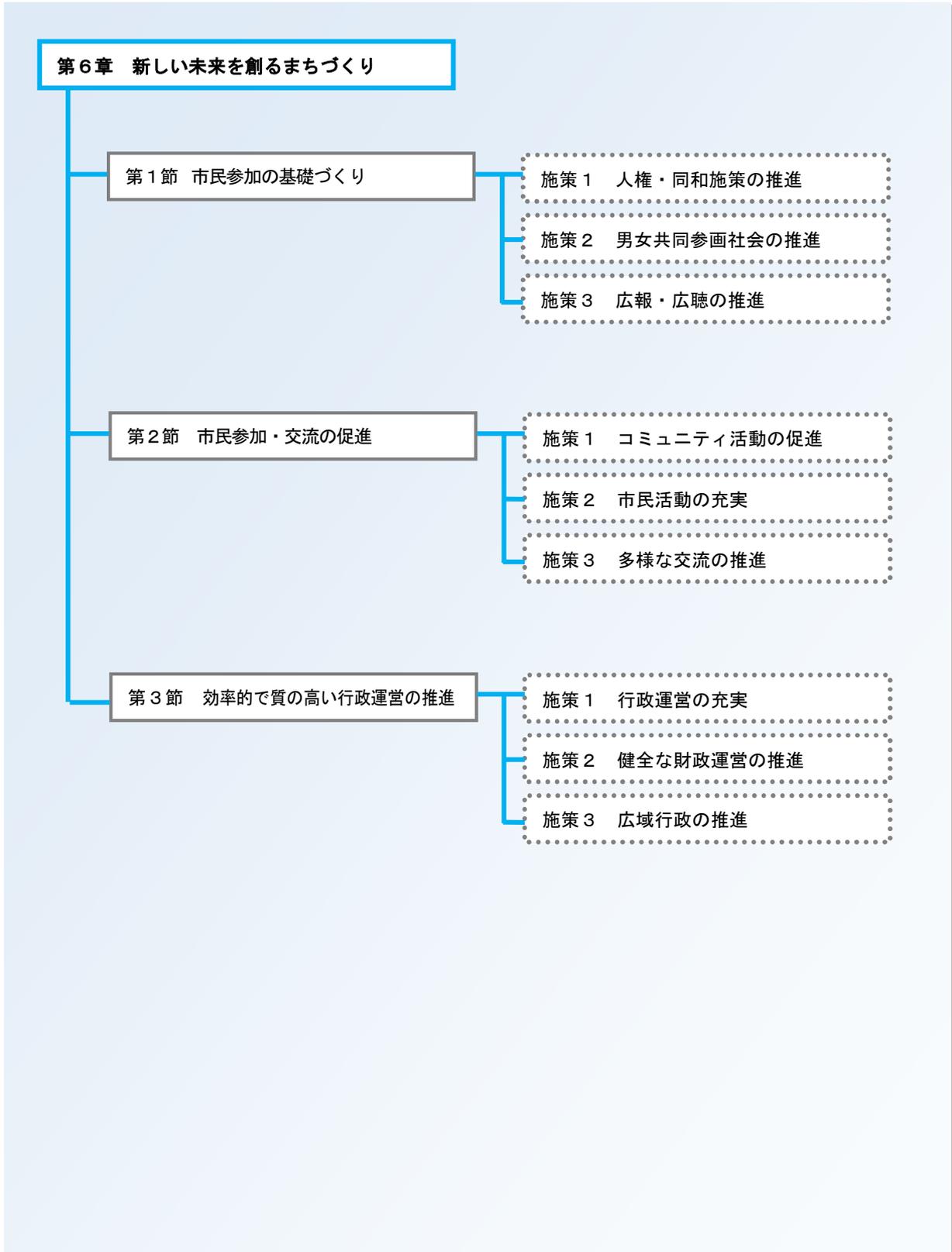
〈施策の展開〉		
2. 文化財と伝統芸能の継承		
項目	施策の内容	担当課
(1) 文化遺産の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺跡の発掘や文化財の調査体制の充実を図り、文化遺産についての調査データ（図面、歴史資料、聞き取り調査記録、写真、映像記録等）を整備し、学術的評価を明確にするとともに、その保護に努めます。 ● 国・県・市指定有形文化財の修理・修繕の必要が生じた際には補助金を交付し、文化財の保存と活用を図ります。 	生涯学習課
(2) 文化遺産の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 無形民俗文化財等の保存活動を支援し、小中学校の学習活動に取り入れるなど、生涯学習の機会を活用し、伝統行事や郷土芸能の継承に努めます。また、郷土芸能の編集を行い、後世に残します。 ● 文化遺産の調査成果の公表や活用により、市民の理解や関心を高めます。 ● 市民による保護・活用のためのネットワークづくりを促進し、文化遺産をまちづくりに活かし継承に努めます。 	生涯学習課

〈 主な数値目標 〉

市重要無形民俗文化財舞台公演会来場者数
【H25: 300人⇒H31: 315人】

歴史関係出前講座実施回数
【H25: 5回⇒H31: 10回】

第6章 新しい未来を創るまちづくり



第1節 市民参加の基礎づくり

1. 人権・同和施策の推進

国際化の進展に伴い、人種、民族、宗教をめぐる差別など人権問題は地球規模での対応が進められており、国の「人権教育のための国連10年国内行動計画」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などを踏まえた各種の対応が必要となっています。

本市では「山県市人権施策の推進指針」を策定し、「山県市人権教育・啓発推進協議会」を中心に、社会教育の「社会人権教育推進協議会」、学校教育の「学校人権教育推進委員会」がそれぞれ事業を展開し、相互の連携により人権・同和教育を進めています。

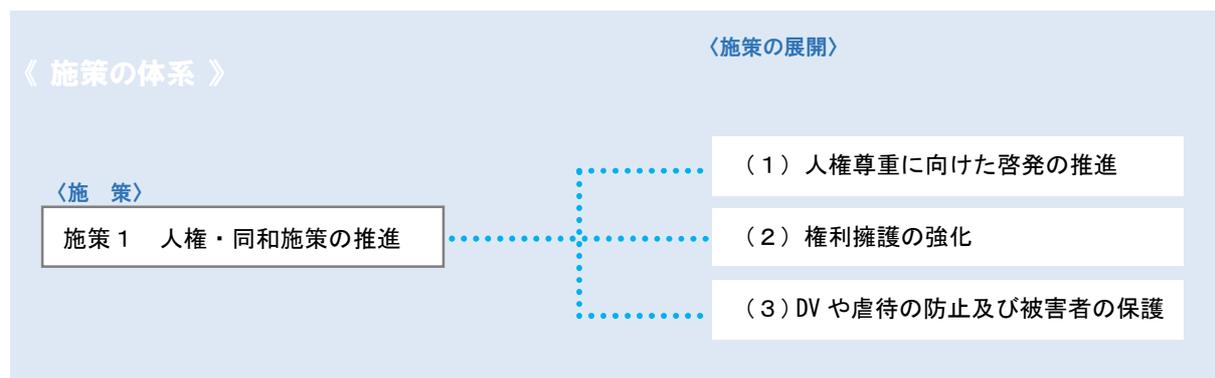
近年、児童虐待や高齢者虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などのほか、障がいや疾病などにかかる様々な差別や偏見が問題となっていることから、さらに関係機関との連携を図り、実態把握や啓発活動を進める必要があります。

また、多様化する人権問題への正しい理解と認識を深め、人権感覚を磨くことは、学校教育において非常に大切な課題のひとつです。

本市の各学校では、人権教育の全体計画を策定するとともに、全ての教育活動を通じ、人権教育を意識した活動の推進や、同和問題、人権問題に関する研修会の開催など、児童生徒の教育に努めています。今後は、教育活動を通じて人権尊重の精神がみなぎる学校、地域を目指し『心にひびく教育』を一層推進する必要があります。

人権・同和についての総合的な教育・啓発を推進し、家庭や学校、地域、職場での人権尊重の理念の普及・定着に努めるとともに、差別事象の発見と被害の防止に努めます。また、児童虐待や高齢者虐待、DV等については、関係機関との連携を図りながら、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。

学校においては、その他関係機関と連携を図りながら、学校教育や社会教育での人権・同和教育を推進します。



〈施策の展開〉

1. 人権・同和施策の推進

項目	施策の内容	担当課
(1) 人権尊重に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">●人権についての講演会や、花咲きホールイベント開催時に合わせた人権啓発活動の開催など、地域に密着した人権啓発活動を行い、家庭や学校、地域、職場での人権尊重の理念の普及・定着に努めます。●障害者の権利に関する条約に基づき、福祉課との連携を図り、障がい者への合理的配慮※解説追加検討の提供に努めます。●教育関係者を対象に人権同和問題に関する研修会を実施します。●市内各小中学校（12校）において、人権教育全体計画を策定して取り組みを進めるとともに、学校・家庭・地域等連携した啓発活動等に努めます。	生涯学習課 学校教育課 福祉課
(2) 権利擁護の強化	<ul style="list-style-type: none">●人権擁護委員などとの連携により、学校教育や社会教育、隣保館活動などを通じて、同和問題の解消・人権問題に関する啓発活動を進めるほか、相談事業や関係機関との情報交換を通じて、差別事情の把握と解消を図ります。	生涯学習課 福祉課
(3) DVや虐待の防止及び被害者の保護	<ul style="list-style-type: none">●DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待などについては、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法の各法律に基づき、福祉課や関係機関との連携を図り、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。	生涯学習課 福祉課

〈 主な数値目標 〉

山県市人権教育講演会
【H25:170人⇒H31:250人】

その他の指標

・人権擁護に関連する市民活動の開催数・参加者数

等

2. 男女共同参画社会の推進

少子高齢化、家族や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化、国際化や情報化など、社会環境が著しく変化している中で、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築いていくことが求められています。

国においては平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」が、県においても平成 26 年に「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」が策定され、男女共同参画の各種取り組みが進められています。

本市では、第 2 次山県市男女共同参画プランを平成 24 年に策定し、関連施策の推進に努めてきましたが、しかし、男女共同参画意識については高まりがみられるものの、実生活においては、根強い男女の固定的な役割分担意識があり、家事、育児、介護の負担、雇用、男性中心の各種組織のあり方など多くの課題があります。

また、近年ではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の必要性がうたわれており、多様なライフスタイルや働き方に応じた各種支援活動の検討が必要となっています。

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めるとともに、地域づくり・まちづくりにおいても、男女共同参画を推進し、男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる、活力あるまちづくりを推進していきます。また、ワーク・ライフ・バランスを支援する施策の充実を図ります。

〈 施策の体系 〉

〈 施 策 〉

施策 2 男女共同参画社会の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 男女共同参画意識の啓発

(2) 男女共同参画の条件整備

〈施策の展開〉		
2. 男女共同参画社会の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の意識啓発について、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて情報を発信し、男女共同教育を推進します。 	企画財政課
(2) 男女共同参画の条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的、計画的に取り組めます。 ●審議会や委員会などへの女性の参画を推進すると同時に、女性の参加しやすいしやすい条件整備を図ります。 ●関係機関との連携を図りながら、女性の社会参加や自立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスなどの情報提供の充実を図ります。 	企画財政課

〈 主な数値目標 〉

女性委員等の登用率
【H24:38.2%⇒H31:35%】

学童保育の参加者数
【H25: 185人⇒H31: 180人】

延長保育の利用者数
【H25: 156人⇒H31:200人】

女性消防団員数
【H25: 4人⇒H31:10人】

3. 広報・広聴の推進

地方分権社会においては、まちづくりの主役である市民が「自ら考え自ら行動する」ことが重要であることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、市民・地域と行政との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

広聴活動では、パブリックコメントの実施や計画策定段階における市民参加、各自治会の意見・要望などの把握に努めているほか、市民座談会や出前講座などを活用し、市民のニーズの把握に努めています。今後も、まちづくりの課題やテーマに応じて、市民が意見交換できる機会の拡充とともに、情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、プライバシー保護に配慮した行政の透明性の確保に努めていきます。

また、近年、パソコンやスマートフォンの普及により、動画やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、アプリなどを活用した新しい広報活動が注目されるようになっていきます。平成25年度に実施したアンケートの結果では、広報紙は約9割の市民が読んでいますが、ホームページは約5割の市民が見たことがない状況となっており、市民のニーズを踏まえた掲載内容の充実が課題となっています。

<データ掲載予定>
平成25年度広報アンケート結果

市民が必要とする市政に関する情報を、様々な媒体を通じてわかりやすく提供するほか、内容の充実を図ることで市政への関心を高めます。その際には、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な情報公開や意見収集に努めます。

< 施策の体系 >

< 施策 >

施策3 広報・広聴の推進

< 施策の展開 >

(1) 広報活動の充実

(2) 公聴活動の充実

(3) 情報公開の充実

〈施策の展開〉		
3. 広報・広聴の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙、広報番組、ホームページ、SNS等多様なメディアを使い分け、市民が必要とする市政に関する情報をわかりやすく提供します。 	企画財政課
(2) 広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種委員会や審議会、説明会、パブリックコメント等の機会を活用し、政策などについての広聴活動を推進し、市民の要望や提言の把握に努めます。 ● ホームページを閲覧した市民が、ホームページ上で意見や質問を送信できるように努めます。 	総務課 企画財政課
(3) 情報公開の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開制度や個人情報保護制度に対応した情報管理に努めます。 	総務課

《 主な数値目標 》

広報紙購読率

【H25: 87.8%⇒H31: 90%】

市民座談会

【H25: 202人⇒H31: ●人】

ホームページ閲覧率

【H25: 39.8%⇒H31: 50%】

第2節 市民参加・交流の促進

1. コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動は市民の暮らしを支える重要な役割を担っており、核家族化や少子・高齢化が進む中で、地域福祉や生活安全などの様々な分野で効果が期待されています。特に今後、増加が予想されるシニア層を中心に、より多くの市民がコミュニティ活動に参加し、市民主体のまちづくりがより一層進むよう、各種団体への情報提供や支援の充実、市民活動拠点施設の整備などが必要となります。

本市では、現在、コミュニティ活動は自治会組織を中心に行なわれており、その連合組織である自治会連合会は各コミュニティと行政とのパイプ役として重要な役割を果たしています。自治会連合会と行政は様々な機会を活用して相互交流を図っており、今後も引き続き相互交流活動を促進します。

一方で、自治会への加入や活動に参加する人は減少傾向にあります。行政や自治会において加入促進や活動への参加の呼び掛けを行っていますが、増加は難しい状況にあるため、地域の自主性に配慮しながら、地域コミュニティと行政との役割分担などを検討し、安心していきいきと暮らせる地域づくりに向けて、コミュニティ活動を促進することが必要です。

公民館など、コミュニティ活動の拠点についての計画的な整備を進めます。また、自治会活動を促進するとともに、市民ニーズに対応したテーマ別活動を推進するなど、地域に密着した様々なコミュニティ活動を支援し、地域力の向上に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策1 コミュニティ活動の促進

〈 施策の展開 〉

(1) コミュニティ活動の条件整備

(2) コミュニティ活動の促進

〈施策の展開〉

1. コミュニティ活動の促進

項目	施策の内容	担当課
(1) コミュニティ活動の条件整備	<ul style="list-style-type: none">● コミュニティ施設の改修・整備を支援すると同時に、バリアフリー化などの促進に努めます。● 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ります。	総務課 企画財政課
(2) コミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none">● 自治会事業への支援を通じて、自治会の自主的な活動を促進し、地域住民による主体的なまちづくりの機運の醸成を図ります。● 福祉や学習・スポーツ、環境美化または市外との交流など、様々な分野やテーマにおけるコミュニティ活動を支援します。	総務課

〈 主な数値目標 〉

【H25:⇒H31:】

【H25:⇒H31:】

2. 市民活動の充実

地方自治体の財政状況は厳しさが増す一方、地方分権がさらに進展し、市民ニーズも多様化するなか、市民のまちづくりへの参加に対する必要性が高まっており、市民と行政がともに役割を担い合う、協働型のまちづくりが期待されています。

本市においても、各種審議会や委員会等での市民公募等に取り組んでいますが、さらに、市民が地域に愛着と誇りを持って、自発的に参加することができる機会の提供や、市民主体のまちづくり活動の支援を充実する必要があります。

また、各種団体や自治会、大学、企業等、様々な主体と協働・連携する活動においても、市民の参画を促進し、知的・人的・物的資源の地域への還元を図る必要があります。

市民のまちづくりへの参画意識の醸成に努めるとともに、協働型のまちづくりを推進するための施策を研究し、参加機会の拡充に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施 策 〉

施策 2 市民活動の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 協働型まちづくり体制の確立

〈施策の展開〉

2. 市民活動の充実

項目	施策の内容	担当課
(1) 協働型まちづくり体制の確立	<ul style="list-style-type: none">● 各種審議会や委員会等での市民公募を促進し、市民の意見・提言を反映する機会を拡充します。● アンケート調査やインターネットを活用し、市民からまちづくりの課題や提言を公募し、市民活動を支援する仕組みの構築に反映します。● 地域での特色あるまちづくり活動への支援を充実するほか、市民や民間、行政が協働でまちづくりに取り組むことができる手法の研究に努めます。● 特定非営利活動法人（NPO 法人）などが進める高齢者の生きがいつくりや、地域資源の開発などのまちづくり活動の支援に努めます。	総務課 企画財政課

〈 主な数値目標 〉

市民公募件数
【H25:⇒H31:】

その他の指標

- ・ 住民が主体となった活動への参加経験
- ・ 市民によるまちづくり活動への支援件数
- ・ アンケート調査等の回収率

3. 多様な交流の推進

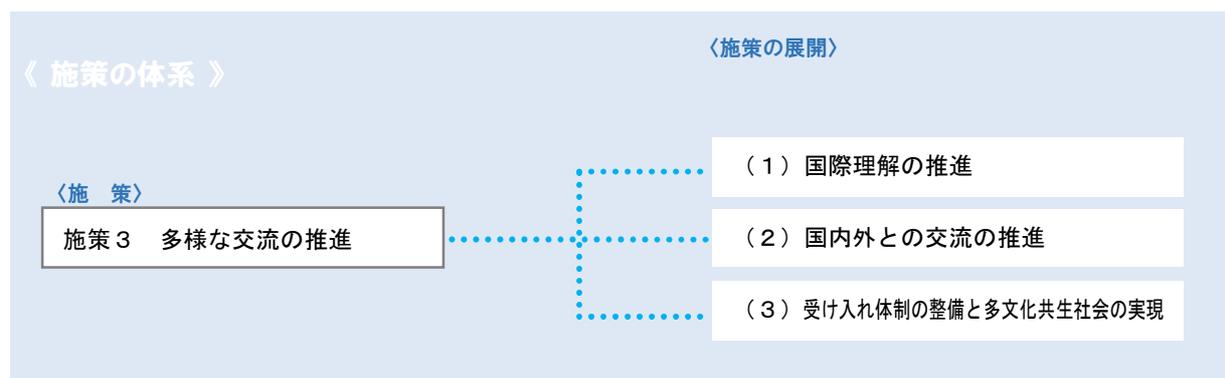
国際化が益々進み、人・物・情報の行き来が地球的規模で拡大するなか、諸外国との交流や相互理解の促進が重要となっています。地域における交流では、異文化・諸外国との相互理解を一層促進するとともに、地域の特性を明確にし、魅力ある地域づくりにつなげていくことも必要です。

本市では、語学や異文化を学ぶ機会を提供し、国際感覚を備えた人材を育成するため、小中学校において外国語指導助手（ALT）による語学教育を推進していますが、国際交流に対する意識の一層の向上に努める必要があります。

また、国外から日本への旅行者が増加傾向にあり、国をあげて外国人観光客の受け入れ体制の整備が進められています。現在、市のホームページやパンフレットは外国語表記がなく、外国人への対応が課題となっています。

市民の国際理解についての学習機会を拡充するとともに、地域の交流資源などを活用した多様な交流機会の創出に努め、国内外との市民主体の国際交流を推進します。多様な民族が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指していきます。

また、市内外を問わず、イベントや物産展などで市のPRを行い交流人口の増加を目指します。



〈施策の展開〉		
3. 多様な交流の推進		
項目	施策の内容	担当課
(1) 国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住の外国人やその他関係団体などの協力を得ながら、学校教育や生涯学習において異文化についての学習機会を拡充します。 ●市内小中学校に外国語指導助手（ALT）及び学習支援員（英語指導助手）を配置します。 	生涯学習課 学校教育課
(2) 国内外との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹都市フローレンス市への青少年海外派遣事業を継続するとともにフローレンス市からの国際交流員を受け入れ交流を図ります。市民の国際理解の促進に努めます。 ●市外で行われているイベントや物産展等にてPRを兼ねた特産品の販売等を行ってPRに努めます。 	生涯学習課 産業課
(3) 受け入れ体制の整備と多文化共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●山縣市ホストファミリーの会を中心に、外国からの派遣団の受け入れを進めます。 ●市を紹介する観光パンフレットの外国語表記を進め、主要な観光・交流施設などでの外国語表記による観光パンフレットや案内表示の整備に努めます。 	生涯学習課 産業課

〈 主な数値目標 〉

【H25:⇒H31:】

指標の例

- ・ 国際交流事業実施件数
- ・ 外国語指導助手及び学習支援員配置数

第3節 効率的で質の高い行政運営の推進

1. 行政運営の充実

少子高齢化への対応や地方分権の進展、市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズは複雑化し、行政の対応する領域も拡大してきています。そのため、本市では組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の見直し等を進めてきましたが、今後もニーズに即応したサービスの提供が必要となります。特に、市民の利便性に配慮し、利用者のニーズを踏まえた機能分担を図り、迅速で的確な対応に努めます。さらに、スマートフォン（高機能携帯電話）や世界的なソーシャルメディアの普及を背景に、素早く効率的に行政サービスを提供するための「情報インフラ」として、SNSを活用したサービスの充実も必要です。

本市では、平成24年から、事業仕分けを実施し、効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明の徹底、行政への市民参画促進及び職員の更なる意識改革に取り組んでいます。

今後は、窓口業務の円滑な運営や、各種専門研修などを通じた職員の能力の向上により、市民の利便性の向上のための、効率的で満足度の高い窓口サービスを目指すことが必要です。

一方で、財政状況は依然厳しい状況にあることから、行政評価などの活用によるマネジメント機能の強化を図るとともに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などに努め、成果を重視した効率的な行政運営を推進することが求められています。

市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズが複雑化していることから、市民の利便性の向上をめざし、職員研修による政策形成能力の向上に努めるとともに、職員配置の適正化等により窓口サービスの維持向上に努めます。

〈 施策の体系 〉

〈 施 策 〉

施策1 行政運営の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 行政組織の機能強化
- (3) 職員の資質向上と人事管理の充実

〈施策の展開〉		
1. 行政運営の充実		
項目	施策の内容	担当課
(1) 市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズを踏まえ、行政機能を適宜見直すとともに、機能に応じた人員配置に努めます。また、手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上を進め、市民に親しみやすい市役所づくりに努めます。 ●市民ニーズを踏まえ、窓口サービスの維持向上のため、毎月25日（休祝日の場合は翌開庁日）に窓口業務を午後9時まで延長します。 ●年度末最終日曜日及び年度始め第一日曜日を休日窓口として午前9時から午後5時まで、また、平成26年度からは毎月第2日曜日午前9時から正午まで開設し、利用者の利便性向上を図ります。 	総務課 市民環境課
(2) 行政組織の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地方分権の進展による行政事務の増大などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構等を見直します。 ●事務事業などの成果の明確化及び効率性や透明性の確保のため、行政評価などを進めていきます。 ●複雑で多様な行政課題への、横断的で柔軟な対応を図り、行政各部門間の連携・調整機能を強化し、情報の共有化を図ります。 ●手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化します。 	総務課 市民環境課
(3) 職員の資質向上と人事管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●自治大学校をはじめ、職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めます。 ●定員適正化計画に基づく効率的な人事管理を進めるとともに、人事評価制度の充実を図ります。 ●職員の健康管理を充実し、疾病などによる職務の停滞の防止及び業務効率の向上に努めます。 ●初級、中級研修専門分野の研修への参加により、知識の習得を図り、また、接遇研修等への参加により、おもてなしの心で接客することに努めます。 	総務課 市民環境課

〈 主な数値目標 〉

夜間窓口利用者数
【H25: 1,202件⇒H31: 1,000件】

広域相互発行利用者数（受託）
【H25: 1,470件⇒H31: 1,400件】

休日窓口利用者数（年度末・年度始めを含む）
【H25: 89件⇒H31: 400件】

広域相互発行利用者数（委託）
【H25: 648件⇒H31: 650件】

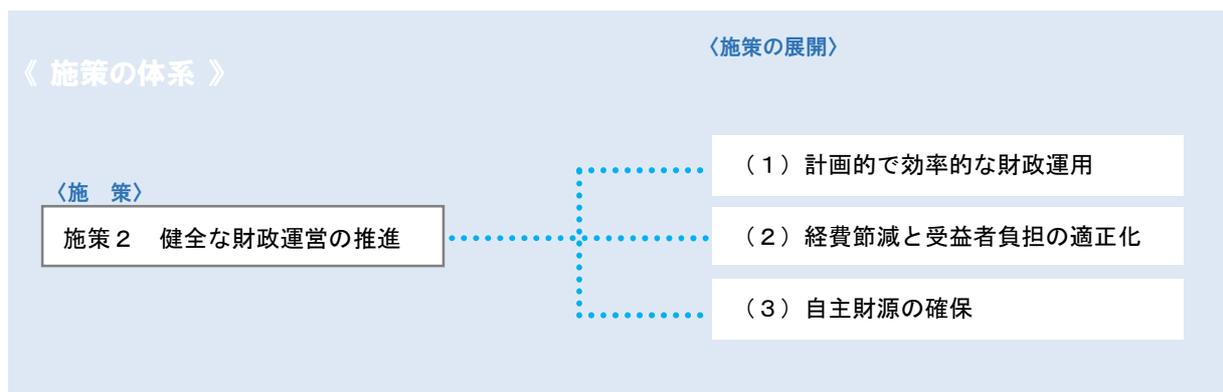
2. 健全な財政運営の推進

高齢化や人口減少、景気低迷や国・県の財政状況の悪化などにより、市税や補助金等が減少しており、本市の財政状況はきわめて厳しい状況にあります。そのため、効果的な制度や事業の活用を図るとともに、民間活力の活用や市民と行政との協働を推進し、さらなる経費削減に努め、財政の安定性や健全性を維持・確保しなければなりません。

また、公共施設等の更新時期を迎えるなか、全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

税の収納率向上対策としては、平成 21 年度よりエルタックス（地方税の電子化）及び毎月開設している夜間・休日相談窓口の設置、並びに平成 23 年度からコンビニエンスストアによる市税（普通徴収に限る市県民税、固定資産税、軽自動車税）の収納を実施しています。今後も納付機会の拡大について検討し、口座振替の推進などにより市民の利便性の向上を図り、市税の収納率の増加に努め、自主財源の確保に取り組む必要があります。

費用対効果を踏まえた事業採択や投資の厳選化、コスト管理の徹底を図るとともに、行政改革と歳出改革を継続し、最小の経費で最大の効果があげられるよう健全な財政運営を行います。また、市税納付機会の拡大を検討し、自主財源の確保に努めます。



〈施策の展開〉

2. 健全な財政運営の推進

項目	施策の内容	担当課
(1) 計画的で効率的な財政運用	<ul style="list-style-type: none">● 総合計画や各種計画と連動した予算編成を徹底し、事業の実現性を客観的・総合的に判断した予算編成を行います。● 行政活動の成果を明確な基準で評価する行政評価の導入を検討します。● 効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、成果なども考慮した枠配分方式による予算編成を検討します。● 新公会計制度による財務諸表の分析を基に中期財政計画に基づき、財政の透明性を高めるとともに、財政収支の明確な見通しのもと、計画的な財政運営を行います。また、財政運用の指針を明確にし、合目的で投資効果の高い財政運用に努めます。● 公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に推進します。	企画財政課
(2) 経費節減と受益者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設の指定管理者制度を促進し、効率的な維持管理体制を図ります。● 時流に即した事務事業の見直しを行う中で歳出のバランスを考慮し、使用料や受益者負担、補助金などの適正化や基準の明確化に努めます。	企画財政課
(3) 自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none">● 税の収納率向上対策として、エルタックス（地方税の電子化）や夜間・休日相談窓口の設置、及びコンビニエンスストアによる市税の収納を実施し、市税の収納率の確保に努めます。	税務課

〈 主な数値目標 〉

市税※の収納率（現年度＋過年度）

【H24: 93.3%⇒H31: **93.8%**】

※市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税

3. 広域行政の推進

社会経済の変化や道路・交通網の整備、情報化の進展に伴い、市民の生活行動や経済活動は一層広域化、複雑化してきており、います。

効率的な行政運営の観点からも、本市だけでは解決できない課題や、広域的な取り組みによって市民サービスの向上が図られる事務事業については、積極的に近隣市町との連携を進める必要があります。また、新たな自治体の枠組みの一つとして検討されている「道州制」についても、近隣市町との連携が必要です。

本市では、「岐阜地域広域圏協議会」に参加し、近隣8市町と相互連携していますが、さらに連携を強化し、事業の効率化や共通する行政課題への対応を図る必要があります。

また、大規模地震をはじめとする広域災害などに適切に対応するため、消防における広域連携体制の強化が必要となっています。

様々な広域的ニーズや共通する行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、協議会構成市町相互の連携強化を図ります。

〈 施策の体系 〉

〈 施策 〉

施策3 広域行政の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 広域連携事業の推進

〈 施策の展開 〉			
3. 広域行政の推進			
	項目	施策の内容	担当課
(1)	広域連携事業の推進	●行政ニーズや地域課題などに対応して、「岐阜地域広域圏協議会」の構成市町などとの共同事業や連携事業を推進します。また、テーマに応じて、新たな地域との連携事業の可能性を検討します。	企画財政課

〈 主な数値目標 〉

その他の指標

・岐阜地域広域圏協議会構成市町との共同事業等の実施件数